

平成22年9月1日

政策統括官付政策評価官室

(担当・内線) 政策評価官 篠原(7771)

室長補佐 安里(あさと・7773)

室長補佐 廣井(ひろい・7782)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3591)3902

報道関係者 各位

平成 21 年度実績等に関する

厚生労働省の政策評価結果を公表します

厚生労働省では平成13年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、厚生労働省が実施する政策・事業等について、政策評価を毎年実施しています。このほど、平成21年度の実績等を踏まえた評価をまとめましたので、公表します。

1. 厚生労働省の政策評価の枠組み

厚生労働省では、政策評価について基本計画（5年毎、現在は平成19年度～平成23年度）と実施計画（毎年度）を立てて取り組んでおり、これらの計画に基づき、**政策を71の単位に分けて事後的な評価（実績評価）**を行うこととしています。

また、**より細かい事業単位での評価（事業評価）**として、1億円以上の重点的な政策、10億円以上の事業、税制改正（法人税、法人住民税、法人事業税）等については、その開始等の検討に際しての事前評価、一定期間経過後の事後評価を実施しています。

このほか、制度の改廃に際しては、総合的な視点からの評価（総合評価）も実施することとしています。

なお、評価に当たっては、「政策評価に関する有識者会議」の開催や、実績評価書ごとに個別に有識者の意見を聴取することにより、有識者の意見を反映するべく努めています。

※ 詳細な解説は、別添1（政策評価の基本的枠組み）、別添2（政策評価の対象と評価方式）をご覧ください。

2. 評価結果の概要

(1) 政策の事後評価（実績評価）

平成 21 年度は、基本計画・実施計画に基づき、71 の政策のうち 32 の政策について事後評価を実施しました。その評価結果を踏まえた方向性は以下のとおりとなっています。厚生労働省では、この方向性を踏まえて、予算概算要求、税制改正要望、組織・定員要求を行っています。

<予算について>

- ・廃止を検討するもの 1 件
- ・見直しの上、増額を検討するもの 5 件
- 見直しの上、現状維持を検討するもの 12 件
- 見直しの上、減額を検討するもの 11 件
- ・見直しをせず、現状維持を検討とするもの 3 件

<税制について>

- ・税制改正要望を検討するもの 7 件

<機構・定員について>

- ・減員を検討するもの 2 件
- ・増員を検討するもの 7 件
- ・組織・機構の統廃合を検討するもの 1 件

※ 評価書の要旨は、別添 3（実績評価書要旨）をご覧ください。

(2) 事業等の事前・事後評価（事業評価）

平成 21 年度は、予算事業について、8 件の事前評価、23 件の事後評価を実施し、評価結果を予算概算要求へ反映しています。税制については、26 件の事前評価、1 件の事後評価を実施し、評価結果を税制改正要望へ反映しています。

※ 評価書の要旨は、別添 4（事業評価書（事前）要旨、事業評価書（事後）要旨）、別添 5（税制評価書（事前）要旨、税制評価書（事後）要旨）をご覧ください。

※ 各評価書の本体は、上記要旨とともに、厚生労働省ホームページ（政策評価・独法評価のページ <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html>）に 9 月上旬には掲載する予定です。また、政策統括官付政策評価官室では、本日から閲覧が可能です。

このほか、厚生労働省が実施する政策評価については、その結果を随時、ホームページにおいて公表していきます。

3. 国民の皆様からのご意見募集について

厚生労働省では、政策評価についての意見を随時募集しています。

評価書は随時、ホームページにおいて公表していますので、内容に関するご意見・ご感想等を以下のページにあるフォーム等を使ってお寄せ下さい。

いただいたご意見等は今後の政策評価の改善に活かしてまいります。

国民の皆様の声募集 <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

政策評価の基本的枠組み

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、各府省は、有識者の意見を聞きつつ、政策や事業について、事前や事後に、自己評価を実施することとされている。

政策評価は、同法に基づき、複数年に亘る基本計画を定めるとともに毎年度実施計画を定めて実施することとされており、現在は、第2期基本計画期間（平成19年度～23年度）に当たる。

厚生労働省では、12の基本目標、55の施策大目標、71の施策中目標、160の施策小目標を設定して評価を実施しており、このうち施策中目標が予算書の項と対応しており、施策中目標ごとに実績評価書等を取りまとめることが基本的な評価となっている。

* 政策評価と予算の連携

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「政策評価を予算の効率化等に適切に反映するため、政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する」こととされたことを受けた対応。

* 政策評価の対象と評価方式

政策評価は、政策単位か、事業単位か、事前か事後か、により大きく分類される。評価対象や評価時点により、評価の視点が異なるため、評価の方式が異なってくる。

* 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省では、年度末に次年度の政策評価に関する実施計画を策定する際と、夏に実績評価書を取りまとめる際に、政策評価に関する有識者会議を開き、有識者の意見を伺い、政策評価の在り方に反映させている。

なお、この有識者会議のほか、実績評価書については、作成課室において個別に有識者に意見を聞く取組を平成22年度より開始している。

政策評価の対象と評価方式

事前評価
(政策決定前)

事後評価
(政策決定後)

大
(政策)

評価対象の
まとまりの
大きさ

(事務事業)

小

実績評価

- ・予算書の「項」と対応し、政策を71に分けて、評価（厚生労働省が実施する全政策をカバー）
- ・あらかじめ、指標と目標値を設定して検証
- ・毎年度、評価書 又は、モニタリング結果報告書（関連指標の動向をまとめたもの）を作成

総合評価

- ・制度の改廃や、中・長期計画の終了時等に、特定のテーマについて、総合的に様々な角度から評価

～平成21年度～

- ・医師確保対策

～平成20年度～

- ・若年者雇用対策
- ・仕事と生活の調和
- ・子育て支援サービス

※平成20・21年度は、経済財政諮問会議が、政策評価の重要対象分野として示した施策について、総合評価を実施

事業評価（事前／事後）

- ・研究開発・公共事業・ODAの開始、規制の改廃、租税特別措置の新設等、
- ・1億円以上の重点的政策や10億円以上の事業の開始の前に実施
- ・国が実施する必要があるのか、費用に見合った政策効果が期待できるか等を検証

- ・一定期間経過後に、当初期待していた効果が上がったか等を検証

※毎年度「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」を策定し、事後評価の具体的な対象を定めている。

平成22年度施策中目標 評価計画

施策中目標		22年度 (21年度の実績 を評価)
I-1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	実績
I-2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	-
I-2-2	医療従事者の資質の向上を図ること	-
I-3-1	医療情報化インフラの普及を推進すること	-
I-3-2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	実績
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること	実績
I-5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	実績
I-5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	-
I-5-3	適正な移植医療を推進すること	実績
I-5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること	-
I-6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	-
I-6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	実績
I-6-3	医薬品の適正使用を推進すること	-
I-7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	実績
I-8-1	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	実績
I-9-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	実績
I-10-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	実績
I-10-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	-
I-11-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	-
I-11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	-
I-12-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	実績
II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	-
II-2-1	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	-
II-3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	-
II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	-
II-5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	-
III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること	-
III-2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	実績
III-3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	-
III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	実績
III-4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	-
III-4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	実績
III-6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	実績
III-7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること	-
III-8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	実績

施 策 中 目 標		22年度 (21年度の実績 を評価)
IV-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	実績
IV-2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	実績
IV-3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	実績
IV-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	実績
V-1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	-
V-2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	実績
V-2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと	実績
V-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること	-
VI-1-1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	実績
VI-2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	-
VI-2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	-
VI-2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	-
VI-3-1	子育て家庭の生活の安定を図ること	-
VI-4-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	-
VI-5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	-
VI-6-1	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	実績
VII-1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	-
VII-2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	実績
VII-3-1	災害に際し応急的な支援を実施すること	実績
VII-4-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	-
VII-5-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	-
VII-5-2	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	-
VII-5-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	-
VII-5-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	実績
VIII-1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	実績
IX-1-1	国民に信頼される公的年金制度の構築	-
IX-1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること	-
IX-1-3	企業年金等の健全な育成を図ること	実績
IX-1-4	企業年金等の適正な運営を図ること	実績
IX-3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	-
IX-3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	-
X-1-1	国際機関の活動への参画・協力を推進すること	-
X-1-2	二国間等の国際協力を推進すること	実績
XI-1-1	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	実績
XI-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	-
XII-1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	-

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）医療計画に基づく医療連携体制を構築すること
- （施策小目標2）救急医療体制を整備すること
- （施策小目標3）周産期医療体制を確保すること
- （施策小目標4）小児医療体制を整備すること
- （施策小目標5）災害医療体制を整備すること
- （施策小目標6）へき地保健医療対策を推進すること
- （施策小目標7）病院への立入検査の徹底
- （施策小目標8）医療法人等の経営の安定化を図ること
- （施策小目標9）病院における温暖化対策の推進

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	26,059 (19,633)	26,964 (18,053)	28,072 (20,716)	40,447 (29,243)	35,300

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	在宅で死亡する者の数 （前年以上/毎年）	132,702	131,854	136,437	144,771	集計中
達成率		104.1%	99.3%	103.5%	106.1%	
2	心肺停止の一ヶ月後の生存率（上段）・社会復帰率（下段） （前年以上/毎年）	7.2% 3.3%	8.4% 4.1%	10.2% 6.1%	10.4% 6.2%	集計中
達成率		— —	116.7% 124.2%	102.0% 148.8%	102.0% 101.6%	
3	周産期死亡率（出産1,000対） （前年以下/毎年）	4.8	4.7	4.5	4.3	集計中
達成率		104%	102.1%	104.3%	104.5%	
4	幼児（1～4歳）死亡率（人口10万対） （前年以下/毎年）	25.4	24.6	22.8	22.3	集計中
達成率		—	103.1%	107.3%	102.2%	
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1については、「人口動態調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）によります。平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年9月に公表予定です。 指標2については、「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」（総務省消防庁）によります。平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年度中に公表予定です。 指標3については、「人口動態調査」によります。平成21年の数値は現在集計中であり、平成22年9月公表予定です。 指標4については、「人口動態調査」によります。平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年9月に公表予定です。 						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
5	病院の耐震化率 （78.1%/26年度）	36.4%	—	—	50.8%	56.2%
達成率		—	—	—	—	72.0%
6	無医地区等における医療活動（巡回診療、代診医派遣等）回数 （前年度以上/毎年度）	22,330	21,511	20,136	34,652	集計中

達成率		-	96.3%	93.6%	172.1%	
7	病院への立入検査における指摘に対する遵守率（総検査項目数に対する適合項目数の割合）（前年度以上/毎年度）	97.0	97.2	96.4	97.3	集計中
達成率		100.3%	100.2%	99.2%	100.9%	
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> ・指標5については、「病院の耐震改修状況調査」（厚生労働省）によります。 ・指標6については、「へき地医療に関する現況調」（厚生労働省）によります。 ・指標7については、医政局指導課調べによります。平成21年度の数値については、平成22年12月に公表予定です。 						

（指標の分析：有効性の評価）

○すべての指標について、改善傾向又は前年度と同水準 → 本施策は一定程度有効と考えられる

※ 医師不足等の課題がある一方で、全都道府県において、

- ・医療計画に基づく医療連携体制の構築が進み、かつ、
- ・救命救急センター、総合周産期母子医療センターの機能強化が図られている。

指標上は、各種施策の効果が一定程度反映されているものとする。

○一方、

- ・指標5は、平成26年度までの達成水準への到達を目指し、施策を推進する必要がある。
 - ・指標1～4、6・7は、平成22年度においても、施策目標を達成する必要がある。
- 引き続き、施策の有効性・効率性を高めるための工夫の必要がある。

（効率性の評価）

医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の実情に応じて医療機能の役割分担・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の実情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。

（今後の方向性）

○地域の医療連携体制の構築について

→有効性・効率性を高めるため、引き続き医療機関の役割分担を進めていく。

○救急医療・周産期医療・小児医療・災害医療・へき地保健医療体制について

→有効性・効率性を高めるため、地域医療計画の取組を強化し、支援を行う。

○病院への立入検査について

- ・ 病院の立入検査における指摘に対する遵守率は、97%台と高率（指標7）
→ 立入検査における指摘の有効性を高めるため、立入検査職員の資質向上を図る。

○医療法人等の経営の安定化について

- ・ 医療法人等の経営状態は、赤字の割合が49.2%と依然厳しいが、地域に効率的かつ安定的に医療を供給するため不可欠な存在
→ 医療法人等の経営課題に対応した有効性の高い施策を推進する。

○病院における温暖化対策の推進について

- ・ 病院の延床面積あたりCO₂排出量対前年度比率は目標を大幅に上回り達成
→ フォローアップ等調査において税制や補助金等による支援ニーズがあったこと等から引き続き支援を行う。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設を検討します。

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（地域医療における医師確保及び医療連携の推進のための体制整備の強化のための増員1人）
関係）

(4) 指標の見直しについて

今後、有識者の意見等を踏まえ、指標の見直しを検討します。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について

平成22年8月

医政局総務課医療安全推進室(渡辺 真俊室長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 医療の質と安全性の向上を図ること

(施策小目標 2) 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

(施策小目標 3) 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	186	152	172	286	213
(決算額)(百万円)	(162)	(148)	(171)	(171)	(-)
税制減収額見込み (実績)(百万円)	56,835	54,432	53,085	55,675	59,726

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数 (前年度以上/毎年度)	283	300	285	283	427
達成率		131.6%	106.0%	95.0%	99.3%	150.9%
2	医療安全対策加算届出医療機関の割合 (前年度以上/毎年度)	—	12.2	15.8	15.8	18.3
達成率		—	—	129.5%	100.0%	115.8%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、(財)日本医療機能評価機構調べ ・指標1は、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関の数であり、各年の12月31日現在の施設数である。 ・指標2は、保険局医療課調べ。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うとされたものである。そのため、平成17年度以前は記載できない。 ・指標2の医療安全対策加算届出医療機関の割合は、「医療安全対策加算届出医療機関数/全国の病院数」により算出した。 						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標1については、平成21年3月24日付医政局総務課長通知「医療事故収集等事業への参加について（依頼）」を発出したこともあり、参加登録医療機関数が増加している。

→引き続き、当該事業への参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組を行ってまいりたい。

○指標2については、医療安全対策加算を取得する医療機関が増加している。

→各医療機関において医療安全に対する取組が進んできていると評価できる。

(効率性の評価)

○指標1について、医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠である。当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組が必要である。

○指標2について、医療安全対策加算届出医療機関数の推移から、当該施設基準の要件となっている医療安全管理者に対する研修（地方厚生局主催）の効果が表れてきているものと評価できる。

(今後の方向性)

○指標1について、医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠である。当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業参加を呼びかける通知を定期的に発出するなどの取組が必要である。

○指標2について、医療安全対策加算届出医療機関数の推移から、当該施設基準の要件となっている医療安全管理者の配置が着実になされているものと評価できるが、引き続き各地方厚生（支）局が主催する医療安全ワークショップを通じて、各医療機関の医療安全対策加算取得の支援を行ってまいりたい。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

医療安全に資する医療機器の購入による特別償却という税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「政策医療を向上・均てん化させること」について

平成22年8月

医政局政策医療課[池永敏康課長]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること

施策中目標 1 政策医療を向上・均てん化させること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標 1）政策医療を開発・確立すること

（独立行政法人国立高度専門医療研究センターで実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

（施策小目標 2）政策医療の均てん化を図ること

（独立行政法人国立高度専門医療研究センターで実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	25,673	25,546	28,472	34,356	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	国立高度専門医療センターの職員の発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（前年度以上／毎年度）	2,963	2,961	3,073	3,145	3,783
達成率		111.5%	99.9%	103.8%	102.3%	120.3%
2	国立高度専門医療センターのホームページへの年間アクセス数（前年度以上／毎年度）	7,037,146	18,337,788	26,196,683	36,830,123	49,589,087
達成率		117.7%	260.6%	142.9%	140.6%	134.6%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2については、医政局政策医療課調べ。 ・指標1については、未確定のため今後変更の可能性あり。 						
参考統計						
*【】内は、目標達成率（実績値/達成水準）		H17	H18	H19	H20	H21
1	政策医療に係る研究機能（研究部の数）（単位：数）（前年度以上/毎年度）	97 【101.0%】	97 【100.0%】	97 【100.0%】	97 【100.0%】	99 【102.1%】
2	治験受入件数（単位：件数）（前年度以上/毎年度）	472 【110.3%】	464 【98.3%】	427 【92.0%】	533 【124.8%】	641 【120.3%】
3	研修会受入人数（対前年度増/毎年度）	4,922 【207.1%】	8,201 【166.6%】	12,215 【148.9%】	23,397 【191.5%】	17,391 【74.3%】
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考統計1については、研究所等に設置する研究を所掌とする部の数であり、医政局政策医療課調べ。 ・参考統計2、3については、医政局政策医療課調べ。 						

（指標の分析：有効性の評価）

高度先駆的な医療技術の開発・普及、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化を図るため、多数の論文の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取り組みを行っているところです。発表論文を通じて、研究開発の成果を普及していくこと等により、高度先駆的な医療技術の普及が効率的かつ効果的に図られており、平成 21 年度の論文発表数は前年度より大幅に増加し 3500 件以上の論文を発表しています。ホームページへの年間アクセス数についても前年より大幅に増加するなど、施策目標をほぼ達成したものと評価できます。

（効率性の評価）

小目標 1：ナショナルセンターにおいては、高度な医療を開発・確立するため、研究開発の推進に取り組んでおり、研究成果を活かすための一環として、論文という形で発表していくことを通じて、研究成果の共有などを図っており、効率的に政策医療の開発に寄与していると評価できます。

発表論文数については、平成 21 年度は前年度より大幅に増加し 3500 件以上の論文を発表しています。また、研究部数が前年度より増加し、治験受入件数も前年度より大幅に増加し、平成 21 年度においては 600 件以上の治験を行っていることから、今後も、更なる増加が期待され、ひいては政策医療の確立が期待されるところです。

小目標 2：ナショナルセンターにおいては、開発確立された高度な医療を均てん化するため、地方の中核的な医療機関との連携を図るとともに、医療従事者等に対する研修や国民、医療従事者向け情報発信をホームページの活用により行うことで、効果的に政策医療の向上、均てん化に寄与していると評価できます。ホームページアクセス数については、平成 21 年度においては平成 20 年度と比べ大幅に増加しており、評価できます。

研修会受入人数は、平成 21 年度は前年度より減少したものの、2 万人近くの人数を研修会で受け入れています。今後も引き続き積極的な研修の実施を行うことによって、政策医療の均てん化等、着実な推進を図っていくこととしています。

（今後の方向性）

ナショナルセンターは、行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）及び特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）により、独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計が平成 21 年度末をもって廃止されることとなりました。

このため、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、国の医療政策として、国民の健康に関する影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とした研究開発型の独立行政法人である、国立高度専門医療研究センターへ平成 22 年 4 月より移行しています。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

(3) 機構・定員について

国立高度専門医療センターを平成 22 年 4 月から独立行政法人しました。

- ・より積極的な研究を実施するため、国立高度専門医療センターを非公務員型の独立行政法人とすることにより、約 5,600 人程度を国の行政組織の定員から減員しました。今後の運営については、各センターの中期計画に基づくものとします。

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について

平成22年8月

健康局結核感染症課(亀井美登里課長)[主担当]

健康局疾病対策課肝炎対策室(伯野春彦室長)[肝炎関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

施策中目標 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標 1) 感染症対策の充実を図ること
- (施策小目標 2) 新型インフルエンザ対策を推進すること
- (施策小目標 3) 肝炎対策を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	-	-	66,316の一部 (33,173の一部)	93,049の一部 (57,681の一部)	31,455の一部

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	予防接種の接種率（・麻疹・風疹） （単位：％）（おおむね95％／毎年度）					
	麻疹 風疹	97.8％ 143.6％	87.0％ 89.3％	94.5％ 94.8％	86.9％ 86.9％	集計中 集計中
達成率						
麻疹		102.9％	91.6％	99.5％	91.5％	集計中
風疹		151.6％	94.0％	99.8％	91.5％	集計中
2	結核患者の罹患率の推移（単位：人）（人口10万人対比18人以下／平成22年度）	22.2	20.6	19.8	19.4	19.0
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>指標1は、健康局結核感染症課調べ。平成21年度の数值は平成23年6月頃公表予定。 ※麻疹、風疹については、平成18年度より従来の接種（1期（生後12月から生後24月に至るまでの間にある者））に加えて、2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）を追加し、平成20年度より3期（13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）及び4期（18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）を追加。 指標2は、「結核登録者情報調査年報集計結果」による。</p>						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（単位：万人分）（国民の45％相当量／平成23年度末、かつ、前年度以上／平成20年度）	750	1,410	2,535	3,217	5,595
達成率		25.4％	47.8％	50.4％	71.8％	111.9％
【調査名・資料出所、備考等】						

指標3は健康局結核感染症課調べ。

(指標の分析：有効性の評価)

- 予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として高い接種率を維持することにより、国民全体の免疫水準を維持することが可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。
- 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効です。
- 結核医療費の公費負担制度は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保だけでなく、感染拡大の防止にも有効です。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の治療を確実に行うことができるとともに、多剤耐性結核菌の発生を防ぐこともできるので、有効です。

(効率性の評価)

- 予防接種率を向上させることにより、感染症の罹患者を減少させることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。
- 新型インフルエンザの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効率的とされています。
- 結核医療費の公費負担制度により、結核の確実な治療や感染拡大の防止を図ることが可能であり、効率的な手段です。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の早期治療につながり、効率的な手段です。

(今後の方向性)

- 予防接種は、感染症を予防する手段として極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図る必要があります。また、これまでの予防接種法に基づく一類定期接種に係る予防接種率は、高水準で維持されており、接種は適正に実施されていると評価できます。今後は、感染症のまん延のさらなる防止のため、引き続き積極的に接種を推進し、感染者の発生を抑制していく必要があります。
- 国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところですが、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生では、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や新規の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての検討が必要です。
- 平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなり、入院の勧告手続きについて、人権を尊重しつつ、よりの確に入院手続きを実施すること

が可能となったほか、同法に基づく結核医療費の公費負担、積極的疫学調査、直接服薬確認療法事業等を実施することが可能となっており、これらの施策を引き続き実施していきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

○予防接種法等の改正に伴う所要の税制改正 (要望税目未定/平成 23 年度税制改正要望)

現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法の在り方等について議論を行っているところです。これを受けて平成 23 年度に予防接種法等が改正された場合、それに伴って所要の税制改正を行う可能性があります。

○新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長 (法人税・所得税/平成 23 年度税制改正要望)

新型インフルエンザの感染の拡大を防ぐには初動体制の充実が必要であり、初期段階の医療をになう感染症指定医療機関及び協力医療機関の設備の充実を図る必要があります。このため、感染症指定医療機関等に簡易陰圧装置を設置させるため、税制上の優遇措置を行います。(平成 21・22 年度に措置された内容の 2 年間の延長要望)

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「適正な移植医療を推進すること」について

平成22年8月

健康局疾病対策課臓器移植対策室(辺見 聡室長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要
な医療等を確保すること

施策中目標 1 適正な移植医療を推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 臓器移植対策等を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	1,683	1,729	1,740	1,675	1,979
(決算額)(百万円)	(1,669)	(1,704)	(1,716)	(1,669)	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）	－	4,968	14,095	21,426	23,987
達成率		－%	－%	283.7%	152.0%	112.0%
2	骨髄移植ドナー登録者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	242,858	276,847	306,397	335,052	357,378
達成率		118.6%	114.0%	110.7%	109.4%	106.7%
3	非血縁者間骨髄移植実施数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	908	963	1,027	1,118	1,232
達成率		106.7%	106.1%	106.6%	108.9%	110.2%
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 指標2及び指標3は、(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 指標1及び指標2の数値は各年度末時点である。 指標3は当該年度の数値である。 						

(指標の分析：有効性の評価)

すべての指標について、前年度より増加していることから、本施策は有効と考えられます。

(効率性の評価)

①臓器移植対策について

臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できます。

②骨髄移植対策について

骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できます。

(今後の方向性)

①臓器移植対策について

平成21年の臓器移植法改正により、国は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう臓器提供意思表示カードと臓器移植に関する知識や記入方法等の説明書が一体となったリーフレットを作成するとともに、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に意思表示記入欄を設けるなど、効果的な普及啓発及び意思表示に関する環境整備を図ることとしています。

また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるよう臓器移植コーディネーター等あっせん事業従事者の増員や臓器提供意思登録システムの改修等のあっせん体制の整備・強化を図ることとしています。

②骨髄移植対策について

骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達しましたが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっています。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植がありますが、採取に先立ち投与される薬剤の長期的安全性を確認するため、これまでは血縁者間（骨髄バンクを介さない）のみで実施されてきたところです。今後は、ドナーの選択肢を増やすためにも、平成21年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討します。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額/現状維持/減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

臓器移植対策については、改正法の施行状況も踏まえつつ、検討を行う必要があると考えています。

(4) 指標の見直しについて

医療技術の向上等により、骨髄移植と同様に、白血病等の治療に有効な方法であるさい帯血移植が増加しているほか、今後は末梢血幹細胞移植の導入も検討されることから、患者は病状や治療方針に適した移植方法を選択することが可能となってきています。このため、非血縁者間骨髄移植の実施数については、必ずしも普及啓発等の施策が反映されるとはいえない面があることから、平成22年度以降はこれに代わる指標を検討することとしました。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策
等を推進すること」について

平成22年8月

医薬食品局安全対策課（俵木課長）〔主担当〕

医薬食品局監視指導・麻薬対策課（國枝課長）〔施策小目標1関連〕

医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室（横幕室長）〔施策小目標3関連〕

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できる
ようにすること

施策中目標2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を
推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）医薬品等の品質確保の徹底を図ること
- （施策小目標2）医薬品等の安全対策を推進すること
- （施策小目標3）医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと（副作用被害救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	297	291	308	316	303
（決算額）（百万円）	(171)	(168)	(160)	(159)	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	医薬品副作用情報収集件数 （件） （前年度以上/毎年度）	43,373	45,551	52,612	45,675	45,211
達成率		105.5%	115.5%	115.5%	86.8%	99.0%
2	医薬品副作用被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内（8ヶ月）に処理が終わった割合（%） （前年度以上/毎年度）	12.7	65.3	74.2	74.3	74.0
達成率		87.6%	514.2%	113.6%	100.1%	99.6%
3	生物由来製品感染等被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内（8ヶ月）に処理が終わった割合（%） （前年度以上/毎年度）	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率		50.0%	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、医薬食品局安全対策課調べ。 指標2及び3は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ（請求の取下げも含む。）。 						
【参考】独立行政法人医薬品医療機器総合機構業務報告 http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report.html						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	製造所、薬局等への立入検査件数（件）	229,292	223,342	205,816	200,054	集計中
2	薬事監視員の人数（人）	3,590	3,659	3,711	3,842	3,909
3	自主回収の件数（件）	809	675	649	670	658
4	安全対策上の措置数（件）	294	165	170	161	293

5	医薬品副作用被害救済給付請求件数（件）	760	788	908	926	1,052
6	生物由来製品感染等被害救済給付請求件数（件）	5	6	9	13	6
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考統計1は、「衛生行政報告例」（大臣官房統計情報部調べ）より。平成21年度の数值は現在集計中であり、平成22年11月に確定値等を公表の予定。 参考統計2及び3は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課調べ。 参考統計4は、医薬食品局安全対策課調べ。 参考統計5及び6は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ。 <p>【参考】独立行政法人医薬品医療機器総合機構業務報告 http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report.html</p>						

（指標の分析：有効性の評価）

- すべての指標について、改善傾向又は前年度と同水準 → 本施策は有効と考えられます。
- 指標1については、毎年度約4万5千件～5万件程度と、副作用報告制度に対する広報活動によって、本制度への理解が進み、製薬企業及び医療機関等から副作用等の報告が進んでいることが、指標に現れているのではないかと考えられます。
- 監視指導業務について、製造所、薬局等の数は全国に約60万件ある中、毎年20万件以上立入検査を行っており（参考統計1）、一定程度の成果が上がっていると考えられます。
- 企業側の自主的な取り組みを促すことにより、平成21年度においては、658件の自主回収（※）が行われるなど、保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等が市場に流通することを防いでいます（参考統計3）。
 ※保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、行政による回収命令（薬事法第70条）の他、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対し、自主回収等の適切な措置を講じることを義務付けています。
- 指標2については、平成21年度の救済給付請求件数が増加（参考統計5）していることから、積極的な広報活動の実施等により、制度の利用が進んでいることが伺われますが、一方で、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準であることから、事務処理面では一定の成果が上がっていると考えられます。

（効率性の評価）

- 医薬品等安全性情報提供事業は、毎年度、限られた予算の中で、医薬品等の安全対策の最も基礎となる医薬品副作用情報収集件数（指標1）が毎年度約4万5千件～5万件程度の水準を維持していることから、効率的な事業運営ができていると考えられます。また、安全対策上の措置数（参考指標4）についても同様に前年度と同水準を維持しています。

- 監視指導業務について、各自治体において監視指導業務を担う4,000人弱の薬事監視員により（参考統計2）、毎年20万件以上立入検査を行うなど（参考統計1）、限られた人数で効率的に監視指導を実施していると考えられます。
- 加えて、監視指導業務について、自主回収を行った業者に対し重点的に立入検査を行うなど、効率的かつ効果的な監視指導を行っています。
- 企業が行った自主回収の情報についても、厚生労働省ホームページに掲載を行うなど、製造販売業者・販売業者・利用者等に迅速に情報共有を行い、健康被害の発生・拡大防止を図っています。
- 医薬品副作用被害等救済事業は、横ばいの予算の中、平成21年度の救済給付請求件数が増加（参考統計5）しているにも関わらず、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準である（指標2）ことから、事務処理面では効率的な運営がされていると考えられます。

（今後の方向性）

- 監視指導業務について、不良医薬品等の製造・流通を防止するため、引き続き、効率的かつ効果的に立入検査を行い、医薬品等の品質確保の徹底を図る必要があります。
 - 監視指導業務に重要なのは検査・指導の質ですが、人員や時間の関係から検査が表面的となりがちであるとの意見もあり、検査充実のためにも、薬事監視員の資質向上や人数の確保等につき国の配慮が必要です（薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」）。
 - このため、薬事監視員の資質向上のための研修等の充実や人数確保に努めていくこととしています。
- 特に、不良医薬品等の出現を未然に防止するためには、製造段階において、医薬品の製造管理、品質管理を強化することが重要です。
 - 国としては、
 - ・ガイドライン等の整備や
 - ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構と地方自治体の合同査察の促進を図るなど、3者が連携し、地方自治体の医薬品等の製造管理及び品質管理の検査の質の向上を図るべく、取り組みを進めます（薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」）。
- 自主回収についても、同様の事例が繰り返されないよう、引き続き、都道府県等と情報の共有を行い、今後の監視指導業務への活用を進めていきます。
- 医薬品等安全性情報提供事業について、医薬品等の安全対策を推進するため、引き続き、効率的かつ効果的な副作用情報の収集に努め、迅速かつ的確に分析評価を行い、医薬品・医療機器等安全性情報をはじめとする情報提供を行う必要があります。
 - 現在、分析評価の基となる副作用報告制度のあり方や安全性情報の提供方法などについて見直すべきという意見があり、平成22年度に検討会を開催し、さらなる情報提供体制の充実・

強化を図る予定です（薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」等）

○医薬品副作用等被害救済事業では、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等によって健康被害を受けられた方々に対して適正かつ迅速な救済が行われる必要があります。

→医薬品副作用等被害救済事業の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構では、平成 22 年度計画において、標準的事務処理期間内に支給決定等の 70%以上を処理することを維持しつつ、さらなる迅速な処理を図ることによって、6 ヶ月以内に処理する件数を対前年度の 10%増加させることとしています。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし。

(3) 機構・定員について

特になし。

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を
推進し、安全性の向上を図ること」について

平成22年8月

医薬食品局血液対策課(三宅 智課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

施策中目標 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標 1）健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が需要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給及び適正使用の推進を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (百万円)	313	274	269	266	226

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	安定供給に必要な血液量の確保率（90%以上／毎年度）	99.0%	94.0%	97.8%	100.2%	103.0%
達成率		110.0%	104.4%	108.7%	111.3%	114.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社調べによる（別添参照）。なお、「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血推進計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から、実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。（「5.」においても同じ） 						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標について、毎年度、目標値の90%を超えており、安定供給に必要な献血量を確保することができています。

→ 本施策は有効と考えられます

(効率性の評価)

○安定供給に必要な血液量の確保については、日本赤十字社が複数回献血者を確保するために複数回献血クラブを設立し、クラブ会員を対象とした献血依頼や健康管理に関する情報の配信を行うなどの事業を実施しています。

→ 平成21年度におけるクラブ会員における献血者数が、平成20年度の13万人から19万人と、前年度より6万人増加し、また、複数回献血者数も9万人から13万人と、4万人増加したことは、安定供給に必要な血液量の効率的な確保に繋がったと評価できます。

(今後の方向性)

○安定供給に必要な血液量の確保について

・ 少子高齢化が進む中、献血者の確保における若年層対策が必要です。

→ 400ml献血の下限年齢を現行の18歳から17歳に引き下げるなどの採血基準の見直し（平成23年4月1日施行）が行われることにより、輸血患者へのウイルス感染等のリスクが少なく、医療機関からの需要も高い400ml血液製剤について、献血協力をお願いする機会が増えることが予想されます。

→ 引き続き、この献血体験を機に複数回献血者になってもらうため、本事業を継続していく必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

なし。

(3) 機構・定員について

なし。

(4) 指標の見直しについて

なし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること」について

平成22年8月

医薬食品局血液対策課(三宅 智課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

施策中目標1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）国家買い上げ及び備蓄を実施すること

（施策小目標2）ワクチンの需給安定化を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (百万円)	44	44	47	57	59

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	希少疾病ワクチン・抗毒素の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合(単位：%) (100%以上/毎年度)	100	100	100	100	100
達成率		100%	100%	100%	100%	100%
2	インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合(単位：%) (100%以上/毎年度)	126.2	134.1	113.0	110.0	-
達成率		126.2%	134.1%	113.0%	110.0%	-
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>指標1は、都道府県から提出された供給申請書に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>指標2は、ワクチン製造業者からの報告に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>※ 指標2のH21年度の実績について、ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があったことから、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度(約2,220万本)となる見込であり、当初から供給量が決まっていたため、需要予測は実施しなかった。</p> <p>なお、H21年度における実際の供給量は約2,310万本であり、製造見込量を上回った。</p>						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	希少疾病ワクチン・抗毒素の購入計画に占める実際の購入量の割合(%)	100	100	100	100	100
2	インフルエンザワクチン需要検討会開催(年1回/毎年度)	1	1	1	1	-
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>参考統計1は、事前に在庫数量、供給量を考慮した購入計画に基づく実際の購入実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>参考統計2は、毎年度のインフルエンザワクチンの需要予測、インフルエンザワクチンの安定供給に関すること等を検討することを目的としたインフルエンザワクチン需要検討会の開催実績(医薬食品局血液対策課調べ)</p> <p>なお、平成21年度は、ワクチン製造業者が新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があり、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度(約2,220万本)となる見込であり、当初から供給量が決まっていたため、本検討会は開催しなかった。</p>						

(指標の分析：有効性の評価)

- すべての指標において、目標値を達成→ 本施策は有効と考えられます
 ※指標1の都道府県から申請に基づく需要量に占める供給量の割合が100%を下回ることは、都道府県の必要量が供給されなかったことを意味し、国家の危機管理や国民の保健衛生上、あってはならないことです。
- ただし、指標2、参考統計2における平成21年度については、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生に伴い、国内ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの製造体制が整った段階で、通常のインフルエンザワクチン生産を中止し、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの製造を開始する必要がある、極めて特殊な状況にありました。
 このような状況下においても、可能な限りインフルエンザワクチンの需給安定化を図ることが必要です。

(効率性の評価)

- 国家の危機管理や国民の保健衛生上の観点から希少疾病ワクチン・抗毒素の国家買い上げ及び備蓄を行い、都道府県からの申請に基づく需要量を供給するための事業を実施しています。
 → これまで、備蓄量を考慮に入れつつ、毎年度、計画的に買い上げを行い、都道府県の必要量を100%供給しており、効率的な供給体制が構築されていると評価できます。
 なお、ボツリヌス、ガスエソ等の希少な感染症は発生・流行の予測ができないことから、需給調整が困難であり、製造にあたっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまでに長期間を要し、極めて市場性に乏しいため、効率的な需給バランスを実現することが重要です。
仮に、国が買い上げを行わなかった場合、製造が中止される可能性があり、国家の危機管理や国民の保健衛生に重大な支障をきたすことになります。
このため、国が買い上げを行うこと自体が、効率的な需給バランスを維持していいいます。
- インフルエンザワクチンの需給安定化を図ることについては、これまで、需要予測を参考に各メーカーは供給量を決定しています。これにより、需要予測を行い、需要に見合うワクチン量が供給されてきました。
 → 平成21年度に新型インフルエンザ(A/H1N1)発生したように、今後、新たな新型インフルエンザが発生した場合においても、効率的に円滑な流通を確保し、需給安定化を図る必要があります。

(今後の方向性)

- 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家買い上げ及び備蓄を行うことは、国家の危機管理や国民の保健衛生上の観点から事業を実施しているものであり、都道府県から申請に基づく需要量を供給することが重要です。現状においては、当該需要量について100%供給しています。
 → 従って、今後も引き続き、当該事業を国家の危機管理や国民の保健衛生上の観点から現行の供給体制の基、実施する必要があります。

- インフルエンザワクチンの需給安定化を図ることについては、今後、新たな新型インフルエンザが発生した場合においても、新型インフルエンザに対応しつつ、通常のインフルエンザワクチンの需給安定化を図れる供給体制を構築することが必要です。

→ 今後も引き続き、

- ・ 引き続き、インフルエンザワクチンの需要予測の実施
- ・ 需要予測の精度がさらに向上されるよう検討
- ・ 需要に見合う量のワクチンを確保するよう関係者に要請
- ・ 国として流通状況の情報を的確に把握し、都道府県及び関係団体への情報提供体制を整備

といった取組みを進める必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（ワクチンの安定供給関係。新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の整備等を行うため。）

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」について

平成22年8月

医政局経済課(福本課長)

医政局研究開発振興課(椎葉課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標Ⅸ 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業の振興を図ること

施策中目標Ⅰ 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等を図ること
- （施策小目標2）医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること
- （施策小目標3）後発医薬品の使用を促進すること
- （施策小目標4）取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	9,647	10,401	12,132	322	327
（決算額）（百万円）	9,620	10,194	12,024	239	
税制減収額見込み （実績）（百万円）	—	—	—	254,000（※）	

※試験研究税制についての利用実態調査を基にした試算より

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	新医薬品・医療機器の承認取得 件数	21	25	36	32	26
	医薬品	17	23	24	16	37
（前年度以上／毎年度）						
達成率		131.3%	119.0%	144.0%	88.9%	81.3%
医薬品		850.0%	135.3%	104.3%	66.7%	231.3%
医療機器						
2	医薬品産業実態調査の回答率 （前年度以上／毎年度）	72.6%	88.9%	81.4%	78.3%	調査予定
達成率		97.0%	122.5%	91.6%	96.2%	-
3	医療機器産業実態調査の回答率 （前年度以上／毎年度）	68.2%	79.2%	77.1%	73.6%	調査予定
達成率		103.2%	100.4%	116.1%	95.5%	-
4	後発医薬品の市場規模 ・数量全体に占める割合（率）	17.1%	16.9%	18.7%	-	20.2%
	・金額全体に占める割合（率）	5.2%	5.7%	6.6%		7.6%
（前年度以上／毎年度）						
達成率		101.8%	98.8%	110.7%	-	-
		98.1%	111.8%	115.8%		
5	医療用医薬品に係る取引価格 の妥結率					
	7月	-	43.4%	75.1%	41.5%	80.5%
	10月	-	54.2%	79.6%	70.9%	82.9%
	1月	-	61.1%	-	81.6%	84.2%
（前年度以上／毎年度）						
達成率						
7月		-	-	173.0%	-	194%
10月		-	-	146.9%	-	116.9%
1月		-	-	-	-	103.2%
3月		-	-	-	-	-
6	バーコード貼付率	-	-	-	70.7%	91.2%
	医薬品	70.8%	70.2%	79.8%	81.1%	80.8%
（前年度以上／毎年度）						
達成率		-	-	-	100%	129.0%
医薬品		140.5%	99.2%	113.6%	101.6%	99.6%
医療機器						
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は、医薬食品局審査管理課調べによる（医薬品については、承認を取得した医療用医						

薬品の新有効成分数を記載)

- ・指標2は、平成17,18年度は日本ジェネリック製薬協会調べ(参考値)、平成19,21年度は医政局経済課調べ(2年に1回実施される薬価本調査)による。
- ・指標3は、医政局経済課調べ(毎年1回実施する医薬品産業実態調査)による。
- ・指標4は、医政局経済課調べ(毎年1回実施する医療機器産業実態調査)による。
- ・指標5は、医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成18年度からである。

注1) 妥結率とは、販売総額(品目別販売本数×薬価)に対する価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数×薬価)の割合

注2) 2年に一度薬価改定を行っており、平成18,20年度は薬価改定の年度である。このため平成19年度と平成20年度は薬価が異なるため比較対象とはならない。

- ・指標6は、医政局経済課調べによる。

参考統計

		H17	H18	H19	H20	H21
1	不公正な競争事案数	3件	12件	7件	9件	25件

【調査名・資料出所、備考等】

- ①医療用医薬品製造販売業公正取引協議会及び医療機器業公正取引協議会(両協議会とも、景品表示法に基づき消費者庁の認定を受けた公正競争規約を運用する業界団体)調べによる。なお、標記事案数は当該協議会調査委員会で処理された件数であり、平成21年度からは、支部相談グループ事案(これまで報告事案でなかった極めて軽微な事案)についても調査委員会で処理されることとなったため件数が増加した。
- ②不公正な競争とは、公正競争規約に抵触する事案であり、例えば顧客を誘引する手段として取引に付随して相手方に金品の提供や供給、労務の提供を行うことである。

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1について、医薬品については対前年度比で減少しているが、承認取得件数全体としては増加傾向にあることから、医薬品・医療機器の開発促進事業については一定程度の有効性が認められます。
医薬品等の開発には10年超の期間を有することから、長期的な視野に立ち、開発促進等の取組を継続していくことが必要です。
- 指標2及び3について、例年、医薬品製造販売業及び卸売業並びに医療機器製造販売業及び卸売業の企業より約80%の回答を得ていることから、医薬品製造販売業及び卸売業、医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態等を把握するための調査を実施できていると評価することができます。
- 指標4について、市場シェアが着実に拡大していることから、後発医薬品の使用促進に係る取組の有効性が認められます。
- 指標5について、前回薬価改定時との比較となる平成18年度と20年度、平成19年度と平成21年度との比較において取引価格の妥結率が増加しており、医薬品及び医療機器の公的保険制度下における不適切な取引慣行が一定程度改善されていることから、取引慣行の改善に関する取組の有効性が認められます。
※ 薬価改定1年目は、薬価水準が変わりますので、新たな薬価で価格交渉を行います。薬価改定2年目は薬価水準に変化がないので、比較的順調に価格交渉が行われるとの特徴があります。
- 指標6について、バーコード表示率が着実に増加しており、流通の効率化、高度化とともにトレーサビリティの確保や医療事故防止等を図るためのバーコード表示の普及が進んでいることから、バーコード表示促進に関する取組の有効性が認められます。
- 上記のとおり全般的に施策の有効性が認められます。

(効率性の評価)

- 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略（平成21年2月12日一部改定 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく研究開発の促進等については関係省庁・関係部局が効率的に施策を実施するため、その策定・実施に当たり、連携・調整を行っています。
- 臨床研究・治験環境の整備については、初級者を対象としたもの、上級者を対象としたものなど、目的ごとに受講対象を区分した上で効率的に、CRC（臨床研究コーディネーター）等を養成する研修を実施しています。
- 高度医療評価制度について、事務処理の迅速化のため、外部委託契約を締結し、効率化を図っています。

- 後発医薬品について、その使用の促進のためには、**患者や医療関係者の理解を得ることが重要**であるため、医師、薬剤師、業界関係者、保険者、市民団体等からなる都道府県協議会での検討を踏まえて事業の計画・実施を行っています。
- 医薬品、医療機器等流通近代化事業について、医薬品及び医療機器の公正な競争を確保するための施策を効率的に進めるために、業界の自主団体である**公正取引協議会と連携した取組を実施**しています。
- コード表示情報化促進事業について、バーコード表示の普及促進を効率的に進めるために、業界団体の代表や有識者等が参加している**医療機器の流通改善に関する懇談会（厚生労働省医政局長主催）**において、関係者の理解を得つつ、普及に向けた検討を実施しています。
- 上記のとおり、施策は全般的に効率的に実施されていると認められます。

（今後の方向性）

- 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、関係業界団体や関係研究機関、関係省庁と連携しつつ、**医薬品・医療機器の研究から販売に至る過程を支援**していきます。
- 臨床研究・治験環境の整備について、人材の確保にあたっては、国際共同治験の増加に伴う業務量の増大、臨床研究への支援の拡大等を踏まえ、各機関における治験・臨床研究の実施状況の分析に基づく適正な CRC 等の人材の配置のために、**医療機関内において安定して雇用される体制の整備について引き続き支援**していきます。
- 高度医療評価制度について、担当者の役割分担を明瞭にし、進捗状況の把握を徹底することで、**新規医療技術の申請があった場合の書類の修正作業等の効率化**を図り処理の迅速化を図るよう努めます。
- 後発医薬品について、政府目標の達成に向けて引き続きその**使用促進に向けた取組**を行います。
- 医薬品、医療機器等流通近代化事業について、取引慣行の是正については一定程度成果が上がっていますが、十分ではありません。**引き続き改善に向けた取組が必要**であり、今後も定期的に妥結率を把握するための調査を実施し、調査結果に基づき必要な指導等を行うとともに、医療用医薬品・医療機器の流通改善に関する懇談会に報告することにより取組状況をフォローしていきます。
- コード表示情報化促進事業について、コード表示については、**普及に向け更なる取組が必要**です。**医療機器の流通改善に関する懇談会（厚生労働省医政局長主催）**において平成 22 年度にはコードの利用促進に向けた検討を行っており、検討結果も踏まえながら、コード化に向けた取組を進めていきます。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

- 試験研究税制の総額に係る税額控除制度が平成 21 年度経済対策により拡充されたところですが、企業における研究開発活動を促進していくためには、今後とも措置の継続が必要であると考えられ、平成 23 年度税制改正要望を行っていくこととしています。
- 具体的には、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、控除限度額が 30%とされている特例措置（平成 22 年度までの時限措置）を今後も継続するとともに、税額控除限度超過額の繰越控除期間を 3 年間に拡充するという税制改正要望を予定しています。

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（後発医薬品使用促進のための体制整備に伴う増）

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について

平成22年8月

保険局総務課(武田俊彦課長)[主担当]

保険局総務課保険システム高度化推進室(佐原康之室長)[レセプトの電子化率関連]

保険課(吉田学課長)[健康保険組合関連]・高齢者医療課(吉岡てつを課長)[後期高齢者広域連合関連]

国民健康保険課(伊藤善典課長)[市町村国保・国保組合関連]・医療課(鈴木康裕課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策中目標1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

(施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとする

(施策小目標3) 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

(予算)

	H18(決算額)	H19(決算額)	H20(決算額)	H21(予算現額)	H22(当初予算額)
一般会計(百万円)	7,166,000	7,567,322	7,919,387	8,289,254	8,200,948
年金特別会計健康勘定(百万円)	8,330,702	8,737,076	7,926,217	8,290,628	8,630,747

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)		毎年度において前年度以下とする(改善すること(後期高齢者医療制度にあつては、H22年度をH20年度以下とすること))				
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)					
	健康保険組合(経常収支)	30.1%	32.6%	44.8%	68.8%	集計中
	達成率	105.6%	91.7%	62.6%	46.4%	-
	市町村国保	63.7%	52.3%	71.1%	45.4%	集計中
	達成率	92.2%	117.9%	64.1%	136.1%	-
	国保組合	55.4%	43.6%	52.7%	18.2%	集計中
	達成率	112.5%	121.3%	79.1%	161.5%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	0%	集計中
	達成率	-	-	-	-	-
	全国健康保険協会	1,419	1,177	▲1,390	▲2,290	集計中
達成率	59.0%	78.7%	-124.4%	35.3%		
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合については経常収支による。 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定です。また、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定です。 <p>【参考】健康保険組合連合会ホームページ http://www.kenporen.com/press/pdf/20090410174226-0.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定です。 <p>【参考】厚生労働省ホームページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。 <p>【参考】厚生労働省ホームページ</p>						

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/seido/kouki_houkoku/h20.html

- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり
 - ③ 平成21年度の数値は、現在集計中です。

(指標の分析：有効性の評価)

- ・ 健康保険組合の平成20年度決算見込みの経常収支状況を見ると、経常収支は3,060億円の赤字であり、前年度の黒字から大幅な赤字に転じ、健康保険組合の財政は、厳しい傾向にあります。なお、一人当たりの平均標準月報酬は平成19年度の約37万円から約36万9千8百円へのほぼ横ばいとどまっているが、平成21、22年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要があります。
- ・ 市町村国保の平成20年度の財政収支は、市町村の一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支でみた場合、約2,400億円の赤字となっています。これは、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が導入される前の平成19年度よりも約1,200億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しています。この背景には、加入者の平均年齢が高く、所得が低い者が多いなど、市町村国保が抱える構造的な問題があると考えています。

一方、国保組合の平成20年度の財政収支は、制度改革の影響により、約200億円の黒字となっています。
- ・ 後期高齢者医療制度の平成20年度の財政収支は、すべての後期高齢者医療広域連合において黒字となっています。その主な理由としては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間を通じて財政の均衡を保つことができる率となっているため、初年度においては、剰余が発生する仕組みとなっていること等が挙げられます。
- ・ 主に中小企業の従業員とその御家族が加入する全国健康保険協会の財政については、平成20年秋以降の景気の急激な悪化の影響を受け、大変厳しい状況にあります。その原因として、平成21年度の報酬が落ち込んだことにより、保険料収入が大幅に減少したことや、そもそも医療費が自然増により伸び続けている中、平成21年秋からの新型インフルエンザの流行の影響などにより更に医療費が増加したことが挙げられます。

平成21年度の収支は、21年暮の時点で、単年度で約6,000億円の赤字となる見通しであり、これまで積み立ててきた準備金をすべて取り崩したとしても、同年度末の累積赤字は約20億円となる見込みでした。

(効率性の評価)

- 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できます。一方、全国健康保険協会については、保険料の徴収率は、旧政管健保時代を含め、経済状況の落込み等により平成18年以降低下傾向にあり、保険料収納のための更なる取組が必要です。
- 市町村国保の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためですが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。
- また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成21年度において、レセプトの電子化率が、75.6% (医科病院97.4%、医科診療所71.6%、調剤薬局99.9%、歯科診療所3.0%) と着実に導入が進んでいます。

(今後の方向性)

- 高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う医療費の増加、平成20年度後半からの厳しい経済状況のもとでの所得の落ち込みにより、国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度それぞれの平成22年度以降の保険料について大幅な上昇が見込まれていました。
このような現状を受け、
 - 平成22年度から24年度までの協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ
 - 市町村国保に対する財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の推進
 - 高齢者の保険料軽減のための措置等を内容とする「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が22年5月に成立し（5月19日施行、一部の規定については7月1日施行）、それぞれの制度における保険料の上昇を抑制するための財政支援措置等が講じられています。
- 保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要があります。なお、この場合において、きめ細やかな保険料の納付相談や保険料徴収の努力といった、これまで保険者が身近にあったこと等によるメリットを極力損なわないような工夫（市町村が積極的に取り組むことができる仕組み等）が必要です。
また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5ヵ年計画である医療費適正化計画に基づき、生活習慣病予防などを推進していくこととしているが、高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、こうした取組により、医療費の効率化できる部分は効率化していくことが必要であると考えています。
この医療費適正化計画については、平成22年度に進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ必

要な見直しを実施することとしています。

- 後期高齢者医療制度については、廃止することとしており、現在、廃止後の新たな制度のあり方について、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めているところです。改革会議においては、「後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする」、「市町村国保の広域化につながる見直しを行う」等の6原則をお示ししており、引き続き、この原則に基づき、具体的な制度設計の議論を着実に進め、平成22年末を目途に最終的なとりまとめを行った上で、次期通常国会に法案を提出し、平成25年度を目途に新たな制度を施行することとしています。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

医療費の自然増に応じて、各医療保険制度等に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る必要があることから、平成23年度予算概算要求において9兆8903億円を要求しています。

(2) 税制改正要望について

下記の3項目を要望しています。

- ・ 後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置（国民健康保険税等）
後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度を創設することに伴い必要な税制上の所要の措置を講じる。
- ・ 国民健康保険税の課税限度額の見直し（国民健康保険税）
国民健康保険税の課税限度額の見直しを行う。
- ・ 扶養控除見直しに伴う国民健康保険税の所要の措置（国民健康保険税）
扶養控除の見直しに伴い、国民健康保険税の影響を受ける世帯に対して負担が増加しないよう所要の措置を講じる。

(3) 機構・定員について

特にありません。

(4) 指標の見直しについて

今回の評価を踏まえ、指標を今後見直す予定は、特にありません。

なお、評価をよりわかりやすくするために、今回から、以下の指標の追加等を行っています。

- I 市町村国保・国保組合の数値を合わせていたものについて、市町村国保と国保組合別個の値を記載。
- II 全国健康保険協会の数値についても記載。
- III レセプトの電子化率について、医科診療所、医科病院、歯科、調剤薬局の内訳を記載。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「健康危機管理に関すること」について

平成22年8月

大臣官房厚生科学課健康危機管理室(鹿沼 均室長)[主担当]

健康局総務課地域保健室(大橋正芳室長)[政策小目標2関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 1 2 健康危機管理を推進すること

施策中目標 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 健康危機管理体制を整備すること

(施策小目標 2) 地域における健康危機管理体制の確保を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	90	76	58	58	48
(決算額)(百万円)	(79)	(65)	(55)		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率（前年度以上／各年度）	—	87%	66%	34%	37%
達成率		—	—	75%	52%	109%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は国立保健医療科学院の調べによる。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	健康危機管理調整会議の定期開催件数（月2回／毎年度）	24	24	24	23	24
達成率		100%	100%	100%	96%	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標2は大臣官房厚生科学課の調べによる。						

(指標の分析：有効性の評価)

○健康危機管理体制の整備について

- ・指標2については、前年度より改善され（96%→100%）、目標値を達成しています。
- 定期的に会議を開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機管理体制が着実に整備されてきていると評価できます。
- 本施策は有効と考えられます。

○地域における健康危機管理体制の確保について

- ・指標1については、前年度よりも上昇しており、目標を達成していますが、低水準となりました。
- 研修カリキュラムは、初期には管理的職員対象の総論が中心でしたが、年度を経る毎に、より高度かつ実践的な健康危機管理実務に係る各論を加えることで研修の質的向上を図っており、平成21年度における受講者の満足度（64%→94%）は上昇しています。
- 平成19年度頃より特に、新型インフルエンザ対策の充実強化を地域の健康危機管理拠点での保健所等で求められるようになったため、業務が増加したことから、複数の職員を同時に研修に派遣できなくなったと考えられます。
- 受講者出席率の低調さは主に、①研修カリキュラム変更・充実の周知不足、②新型インフルエンザ対策等の健康危機管理業務増の影響と考えられます。
- ①具体的な研修カリキュラムの周知徹底、②健康危機管理担当職員が受講し易い研修方法の検討等により、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要と考えます。

(効率性の評価)

○健康危機管理体制の整備について

- ・定期的に会議を開催することにより、最新の健康危険情報等の共有及び迅速な調整が図られています。
- 従来どおりの定期開催が効率的と考えられます。

○健康危機管理保健所長等研修の実施について

- ・これまでは組織管理者個人に対する育成を中心とする観点で事業を実施
- 地域における健康危機管理を担う拠点組織の管理者として、一定程度の人材育成が進んだと考えます。
- 従来どおり研修を進めていくことは、地域における健康危機管理人材の育成という観点で、必ずしも効率的とは言えないため、一層の見直しが必要と考えます。

(今後の方向性)

○健康危機管理体制の整備について

- ・健康危機管理調整会議の定期的な開催が達成され、健康危機管理体制が着実に整備されてきています。
- 引き続き、定期的な開催を実施していくことが必要と考えます。

○地域の健康危機管理を担う保健所長等に対する人材育成について

- ・健康危機管理に関する所内研修の平均実施像は「1施設あたり年間2-3回、1回2-3時間」と推察され、決して十分とは言えない現状です。（H20年度保健所・地方衛生研究所対象実態調査）
- 研修の有効性を高めるために、今後は研修修了者を中心に地域で健康危機管理人材の育成を推進していくために必要な研修内容を検討するなどの方向で見直しを図ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、**現状維持**

(2) 税制改正要望について

特になし。

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 減員（〇〇関係）
- ・ **増員**（健康危機管理関係。近年増加し、また多様化、国際化、広域化してきている健康危険情報の収集・分析能力、及びこれらの健康危険情報への迅速かつ適切な対応を確保するため。）
- ・ 組織・機構の統廃合

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について

平成22年8月

労働基準局安全衛生部計画課(高崎課長)[主担当]

労働基準局安全衛生部安全課（田中課長） [施策小目標1、4関連]

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木課長） [施策小目標2、3関連]

労働基準局安全衛生部化学物質対策課（半田課長） [施策小目標3、4関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）労働者の安全確保対策の充実を図ること

（施策小目標2）労働者の健康確保対策の充実を図ること

（施策小目標3）職業性疾病の予防対策の充実を図ること

（施策小目標4）労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

(予算)

(一般会計)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額	908	915	904	878	676
(決算額) (百万円)	(※)	(※)	(※)	(※)	(※)

(労働保険特別会計労災勘定)

	H18	H19	H20	H21 ※評価対象年度	H22
予算額	23,219	20,585	19,914	21,252	17,927
(決算額) (百万円)	(※)	(※)	(※)	(※)	(※)

※上記予算額には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※当該施策に係る決算額は算出しておりません。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働災害による死亡者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075
達成率		—	—	—	93.4%	84.7%
2	休業4日以上之死傷者数（人） （前年と比して減少させること/毎年）（平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年）	120,354	121,378	121,356	119,291	105,718
達成率		—	—	—	98.2%	88.6%
3	定期健康診断における有所見率（%）（増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること/平成24年）	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1～3は、労働基準局安全衛生部調べ 指標1及び2の達成率は、（実績値/目標値）×100（%）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となります。 指標3は、達成水準が数値ではないため、達成率は算出できません。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	定期監督等の実施件数（件）	122,734	118,872	126,499	115,993	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 参考統計1は、労働基準局監督課の調べ 						
※定期監督（毎月一定の計画に基づいて実施する監督）						

（指標の分析：有効性の評価）

○指標１，２は、目標を上回っています。

→最近では景気の悪化に伴い工事が減少しているため、労働災害が増加しにくい状況にはありますが、安全衛生対策の効果があったと評価できます。

○指標３は、目標を達成していません。

→引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

（効率性の評価）

労働災害防止対策については、業種、事業場規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を５年ごとに決定するとともに、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施していると評価できます。

また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を把握した場合には報告を行うように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を図っていると評価できます。

（今後の方向性）

○労働災害防止対策

業種、事業規模別、事故の型別等についての労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策を引き続き実施するとともに、労働災害が長期的に減少している要因として考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメント※１や労働安全衛生マネジメントシステム※２といった、先取り型の安全衛生対策が事業場において展開されるよう都道府県労働局に指示を行っていく必要があると考えています。

※１ リスクアセスメント

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積もり、優先度の設定、リスク低減策の決定、記録の一連の手順をいいます。

※２ 労働安全衛生マネジメントシステム

事業場における労働安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の a～d に掲げる活動を自主的に行うものをいいます。

- a 安全衛生に関する方針の表明
- b 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- c 安全衛生に関する目標の設定
- d 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

○定期健康診断における有所見率の改善

事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組んでいますが、脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質、血圧等による有所見率が増加しています。（労働基準局安全衛生部調べ）

→有所見の改善のためには、事業者が健康診断結果に基づく健康管理のための事後措置の適切な実施、保健指導及び健康教育等の実施に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の事後措置等の実施等を指導又は周知啓発するなどの取組を強化しているところです（「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について（平成２２年３月２５日 基発０３２５第１号）」）。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）※見直し中であり予算が確定していないため
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員（メンタルヘルス関係等）

新成長戦略において、目標が定められ、更なる取組が必要な対策、専門家による検討会の報告により、新たな取組が必要とされた対策等について、次年度の実施事項及び体制について検討し、現状の体制では、実施が難しい対応部署について定員要求を実施した。

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災管理課(木暮康二課長) [担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策中目標 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	197,089	190,315	187,007	※2 186,038	173,013
(決算額)(百万円)	(※1)	(※1)	(178,195)	(※3)	

* 上記予算額には、独立行政法人労働者健康福祉機構の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※1：平成18年度、平成19年度については、当該施策毎の決算額を算出しておりません。

※2：平成21年度については、補正後予算額です。

※3：平成21年度決算額は、平成22年7月末までに確定する予定です。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	社会復帰促進等事業において 成果目標を達成した事業の割合 （目標達成事業／全事業） ※社会復帰促進等事業のうち、 成果目標を達成できなかった 事業等改善の余地のある事業 を参考統計に加え、当該事業に ついては掘り下げて分析を行 う。 （社会復帰促進等事業の個別 事業の評価等については、以下 のホームページからご覧いた だくことができます。）	75.3%	77.8%	74.5%	55.8%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 労働基準局労災補償部調べ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hukki.html 						

(指標の分析：有効性の評価)

○本指標について、平成20年度においては、評価対象事業52事業のうち、目標を達成した事業は29事業でした。平成17年度以降、目標の達成率は前年度と同水準が続いていましたが、平成20年度においては目標管理を厳格にしたことから、減少したものと考えられます。

この結果を踏まえ、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要であると考えます。

（効率性の評価）

○各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、各事業の廃止も含めて適切な見直しを行っています。

- ・平成20年度　：　評価対象事業52事業のうち、4事業を廃止
- ・平成19年度　：　評価対象事業55事業のうち、6事業を廃止
- ・平成18年度　：　評価対象事業63事業のうち、15事業を廃止
- ・平成17年度　：　評価対象事業77事業のうち、8事業を廃止

（今後の方向性）

○今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努めます。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

（1）予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

（2）税制改正要望について

なし。

（3）機構・定員について

なし。

（4）指標の見直しについて

なし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について

平成22年8月

労働基準局勤労者生活課(三浦課長)〔主担当〕

労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室(能登室長)〔労働金庫関連〕

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

施策中目標2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること（別添参照）

（施策小目標2）勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること（別添参照）

（施策小目標3）労働金庫の健全性のための施策を推進すること（別添参照）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	-	13,181	12,348	11,752	9,771
(決算額)(百万円)	(-)	(-)	(11,848)	(10,587)	
税制減収額見込み (実績)(百万円)	-	-	-	-	-

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (400,600人以上／平成21年度)	438,120	416,246	415,249	411,561	404,586
達成率		124%	117%	117%	103%	101%
2	勤労者財産形成促進制度の利用件数 (前年度以上／毎年度)	11,376,891 件	10,957,645 件	10,528,158 件	10,180,064 件	9,873,198 件
達成率		96.6%	96.3%	96.1%	96.7%	97.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。 主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数です。 指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課調べによる。 						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	全労働金庫に対する検査実施率 (50%以上／毎年度)	50	57	43	50	50
達成率		100.0%	114.0%	86.0%	100.0%	100.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1は、目標を上回っている。
→中小企業における退職金制度の確立に資していると評価できます。
- 指標2は、目標値を達成していない。
→勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあります。これからの高齢化社会において社会保障を補完する役割も有しているなど、生涯

生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

※持家率 勤労者世帯 58.9% 自営業者世帯 79.0%

資料出所 総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」

- ・指標 3 は、目標達成率が平成 19 年度以外は 100% に達している。

→労働金庫に対する検査は確実に実施していると評価できます。

また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップを行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できます。

（効率性の評価）

- ・中小企業退職金共済制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつも、着実に新規加入被共済者数の目標を達成していることから、社会保険労務士会等の協力を得つつ効果的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できます。
- ・勤労者財産形成促進制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつ、外部事業者による広報活動を実施し、また、都道府県ごとに説明会を開催し、説明会参加者が財形制度を理解した割合が 80% を超えるよう実施するなど、効率的な普及促進等を実施していると評価できます。しかし、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあることから、利用実績等を踏まえ、勤労者財産形成促進制度の見直しについて検討を行い、今後は利用実績が低調である財形教育融資業務（※）を廃止し、制度の重点化、更なる効率化を図ることとします。
- ・労働金庫に対する検査については、全ての労働金庫に対して概ね 2 年に 1 回実施しており、金融実態に応じた的確な検査を実施するという観点から評価できます。

（※）財形教育融資貸付決定件数（平成 21 年度） 32 件

（今後の方向性）

- ・中小企業退職金共済制度については、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため今後とも適切に実施していきませんが、今後はシステム最適化等によるコストの削減も図ることとしています。
- ・勤労者財産形成促進制度については、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であることから、今後も適切に実施していきませんが、今後は利用実績が低調である財形教育融資業務を廃止し、制度の重点化更なる効率化を図ることとします。
- ・労働金庫に対する検査については、引き続き適切に実施していきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 減員
- ・ 増員
- ・ 組織・機構の統廃合

（「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定）により、財形持家融資業務は独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管することとされています。）

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係の
ルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ
適切な解決を図ること」について

平成22年8月

政策統括官付労政担当参事官室(辻田参事官)[主担当]

中央労働委員会事務局総務課(岡崎課長)[施策小目標2・3関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

政策中目標1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）集团的労使関係法制の普及啓発を図ること

（施策小目標2）不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること

（施策小目標3）労使紛争を早期かつ適切に解決すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	549	523	906	871	829
			(一般) 383	(一般) 399	(一般) 382
			(特別) 523	(特別) 472	(特別) 447
(決算額)(百万円)	(502)	(481)	(776)	(719) 見込	-
			(一般) 329	(一般) 326	
			(特別) 447	(特別) 393	

※施策小目標2及び3に要する経費について、平成19年度以前は異なる項で計上していたため、平成19年度以前分は上記金額には含めていません。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（単位：％） （事業所の50％以上／平成21年度）	-	-	79.9%	80.9%	【集計中】
達成率		-	-	159.8%	161.8%	-
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1は、大臣官房統計情報部の「平成21年労使コミュニケーション調査」による。 （平成21年の数値を現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。）						

(指標の分析：有効性の評価)

H21実績は9月公表予定であるが、H19、H20の実績を見ても、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が80%程度で推移しており、本施策は有効であると評価できる。

不当労働行為事件の審査では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会のそれぞれにおいて、約8割の事件が終結しており、本施策は有効であると評価できる。[施策小目標2関係]

労働争議調整事件数は景気動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返しており、約6割の事件が解決しており、本施策は有効であると評価できる。[施策小目標3関係]

(効率性の評価)

○本事業参加者や参加者の所属組織に対しアンケートを実施し、その結果を踏まえた事業内容の見直しを検討し、事業の効率的な運営に努めた。

また平成21年度実施分については、平成20年度実施分と比較して招へい者1人当たりに要する費用を見直すなど予算の縮減。

→より効率的な事業の実施を実現。[施策小目標1関係]

○不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んできている。[施策小目標2関係]

○労働争議のあっせん、調停、仲裁については、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かして、労使紛争の早期かつ適切な解決が図られている。[施策小目標3関係]

(今後の方向性)

○発展途上国においては、経済発展による経済成長が進む一方で、労使関係については未発達ないし対立的な状況にあり、健全な労使関係の育成が図られていない状況が見受けられる。

→自由で民主的な労使関係や雇用の安定の重要性の理解の定着がすすむように、引き続き本事業を実施し、発展途上国における人材育成分野における貢献等を推進。[施策小目標1関係]

○不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められている。[施策小目標2関係]

○労働争議のあっせん、調停、仲裁については、平成 21 年は、全国の労働委員会における取扱件数が平成以降で最大となっており、事件の早期かつ適切な処理が求められている。[施策小目標 3 関係]

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

なし

(3) 機構・定員について

なし

(4) 指標の見直しについて

○平成 19 年度～平成 21 年度の目標に対する達成状況を踏まえ、達成率の見直しを検討する。

○施策小目標の指標 2 については、平成 20 年～22 年に係る審査の期間の目標の達成の指標であるが、ここ 2 年達成水準を大きく上回っている。したがって、本年末を目途に策定予定の平成 23 年以降に係る新たな目標では、こうした実績を踏まえた目標設定の見直しを図る予定。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「労働保険適用促進及び労働保険料等の 適正徴収を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部労働保険徴収課(美濃課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

- 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
- 施策中目標1 労働保険の適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標1）未手続事業の解消を図ること
- （施策小目標2）労働保険料等の適正徴収を確保すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	1,769	1,504	1,477	1,386	1,227
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—	—	—

※決算額は(目)毎に計上しており、複数の(目)にまたがる事業については算出出来ないため「—」としている。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働保険料等収納率 (単位：%) (前年度以上／毎年度)	97.86	97.92	97.64	97.56	96.99
達成率		100.3%	100.1%	99.7%	99.9%	99.4%
【調査名・資料出所、備考等】 労働基準局労働保険徴収課調べ						

(指標の分析：有効性の評価)

- 経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることには出来なかったものの、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については成果があったと評価できます。

(効率性の評価)

- 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査及び滞納整理に係る年間業務計画を立て、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しています。
- 労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用し、事業主の事務負担を軽減することで、労働保険料等の適正徴収が効率的・効果的に行われています。

(今後の方向性)

- 算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施します。
- 口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化等により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指します。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

施策小目標の指標2については、未手続事業一掃対策による効果を的確に把握するために、平成22年度より労働保険に加入した事業場数を指標とします。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」について

平成22年8月

職業安定局需給調整事業課（鈴木 英二郎課長）

職業安定局首席職業指導官室（北條 憲一指導官）

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること

（施策小目標2）労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

（施策小目標3）官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

（予算）（集計中）

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額			884	189	189
（決算額）（百万円）			（526）	（147）	
労働保険特別会計					
予算額			45,147	68,256	66,396
（決算額）（百万円）			39,187	（59,361）	

※平成19年度以前は予算組み替えのため算定困難

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (24%以上/平成21年度)	31.6	32.4	31.8	25.4	23.7
達成率		【99%】	【101%】	【96%】	【82%】	【99%】
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (24%以上/平成21年度)	14.0	15.1	29.6	23.1	21.4
達成率		【93%】	【90%】	【99%】	【75%】	【89%】
3	公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (27%以上/平成21年度)	20.5	20.3	21.1	24.6	32.5
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【112%】	【120%】
4	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成21年度)	9.3	8.9	8.3	7.7	7.1
達成率		【-%】	【40%】	【60%】	【60%】	【60%】
5	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成21年度)	10.7	10.3	9.1	7.3	6.8
達成率		【-%】	【40%】	【120%】	【180%】	【50%】
6	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成21年度)	-	35.7	38.6	35.3	34.3
達成率		【-%】	【102%】	【110%】	【101%】	【98%】
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1～3						
資料出所:職業安定局調べによる。						
備考:						
<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、公共職業安定所で受理した求人に就職した者の割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要等を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。 雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職した者の割合である。平成18年度までは上記要件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。 公共職業安定所の求人の充足率は、公共職業安定所で受理した常用(臨時・季節を除くもの)求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。 						

<p>指標4～5 資料出所：職業安定局調べによる。指標5は平成17年度より設定</p> <p>指標6 資料出所：「平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(社団法人全国国民営職業紹介事業協会調べ。)による。</p> <p>備考： ・インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。</p> <p>平成18年度より集計開始。</p>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
7	説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事務所数(件) (20,000件以上/平成21年度)	-	-	-	-	20,784
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【104%】
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>指標7 資料出所：職業安定局調べによる。平成20年より集計開始。</p>						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1、2は、予想を上回る厳しい雇用失業情勢が影響し、目標値を達成しておりません。
- ※ しかしながら、前述のとおり、平成21年7月には有効求人倍率(季節調整値)が0.42倍(過去最低)、完全失業率が5.7%(過去最高)となり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントとなるなど、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、再就職が非常に困難になっているにもかかわらず、就職件数は前年度比8.6%増となっていることを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したことにより、公共職業安定所の需給調整機能は有効に機能したものと評価できます。
- 一方、3の指標について、目標を達成しており、1、2の指標についても達成率は前年度より向上しています。
→ 本施策は有効と考えられます。
- 指標4、5につき、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3、同法第32条の15の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られております。

- 指標6について、しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成21年度約147万件)及び求人情報件数(平成21年度約61万件)については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところであり、さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成22年3月31日現在11,412機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できます(データは全て職業安定局調べ)。
- また、指標7について、各都道府県労働局において、派遣元事業主、派遣先等に対し、労働者派遣事業制度や関係法令に係るセミナーを開催する等の周知啓発を行うことによっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られていると評価できます。

(効率性の評価)

- 前述のとおり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントと急減している中、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底するなどにより、求人の充足率(常用)を向上(平成21年度目標達成率120%)させました。
→ 効率的な事業の実施が図られていると評価できます。
- 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られていると評価できます。
- しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できます。

(今後の方向性)

- 雇用失業情勢が厳しい中、公共職業安定所の需給調整機能の強化が引き続き重要となっており、前述のとおり、その有効性や効率性はともに評価できます。
- しかしながら、平成22年5月の有効求人倍率(季節調整値)が0.50倍、完全失業率が5.2%、正社員の有効求人倍率が0.26倍となるなど、雇用失業情勢が持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にあります。

- 非正規労働者の雇止め数の状況についても平成20年10月から平成22年4月までにおいて約27.5万人と見込まれるなど、今なお厳しい情勢が続いています。
 - 雇用保険受給資格者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、引き続き効率的・効果的な事業運営を行う必要があります。

- 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成21年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少しており、成果がでていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。また、各都道府県労働局において行われる、派遣元事業主、派遣先等を対象としたセミナーを開催するなどの周知啓発活動によっても、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであり、引き続き制度の円滑な運用に取り組んで参ります。

- しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると34%と目標には達しなかったものの依然高水準を維持しており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、引き続き制度の円滑な運用に取り組んで参ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用開発課 (水野 知親課長)

職業安定局地域雇用対策室 (福土 亘室長)

職業安定局建設・港湾対策室(堀井 奈津子室長)

職業安定局雇用政策課 (藤澤 勝博課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

施策中目標1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること

（施策小目標2）中小企業等の雇用管理の改善を支援すること

（施策小目標3）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること

（施策小目標4）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること

（施策小目標5）農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	978 (927)	—	—
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	298,417 (288,917)	735,642 (700,916)	811,038

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定不能
平成21年度以降は、雇用保険特別会計で算定

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し、雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均労働者数(人) (2人以上/平成21年度)	2.4	2.3	2.0	1.9	2.0
	達成率	【120%】	【115%】	【100%】	【95%】	【100%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成21年度)	97.0	97.5	97.4	97.3	97.3
	達成率	【108%】	【103%】	【103%】	【103%】	【102%】
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率(%) (22%以上/平成21年度)	—	25.0	29.3	31.7	39.2
	達成率	【-%】	【114%】	【133%】	【144%】	【178%】
3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所(支給した後に倒産した等の事業所)に対して支給した額(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成21年度)	8.73	2.06	—	—	—
	達成率	【127%】	【179%】	【-%】	【-%】	【-%】

4	求職活動等支援給付金による 離職後3か月以内の就職率 (%) (34%以上/平成21 年度)	34.4	34.5	34.1	35.0	23.8
達成率		【115%】	【101%】	【100%】	【102%】	【70%】
【調査名・資料出所、備考等】 ①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合は、雇用保険データにおける助成金 利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合で ある。 ②指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。 ③指標3 資料出所：職業安定局調べによる。 ※なお、助成金の利用後に、保険関係消滅事業所が判明するまで期間を要するため、現時点で は18年度までしか判明しない。 ④指標4 資料出所：職業安定局調べによる。						

(指標の分析：有効性の評価)

【有効性の観点】

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成21年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2.0人であり、また、事業を継続している割合も97.3%と目標を達成し、概ね有効に機能していると考えます。平成22年度からは、法人等の設立後1年以内に2人以上労働者を雇い入れた場合に、上乗せ助成を行う措置を図ったところであり、さらなる政策効果が期待されます。

指標2について、目標（アウトカム：22%）を上回る39.2%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考えられます。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3について、本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の2.06%（10%以下）となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえます。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っているところです。

しかしながら、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成21年度における就職率は23.8%と目標値を下回っていることから、より有効な再就職支援に向けて方策を検討いたします。

（効率性の評価）

（1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採るなど、効率的に行われています。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考えます。

（2）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われています。

（3）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4については、支給申請について、個々の支給対象労働者ごと又は一括で行うことができ、事業者のニーズに応じて選択できるようになっており、効率的に助成を行っているところであります。

（今後の方向性）

（1）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成21年度実績は目標を達成し、中小企業等における創業・新分野進出に係る支援、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できます。また、中小企業基盤人材確保推進助成金については、今後、効率的、効果的な支援を行う観点から、支給対象とする分野を重点化するとともに、支給対象とする団体の数を絞り、その取組の成果を全国に普及させること等を検討しております。

（2）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

雇用調整助成金に関する指標3について、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効率的に進んだものと評価できます。今後も施策を継続することとするが、今後の経済情勢や雇用情勢の推移を踏まえつつ、予算額を適切な水準とします。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

平成 21 年度は経済情勢等の悪化に伴い予算を大きく上回って支出されるなど、労働者の再就職支援の措置として有効に機能しているところであり、今後も本事業は必要不可欠な事業といえます。しかしながら、労働移動支援助成金に関する指標 4 については、実績がいずれも目標を下回っていることから、再就職の援助・促進が有効かつ効率的に進めるため、今後も不断の見直しを行い、予算額を適切な水準とします。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・ 促進を図ること」について

	平成22年8月
職業安定局高齢者雇用対策課	(土田 浩史課長)
職業安定局障害者雇用対策課	(山田 雅彦課長)
職業安定局雇用開発課	(水野 知親課長)
職業安定局企画課	(土屋 喜久課長)
職業安定局若年者雇用対策室	(田中 佐智子室長)
職業安定局就労支援室	(川村 徹宏室長)
職業安定局外国人雇用対策課	(野口 尚課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること

（施策小目標2）障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

（施策小目標3）若年者の雇用の安定・促進を図ること

（施策小目標4）就職困難者等の円滑な就職等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)			177,606 (173,401)	484,451 (475,640)	37,347
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)			79,134 (72,026)	180,842 (80,655)	121,585

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定困難

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	希望者全員が65歳まで働ける企業の割合（％）（48％以上／平成21年度）	—	33.0	37.0	39.0	44.6
達成率		【－％】	【66％】	【74％】	【85％】	【97％】
2	公共職業安定所における就職率（障害者）（％）（前年度実績以上／平成21年度）	15.5	17.6	17.5	17.1	16.8
達成率		【－％】	【－％】	【－％】	【95％】	【98％】
3	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数（万人）（22.7万人／平成21年度）	11.9	24.0	17.2	18.0	25.6
達成率		【－％】	【－％】	【128％】	【79％】	【113％】
4	特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合（％）（当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下／毎年度）	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)
達成率		【195％】	【231％】	【2.13％】	【220％】	【184％】
【調査名・資料出所、備考等】						
①指標1						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：「希望者全員が65歳まで働ける企業」は、31人以上（平成20年度までは51人以上）規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告（毎年6月1日の状況）から把握した。						

なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から（翌年度の6月1日の状況）から把握する。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職率である。

平成19年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず

③指標 3 資料出所：職業安定局調べによる。

平成18年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず

④指標 4

資料出所：職業安定局調べによる

備考：特定求職者雇用開発助成金とは、高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う制度である。

指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。

（指標の分析：有効性の評価）

（1）指標 1 について（高齢者等の雇用の安定・促進関連）

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成21年厚生労働省告示第252号）に基づき、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成22年度末までに50%とすることを目標としたことを踏まえ、平成21年度においてはその割合を48%とすることを目指し、取組を実施しました。実績については平成22年度高年齢者雇用状況報告により把握しますが、平成21年度と同報告では、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合が44.6%と前年比5.6ポイント増加しており、平成22年度と同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できます。

（2）指標 2 について（障害者の雇用の安定・促進関連）

平成21年度ハローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により対前年度比0.3ポイント減の16.8%でした。しかしながら一方で、ハローワークにおける就職件数は過去2番目に高い45,257件であり、特に、平成21年度下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています。またトライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成していることから（5（2）参照）、トライアル雇用事業等を活用した障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されたものと考えます。

（3）指標 3 について（若年者の雇用の安定・促進関連）

平成21年のフリーター数については、6年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっています。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっています。平成21年度においては、ハローワークにおける職業紹介により約25.6万人が正規雇用を実現したところであり、設定目標の22.7万人を上回る結果となりました。これは、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できます。

（4）指標 4 について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金においては、平成21年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.9%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合（3.5%）以下となっており、施策目標を上回る効果を出しています。このように、就職困難者等の事業主都合

合による離職率が低く抑えられていることで、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると考えられます。

（効率性の評価）

（1）指標1について（高齢者等の雇用の安定・促進関連）

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところですが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっています。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置を行うにより、事業主の負担を軽減しつつ、自主的な取組を促すことで効率的な事業を行っています。

また、65歳までの雇用基盤の確立と「70歳まで働ける企業」の創出を確実に図るための取組を総合的に推進するため、労働局が事業主団体等に対し、傘下企業への情報、ノウハウの提供及び制度導入の働きかけを行う事業を委託することにより、事業主団体の傘下企業への影響力を活用するなど、効率的に取組を進めています。

（2）指標2について（障害者の雇用の安定・促進関連）

- トライアル雇用事業においては、前年度と比べ開始者数及び常用雇用移行率が上昇しているにもかかわらず、決算額では前年度を下回っており、障害者就業・生活センター事業でも前年度と比べ就職件数が伸びているものの、1件あたりの費用は低下している所であり、効率的な事業の実施となっています（5（2）参照）。
- また、障害者の「福祉から雇用へ」を進めるため、これまでも雇用・福祉・教育等の関係機関が就労支援に関して連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を一体的に行う「チーム支援」を実施しており、効率的に取り組むことができたものと評価できます

（3）指標3について（若年者の雇用の安定・促進関連）

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、正規雇用化を図ることが不可欠ですが、①については、学校との密接な連携による高校新卒者等に対する就職支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、ハローワークにおいて、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせ提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できます。

(4) 指標4について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金は、就職困難者の雇い入れにつき、その困難さ度合いに応じて助成率を変更することとしております。そのため必要に応じた負担のみで、指標においては目標を大きく上回る実績を達成することを実現しており、効率的であると言えます。

（今後の方向性）

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

当該施策中目標に係る指標（希望者全員が65歳まで働ける企業の割合）は、平成22年度末までに50%とすることを目標とし、平成25年3月までにさらなる普及に努めることとされています。これらの施策については、当該目標達成に向けて、上記の通り有効・効率的に取り組んでいるところであり、高齢者雇用の安定・促進のために、今後も引き続き継続していく必要があります。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

- 平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が1.63%となっており、法定雇用率の1.8%を下回っているものの、厳しい雇用情勢の中でも、障害者雇用は進展が見られます。（平成21年障害者雇用状況報告による）法定雇用率の1.8%を下回っているものの、引き続き、法定雇用率の達成に向けた事業主指導を徹底して実施する必要がありますが、その際、実雇用率が大企業に比べて低い水準にある中小企業に対する雇用率達成指導の充実強化を図るとともに、未達成企業を対象とした集団指導を行うなどの取組を着実に実施する必要があります。
- また、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加していることから、それらの障害特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。特に精神障害者については、その新規求職申込件数の増加などを背景として、平成22年度に精神障害者雇用安定奨励金を創設しました。これにより、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場作りを行った事業主に対して、支援を行っています。今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、取り組んでいく必要があります。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

上記のとおり、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成22年度においては、フリーター等が安定した職に就くことを目的とした「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要があります。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策中目標に係る指標としており、上記のとおり当該目標を

達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨今の雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度には、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、今後においても引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

・廃止

□見直しの上 (増額/現状維持/□減額)

・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用保険課(坂口 卓課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

施策中目標1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）セーフティネットとして財政が安定していること

（施策小目標2）雇用保険の給付を適正に行うこと

（予算）

雇用保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	22,947	18,881	16,795	24,608	29,459
(決算額)(百万円)	(15,261)	(14,917)	(15,907)		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	収入額（単位：億円） （－）	28,978	28,764	22,214	22,896	集計中
	うち保険料	23,856	24,528	19,402	19,664	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
2	支出額（単位：億円） （－）	16,972	15,261	14,917	15,907	集計中
	うち失業等給付費	13,772	12,803	12,598	13,496	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
3	積立金残高（単位：億円） （－）	28,032	41,535	48,832	55,821	集計中
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考：指標1～3については現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定である。						

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	不正受給の件数 （前年度以下／平成21年度）	9,855	8,140	7,346	7,101	8,442
	達成率	【115.9%】	【117.4%】	【109.8%】	【103.4%】	【84.1%】
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：雇用保険業務統計による。（職業安定局雇用保険課調べ）						

(指標の分析：有効性の評価)

平成21年度は厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を重点に、平成21年度雇用保険法改正により、以下の見直しを行いました。

- ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ②雇止めの場合の受給要件の緩和
- ③再就職の支援が必要な方に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設

④失業等給付に係る雇用保険料率を平成21年度に限り、0.4%引き下げ(1.2%→0.8%)

また、失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていました。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成22年度雇用保険法改正(補正予算関連)により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円の一般財源を追加投入しました。

これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。

加えて、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、雇用保険の適用範囲の拡大等を内容とした平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)が平成22年3月31日に成立しました(一部を除き、同年4月1日施行)。

これにより、セーフティネット機能の更なる強化が図られました。

(効率性の評価)

雇用保険制度については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるよう努めています。

また、平成22年度からは、適用範囲の拡大に伴い、被保険者資格取得届に係る添付書類を提出不要とするなど、事業主の負担軽減を通じた効率的な業務運営を図っています。

(今後の方向性)

雇用失業情勢の悪化を受け、平成21年度の受給者実人員(年度月平均)は971千人と前年度より62.5%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みです(施策小目標2の参考統計5及び6参照)。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す旨が平成22年改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいきます。

加えて、平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)において、

- ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ② 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知等を含めた円滑な施行に取り組んでいきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

・廃止

□見直しの上(増額/現状維持/減額)

・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

・業務の合理化等を通じて、非常勤職員の削減（100人程度）（平成23年度）

(4) 指標の見直しについて

特になし

政策体系番号：IV-4-1

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」 について

平成22年8月

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高森室長)[主担当]

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室(高森室長) [小目標1 関連]

職業能力開発局キャリア形成支援室(伊藤室長) [小目標2 関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

施策中目標1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること

（施策小目標2）若年者等の職業的自立支援を充実すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	9,049	10,248	10,345	13,380	11,825
（決算額）（百万円）	（7,152）	（7,349）	（8,344）	（12,426）	

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	2,594	3,770	3,605	3,775	2,750
(決算額)(百万円)	(1,857)	(2,735)	(3,108)	(3,713)	
労働保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	6,455	6,478	6,740	9,605	9,075
(決算額)(百万円)	(5,295)	(4,614)	(5,236)	(8,713)	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率(%) (70%以上/平成17~19年度) (75%以上/平成20年度) (65%以上/平成21年度)	71.9	75.2	76.9	72.5	70.5 (暫定値)
達成率		102.7%	107.4%	109.9%	96.7%	108.5%
【調査名・資料出所、備考等】						
・職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1について、平成21年度における委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は70.5%（暫定値）であり、目標達成率が108.5%と高水準となっています。
- 若年者等が就職の実現に必要な実践的な能力を習得するために本施策を実施することは、引き続き有効と考えられます。

(効率性の評価)

- 民間職業訓練機関における座学と企業実習を組み合わせた委託訓練活用型デュアルシステムは、民間活力を活用した訓練であり、実施方法として効率的であると評価できます。

(今後の方向性)

- 新成長戦略に掲げられた「若者フリーター124万人」という目標を実現するため、今後も取組を行ってまいります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事」について

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

施策中目標2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 障害者への支援を図ること

(施策小目標2) 母子家庭の母等への支援を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	8,153 (6,454)	7,650 (6,359)	7,699 (6,620)	7,459 (6,719)	7,159
一般会計	7,242 (5,953)	6,721 (5,714)	6,613 (5,841)	6,080, (5,636)	5,787
特別会計	933 (746)	930 (821)	1,087 (907)	1,380 (1,352)	1,371

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率（60%以上／平成21年度）	68.5%	66.7%	65.7%	59.0%	49.9% （暫定値）
達成率		114.2%	111.2%	109.5%	98.3%	83.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

(指標の分析：有効性の評価)

○ 平成21年度の就職率は、ハローワークにおける障害者の就職率（36.0%）を上回ったものの、厳しい雇用失業情勢の影響により前年度実績を下回っており、特に精神障害者等の「職業訓練上特別な支援が必要な障害者」（以下、「特別支援者」という。）はその影響が大きく、個々の障害に応じた職業訓練を実施する必要があります。

→ 障害者職業能力開発校における職業訓練は、障害者の労働市場への参入を促進する上で、引き続き有効な役割を果たしていると評価できるが、障害の状況に応じたより専門的な職業訓練を実施する必要があります。

(効率性の評価)

○ 定員合理化計画に基づき、管理職員の人員削減を進めています。

○ また、職業訓練ニーズの低下した訓練科目を廃止するとともに、障害状況等に応じた訓練科目の整備等を行い、職業訓練機会の拡大や訓練内容の拡充を図っているところです。

→ 障害者職業能力開発校の運営は効率的と考えられます。

(今後の方向性)

○ 障害者職業能力開発校では、平成19年に障害者施策推進本部が決定した「重点施策実施5か年計画」に基づき、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受け入れているところです。

→ 今後も引き続き、特別支援障害者の受入れを推進するとともに、障害の重度化、多様化に対応したきめ細やかな職業訓練の実施により、障害者の職業キャリア形成支援に取り組んでいきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 増額 / 現状維持 / 減額
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること」について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課(吉本 明子課長) [施策小目標1]、職業家庭両立課(塚崎 裕子課長) [施策小目標2]、短時間・在宅労働課(吉永 和生課長) [施策小目標3]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策中目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること

（施策小目標2）育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

（施策小目標3）パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	8,840 (-)	12,905 (-)	13,435 (-)	15,430 (-)	14,013

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	役職者に占める女性の割合 (単位：％)(前年以上/毎年)	6.7	7.3	8.2	8.5	9.2
達成率		100.0%	109.0%	112.3%	103.7%	108.2%
2	育児休業取得率(男性)(％) (前年以上/毎年、5％以上/ 平成24年、10％以上/平成29年)	0.50	0.57	1.56	1.23	1.72
達成率		89.2%	129.5%	312.0%	78.8%	139.8%
2	育児休業取得率(女性)(％) (80％以上/平成24年、80％以上/ 平成29年)	72.3	88.5	89.7	90.6	85.6
達成率		-	-	-	-	-
3	第1子出産前後の女性の継続 就業率(％)(45％以上/平成 24年、55％以上/平成29年)	38	-	-	-	-
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)による。 指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と、平成21年度は平成20年度と比較した数値である。 指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」(平成17年)による。当該数値(38%)は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。 						

参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	女性雇用者数 (単位：上段は万人、下段は%)	2,229 (41.3)	2,277 (41.6)	2,297 (41.6)	2,312 (41.9)	2,311 (42.3)
2	出産した後も就業継続の意欲がある女性の割合 (%)		54.3		52.6	
3	出産した後も就業継続の意欲がある女性のうち、同一就業継続割合 (%)		80.7		81.9	
4	出産した後も就業継続の意欲がある女性（非正規）の割合 (%)		21.1		26.9	
5	出産した後も就業継続の意欲がある女性（非正規）のうち、同一就業継続割合 (%)		62.5		68.0	
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1は、労働力調査（総務省）による ・指標2～5は、厚生労働省大臣官房統計情報部が実施した「第5回21世紀成年者縦断調査」						

（指標の分析：有効性の評価）

- 指標1は、テンポは緩やかであるものの、毎年上昇していることから、本施策は有効と考えられます。
- 指標2について、育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに、助成金の支給等の事業主支援のための事業や社会の気運を醸成するための事業等を実施しているところであり、これらの施策を実施したことにより、特に、育児休業取得率については、女性が平成17年度に72.3%が平成21年度には85.6%となり平成24年に「80%以上」という目標は既に達成されました。なお、平成21年度は前年度より低下していますが、景気の低迷を背景にして、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因ではないかと考えられます。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できます。

（効率性の評価）

- 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて
 - ・ 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の蓋然性の高い業種、地域に重点を置いて事業場を選定するなど、計画的な事業所訪問を行っています。

- ・ ポジティブ・アクションの普及促進のため、広く社会一般に対し周知啓発を行うだけでなく、各事業所において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、ポジティブ・アクションに取り組む意欲のある企業への集中的な周知啓発を行っています。

この結果、役職者に占める女性の割合がここ数年間増加しており、施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できます。

- 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めています。

さらに、男性に対する意識啓発等、社会の気運を醸成するための事業等は民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができました。

この結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できます。

（今後の方向性）

- 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて
 - ・ 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、均等法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ的確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底します
 - ・ また、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日 閣議決定）で定める目標「平成 26 年度までにポジティブ・アクションに取り組む企業割合 40%超」の達成に向け、取組の遅れている中小企業に対し更なる取組の支援を行います。
- 厳しい経済状況の中で、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、新成長戦略に掲げられた 2020 年までの目標「第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%、男性の育児休業取得率 13%」に向けて引き続きこうした取組を推進していく必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること」

について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（竹林 悟史室長）

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生き育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

施策中目標1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）母子家庭の母等の就業等の支援を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 （決算額）（百万円）	1,884の内 数 （1,757の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	1,919の内 数 （1,841の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	2,439の内 数 （2,227の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	3,431の内 数 （3,431の 内数） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数	3,474の内 数 （ — ） ※母子家庭等 対策総合支援 事業（統合補助 金）の内数

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	各就業支援による就業実績					
	・母子家庭等就業・自立支援センター事業	4,372件	4,953件	5,487件	5,718件	—
	・母子自立支援プログラム策定事業	211件	1,590件	3,815件	4,851件	—
	・高等技能訓練促進費等事業 (前年度以上／毎年度)	607件	768件	1,071件	1,291件	—
達成率		—	113.3%	110.8%	104.2%	—
		—	753.6%	239.9%	127.2%	—
		—	126.5%	139.5%	120.5%	—
2	高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数 (1,300人以上／21年度(平成21年度限り))	709人	873人	1,264人	1,544人	—
	達成率	—	—	—	—	—
3	各就業支援施策の実施状況					
	・自立支援教育訓練給付金事業	49.9%	72.1%	81.9%	88.7%	90.4%
	・高等技能訓練促進費等事業 (前年度以上／毎年度)	39.2%	53.6%	63.0%	74.3%	81.6%
	(100%／26年度)					
達成率		—	144.5%	113.6%	108.3%	101.9%
		—	136.7%	117.5%	117.9%	109.8%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。 ・毎年度前年度以上を目標と設定。 ・指標1及び2の平成21年度については集計中であり、10月までに公表予定。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- すべての指標について、前年度を上回っています。 → 母子家庭の母等に対する就業による自立支援施策としては有効と考えられます。
- 一方、指標3については、平成26年度までの達成水準への到達を目指すため、引き続き施策の推進を図っていく必要があります。なお、自立支援教育訓練給付金事業については、実施状況は前年度を上回っている状況ですが、平成19年度以降、支給件数が減少する傾向にあります。これは、支給割合の変更（上限額の引き下げ）などの制度改正を行ったことが要因として考えられます。

(効率性の評価)

- 各就業支援施策における就業実績（指標1関係）、実施状況（指標3関係）については、毎年度実施件数等が増加しているところですが、引き続き効率的な事業の実施について推進していく必要があります。

(今後の方向性)

- 母子家庭の平均年収は213万円であり、低い水準となっているほか、母子家庭の約85%が就労しているが、臨時パートで働いている者が43.6%となっている現状であり、厳しい状況が続いています。引き続き母子家庭の母等の自立のため生活支援、就業支援を総合的に実施することが必要です。
- より身近な地域で支援が受けられる体制を整備するため、引き続き総合的な自立に向けた支援を実施して参ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額現状維持減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

- ・母子家庭等の自立に向けた総合的な支援を実施するため、施策中目標に就業支援以外のアウトカム指標も掲げることについて必要な検討を行う。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」について

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長) [主担当]

社会・援護局福祉基盤課(定塚 由美子課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）ホームレスの自立を促進すること

（施策小目標2）地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	14,940の内数	18,000の内数	50,800の内数	132,354の内数	24,000の内数※
(決算額)(百万円)	(14,007の内数)	(16,043の内数)	(49,506の内数)	(131,519の内数)	

※ホームレス対策事業については、平成22年度事業実施分より、緊急雇用創出事業臨時特例交付金70,000百万円の内数として計上。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	全国のホームレスの数（人） （前年以下/毎年）	－	－	18,564	16,018	15,759
達成率		－%	－%	－%	115.9%	101.6%
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の割合（%） （60%以上/毎年度）	61	59	59	58	70
達成率		101.7%	98.3%	98.3%	96.7%	116.7%
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（%）（95%以上/毎年度）	95.0	96.7	95.1	96.6	集計中
達成率		100.0%	101.8%	100.1%	101.7%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課においてとりまとめたもの。なお、平成17年、平成18年は調査を実施していない。 指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載。 						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	ホームレス自立支援センター退所者数（人）	5,781	6,307	6,427	6,645	8,092
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数（人）	3,546	3,734	3,796	3,875	5,688
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課でとりまとめたもの。						

(指標の分析：有効性の評価)

- ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成21年度中に退所した者の約70%が、就労又は福祉制度等の利用により自立を果たしていることから、これらの事業に有効性があると認められます。
- 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い水準を維持してきており、これらの有効性が認められます。

(効率性の評価)

- ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの個別の状況に応じた取組を行っており、効率的にホームレスの自立が図られていると評価できます。
- 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められます。

(今後の方向性)

- ホームレス自立支援センターを利用し、就労又は福祉制度等の利用により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できます。今後もホームレスの個別の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることを防ぐよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要です。
- 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は高水準を維持しているのので、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できます。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要があります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「災害に際し応急的な支援を実施すること」について

平成22年8月

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室(吾郷 俊樹室長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策中目標1 災害に際し応急的な支援を実施すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）災害に際し応急的な支援を実施すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	871 (596)	8,464 (6,981)	310 (291)	443 (406)	200
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況（100％／毎年度）	－	－	－	100	100
達成率		－％	－％	－％	100.0％	100.0％
2	被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置／毎年度）	－	－	－	－	備考欄参照
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の指標は、災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合、速やかに避難所を設置する必要があることを示す。 過去5年間の災害救助法の適用数は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 38 市区町村 平成18年度 21 市町村 平成19年度 15 市町村 平成20年度 11 市町 平成21年度 7 市町 指標2については、災害の規模、発生場所、発生時間等、発災時の条件により避難所設置までの時間が異なり、一律の評価はできないため、避難所設置までの客観的な時間を下欄に記載。 平成21年度に災害救助法が適用された災害にかかる7市町の内訳は、大雨災害7件（6市1町）であり、個別の状況については次のとおり。 <p>○平成21年中国・九州北部豪雨 （平成21年7月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4:18 山口県山口市、防府市に大雨洪水警報 8:30 防府市が避難所設置 9:28 山口市が避難勧告発令、避難所設置 14:10 防府市が避難勧告発令 						

(平成 21 年 7 月 24 日)

18:37 福岡県飯塚市に大雨洪水警報

19:18 飯塚市が避難所設置

20:13 飯塚市が避難勧告発令

○平成 21 年台風第 9 号

(平成 21 年 8 月 9 日)

11:00 兵庫県宍粟市が避難所設置

14:15 兵庫県佐用町及び宍粟市に大雨洪水警報

15:27 岡山県美作市に大雨洪水警報

21:00 兵庫県佐用町が避難所設置

21:20 兵庫県佐用町が避難勧告発令

22:30 岡山県美作市が避難勧告発令、避難所設置

23:57 兵庫県朝来市に大雨洪水警報

(平成 21 年 8 月 10 日)

0:45 兵庫県宍粟市が避難勧告発令

1:15 兵庫県朝来市が避難勧告発令、避難所設置

(指標の分析：有効性の評価)

○平成 21 年度に災害救助法が適用された 7 市町においては、いずれも避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されています。各都道府県知事が災害救助法の適用を行うにあたっては、適用基準に合致しているかどうかについて国が助言を行っており、また、救助法の適用後においては、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できます。

○平成 21 年 6 月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として必要な指導を行っています。

(効率性の評価)

○災害救助法に基づく応急救助は、被災者に対する応急的、一時的な救助を行うものです。そのような観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、国として適切な対応を図っているものと評価できます。

○また、国庫負担の対象経費について、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な対応を図っているものと評価できます。

(今後の方向性)

○来年度以降も、引き続き、災害発生時の迅速かつ適切な応急救助の実施に努めて参ります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び
旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること」について

平成22年8月

社会・援護局業務課(平林茂人課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

施策中目標4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

2. 施策の概要

恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達します。

（施策小目標）

（施策小目標1）旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

（施策小目標2）旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	268	245	247	290	364
（決算額）（百万円）	(246)	(216)	(233)	（集計中）	（－）

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等約750万件のうちデータベース化したものの割合（％） （50％／平成21年度）	8.1	10.3	21.4	32.2	50.3
達成率		—	—	—	—	100.6
2	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの割合（％） （50％／平成21年度）	—	—	—	—	50.0
達成率		—	—	—	—	100.0
3	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合（％） （100％／毎年度）	100.0	67.0	80.0	100.0	100.0
達成率		100.0	67.0	80.0	100.0	100.0
4	旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合（％） （前年度以上／毎年度）	—	—	—	99.5	100.0
達成率		—	—	—	—	100.5
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> ・指標1～指標4については、社会・援護局業務課調べ。 ・指標1については、平成23年度にデータベース化100%を目標に、平成16年度より8ヵ年計画で行われています。 ・指標2については、平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚を2ヵ年計画でデータベース化することとしているものです。平成21年度より新たに開始されたものであ 						

り、平成20年度以前の数値はありません。						
・指標4については、新たに設定したものであり、平成19年度以前の数値はありません。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの件数（千枚）	—	—	—	—	352
【調査名・資料出所、備考等】						
・社会・援護局業務課調べ。						
・平成21年度に入手した資料旧ソ連抑留者登録カード約70万枚をデータベース化しているものであり、平成20年度以前の数値はありません。						

（指標の分析：有効性の評価）

- 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえます。
- また、平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のデータベース化では、翻訳して日本側資料との照合調査を実施しており、死亡者が特定できた場合は、遺族に登録カードの記載内容をお知らせすることができ、遺族による遺骨収集や慰霊巡拝などの慰霊事業に活用しています。また、抑留者の未提供情報記録確認を行うことにより、恩給や援護年金等の請求に有効な施策であるといえます。

（効率性の評価）

- 旧陸海軍の人事関係資料のデータベース化により、情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与しています。
- また、旧陸海軍人事関係資料及び平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚についても、データベース化することにより、遺族に登録カードの記載内容をお知らせする際の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与しています。

（今後の方向性）

- 旧陸海軍の人事関係資料のデータベース化については、平成16年度より8ヵ年計画で実施しています。平成21年度現在目標の50%が終了していることから、今後2年間で残りの50%を終了すべく、目標達成に向けて取組を推進します。
- ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のデータベース化については、本年度より2ヵ年計画で実施しており、平成21年度現在、目標の50%が終了しています。平成22年度においても目標の達成を目指します。
- また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合及び旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合については、平成21年度におい

ては、いずれも目標を達成しています。今後も事務処理の向上や資料の整備等を図ることにより、目標の確実な達成を目指していくこととします。

- いずれの施策も、施策対象者の高齢化に鑑み、今後とも確実・早急な処理に努めます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、 活動する社会づくりを推進すること」について

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部企画課(中島誠課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標 1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標 1）障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
- （施策小目標 2）障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	813,084	900,421	1,037,481 (981,796)	1,151,002 (1,136,868)	1,120,239

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度）	—	—	9,344	14,098	19,430
達成率		—%	—%	44.4%	67.1%	92.5%
2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—
達成率		20.0%	—%	30.0%	30.0%	—%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約92%））であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約91%））を合計した数であり、平成21年度の数値は、平成20年度の数値と平成20年10月から平成21年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96%））を合計した数である。（目標達成率は平成23年の目標値である2.1万人を分母として計算している。）</p> <p>○ 指標2は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成18年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。</p>						

（指標の分析：有効性の評価）

○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。

また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入（給与や賃金）を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり（※）、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。

（※）平成18年度障害者施策総合調査（内閣府）

（効率性の評価）

○ 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し（障害者自立支援法第88条、第89条）、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、

- ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、
- ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、
- ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。

（今後の方向性）

○ 平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作ることとされています。

※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに実施する予定です。

○ この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始しました。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 増額 / 現状維持 / 減額
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

- 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る観点から、譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充を平成23年度税制改正要望において、要望しています。

(3) 機構・定員について

障害者自立支援法に基づく新体系への移行や、障害者の虐待防止等に対応するため、増員の方向で検討します。

(4) 指標の見直しについて

なし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「企業年金等の健全な育成を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標1) 企業年金制度等の健全な育成を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	—	—	27	31	25
(決算額)(百万円)				(14)	—

注) 平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値) 企業年金等の加入者数・1,656万人(平成22年度末)

制度改善に係る企画立案状況・必要な制度改善

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金等の加入者数 (1,539万人/平成21年度末 1,656万人/平成22年度末)	1167万人	1248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人
達成率		70.5%	75.4%	80.3%	85.7%	91.6%
2	制度の改善に係る企画立案状況	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	確定給付企業年金の加入者数	384万人	430万人	506万人	570万人	647万人
2	確定拠出年金の加入者数	180万人	227万人	280万人	321万人	352万人
3	厚生年金基金の加入者数	531万人	522万人	478万人	466万人	460万人
4	国民年金基金の加入者数	73万人	69万人	65万人	61万人	58万人
5	確定給付企業年金の規約件数	1430	1940	3099	5008	7405
6	企業型確定拠出年金の規約件数	1866	2313	2710	3043	3301
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している企業年金等の加入者数については、毎年徐々に増加傾向にあります。

→ 企業年金の対象者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者は増加していると言えることから、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」に対し、本施策は有効であると考えられます。

※ 増加要因として、確定給付企業年金及び確定拠出年金の加入者数が、制度創設以来、順調に増加していることが挙げられます。特に、確定給付企業年金については、平成24年3月末に廃止が決定している適格退職年金からの移行や、厚生年金基金の代行返上（国の代わりに給付している厚生年金部分を国に返還し、代行部分のない確定給付企業年金になること）により、近年、その増加幅が増しているものと考えられます。

※ 国民年金基金については、就業構造の変化や厳しい社会経済状況等により、加入者数は減少傾向にあり、今後とも制度の安定的な運営を図るための取組が必要です。

(効率性の評価)

○国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○今後、現在国会において提出している「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めるとともに、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めてまいります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額／現状維持／減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

企業年金等に係る特別法人税について課税撤廃を求める等の税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

企業年金制度の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討します。

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「企業年金等の適正な運営を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標1) 企業年金制度等の適正な運営を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	—	2,460	2,579 (2,551)	1,506

※平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値) 受給権者に占める未請求者の割合：前年度以下の割合

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給権者に占める未請求者の割合 (前年度以下／毎年度)	－	20.8	21.9	19.4	－
達成率		－	－	0%	100%	－
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金連合会における未請求者数	－	124.1万人	147.1万人	143.3万人	－
2	厚生年金基金における未請求者数	－	13.7万人	14.4万人	14.6万人	－
3	国民年金基金連合会における未請求者数	－	2,822人	3,062人	2,354人	－
4	国民年金基金における未請求者数	－	5,318人	4,878人	5,316人	－
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している未請求者の割合については、減少しています。

→ 老後の所得確保を図るため、企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われるよう取組を進めてきており、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図る」という目的に対し、本施策は有効であると考えられます。

(効率性の評価)

○国が費用を負担し、直接的に老後所得保障を行うのではなく、未請求者対策など企業年金等における適正な運営・確実な給付に向けた取組を支援することにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○企業年金等において、確実に年金給付が行われるよう、日本年金機構との連携を更に推進していく等、引き続き未請求者の解消に向けた取組を進めていきます。

○未請求者解消のための対策として、企業年金等が住基ネットから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（国会提出中）が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし。

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「二国間等の国際協力を推進すること」について

平成22年8月

大臣官房国際課（麻田千穂子課長）[主担当]

職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室

（福澤義行室長）[技能実習制度推進事業関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

施策中目標2 二国間等の国際協力を推進すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1） 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	463	426	588	551	450
（決算額）（百万円）	（392）	（421）	（584）	（548）	

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 （前年と同程度/毎年度）	-	-	4.1/5点 中	4.4/5点 中	4.2/5点 中
達成率		-	-	-	107%	95%
2	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 （95%以上/H17～H20） （90%以上/H21）	92%	93%	94%	91%	88%
達成率		97%	98%	99%	96%	98%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）						
指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）（人）	24	33	32	29	32
2	技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合	-	97%	97%	96%	97%
3	技能実習生受入れ団体・企業に対する巡回指導件数	5,945件	6,318件	8,139件	11,170件	10,954件
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計1について 資料出所：厚生労働省調べ（会合参加者出席リストに基づく）						
参考統計2について						

資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ
 参考統計 3 について
 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ

(指標の分析：有効性の評価)

指標 1 について

- 「会合が有効だった」とする割合は過去会合に於いて 5 点満点中 4 点以上と前年度と同等
 →本事業は有効だと評価されており、我が国の国際的評価・信用を高めています。

指標 2 について

- 目標値を達成していない
 →金融危機に伴う景気の悪化により、実習実施機関の倒産を理由とする技能実習生の途中帰国が平成 21 年に著しく増加 (3,626 人) したため、目標値を下回る結果となったと考えられる。
- 他方、技能実習生から技能実習目標を「十分に達成できた」と評価される割合が 97%。
- 巡回指導の件数も目標数 (10,500 件/平成 21 年度) を上回っている。
 →巡回指導を通じて受入れ団体・企業を指導することにより、技能実習生の技能実習目標が高い割合で達成されているものと考えられる。
 →開発途上国への技能移転を図ることで、二国間の国際協力等を推進するという本事業の目的に照らし、一定の成果を挙げているものと評価できる。

(効率性の評価)

指標 1 について

- 記述式の参加者アンケートによるとテーマに関連する現場視察に対する評価が高く挙がっており、
 → 保健医療・社会福祉分野における我が国における制度の紹介を行うだけでなく、より具体的に社会保障政策を理解することを促進するための複数の現場視察を効率的に組み込んでいる点が評価されており、効率性の高いプログラムとなっていると言える。
- 一度に ASEAN 諸国 10 カ国が省庁間の縦割りを超えて一堂に会し、参加者が相互に積極的な影響を与えながら、保健と福祉の連携による具体的な施策展開に繋がっている点からも、
 → 効率性の高い事業運営となっていると言える。

指標 2 について

- 巡回指導については、従来は実習実施機関を中心に行ってきた
 →平成 21 年度より、受入れ団体に対する指導を強化 (受入れ団体への巡回指導実施件数：98 件 (平成 19 年度) →1397 件 (平成 21 年)) することで、1 回の指導で、1 団体のみならず、傘下の実習実施機関まで指導の効果が及ぶように方針を転換
 →概ね 2 年間で全ての受入れ団体 (1,807 団体：21 年度把握分) 及び実習実施機関 (23,716 企業：21 年度把握分) を巡回できるよう目標を設定しており、目標件数を上回っていることから、効率良く巡回指導を行っているものと評価できる。

(今後の方向性)

指標1について

- 社会保障と雇用政策を有機的に組み合わせることで、社会保障の効率化を目指すこと（アクティベーション）が日本を始め先進国では広く行われており、我が国が蓄積している社会セーフティネット構築の経験および知見を ASEAN 諸国に移転することが域内各国の持続的成長のために必要です。このため、今後、社会福祉、保健医療政策だけでなく雇用政策を担当するハイレベル行政官を我が国に招聘し、社会保障・雇用政策ハイレベル会合へ組み替える予定です。
- 会合の成果は、従来の ASEAN+3 保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合に加え、雇用労働大臣会合に報告され、ASEAN事務局による政策提言の活用に努めます。

指標2について

○外国人研修・技能実習制度について

- ・技能実習修了認定証の交付を受けた技能実習生の割合が減少しているが、金融危機に伴う景気の悪化による影響と考えられ、今後は改善が見込まれる。
- ・巡回指導については、一定程度の成果が上がっている。
→次年度においては、効率的な巡回指導の実施などにより業務のあり方を見直すとともに、景気の回復に伴って、受入れ機関の倒産を理由として途中帰国する技能実習生が減少していることから、技能実習の継続支援に係る業務の執行を見直すことによって、予算を削減する。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額 / 現状維持 / 減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(1) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」 について

平成22年8月

大臣官房厚生科学課(三浦公嗣課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標X I 国民生活の向上にかかわる科学技術の振興を図ること

施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策中目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

（施策小目標2）国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること

（施策小目標3）国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

（施策小目標4）国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万 円)	(予算組換の ため不明)	(予算組換の ため不明)	4,553 (4,520)	4,148 (4,101)	3,927

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		平均 3.5 点以上／3 年間				
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	4.5	—	—	3.9
達成率		—	—	—	—	—
2	国立保健医療科学院における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	—	—	3.4	—
達成率		—	—	—	—	—
3	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価（3年に1度実施）	—	—	—	点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な評価	—
達成率		—	—	—	—	—
4	国立感染症研究所における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	4.0	4.2	3.8	4.4	3.9
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は各試験研究機関において行った研究課題評価の結果である。						

(指標の分析：有効性の評価)

研究をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、適切な研究の推進を図るためには、研究開発施策の評価に当たり、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究の実施・推進の両面から、定期的な評価を行うことが有効です。また、評価の公正や透明性を確保するためには、評価の結果について、できるだけ具体的な内容を公表することが有効です。

このため、各国立試験研究機関においては、外部委員からなる評価委員会を設置し、3年に一度機関評価を行うとともに、その結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表しています。

(効率性の評価)

外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができます。また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が多くあることから、これまでは3年程度の間隔を置いて評価を行っていました。ホームページによる公表は、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的と考えられます。

(今後の方向性)

今後も、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/ 現状維持 / 減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 増員 (新規事業及び既存事業の見直しに伴う増 関係)

(4) 指標の見直しについて

指標については、現時点では特に見直す予定はありません。

事業評価書（事前）一覧

事業名	
国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業	I-5-1
子宮頸がん予防対策強化事業	I-11-2
働く世代への大腸がん検診推進事業	I-11-2
職場における受動喫煙防止対策	III-1-2
職場におけるメンタルヘルス対策の促進	III-2-1
就職活動準備事業	IV-3-1
実践的な職業能力開発支援の実施	V-1-1
両立支援に関する雇用管理改善事業	VI-1-2

事業評価書（事後）一覧

事業名	
在宅緩和ケア対策推進事業	I-1-1
へき地巡回診療へり運営事業	I-1-1
小児救急電話相談事業	I-1-1
医療情報システムの相互運用性確保のための対抗試験ツール開発事業	I-3-1
医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業	I-3-1
病原体等管理体制整備事業	I-5-1
過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策	III-2-1
ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進	IV-1-1
マザーズハローワーク事業	IV-1-1
「70歳まで働ける起業」推進プロジェクト	IV-3-1
ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援	IV-3-1
若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施	IV-3-1
関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進	IV-3-1
年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	V-2-1
短時間労働者均衡処遇推進助成金事業	VI-1-1
育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）	VI-1-1
養育費相談・支援センター事業	VI-6-1
要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度	VII-1-1
工賃倍増計画支援事業費補助金	VIII-1-1
発達障害者支援開発事業	VIII-1-1
がん検診実施体制強化モデル事業	I-11-2
マンモグラフィ検診従事者研修事業	I-11-2
要介護認定適正化事業	IX-3-2

「国民の安心を守る肝炎対策強化推進」事業（新規）

平成22年8月

健康局疾病対策課肝炎対策推進室(伯野春彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
- 施策中目標 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
- 施策小目標 3 肝炎対策を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、市町村、民間団体

(2) 概要

① 肝炎検診強化事業（補助事業）

都道府県と検査機関等が委託契約を締結するなどして連携を図り、検診車の巡回等により、肝炎ウイルス検査の受検機会の増加を図る。また、受検者に対しては、肝炎ウイルスに関する正しい知識の啓発を行うとともに相談事業を実施する。

② 肝炎ウイルス検査クーポンモデル事業（補助事業）

肝炎ウイルス検査の勧奨方法を検証するモデル事業として、市町村が肝炎ウイルス検査クーポン券を個別配布し、個別通知による有効性を検証し、早期発見に資する効果的な支援策を検討する。

③ 多角的広報戦略事業（本省費（委託費））

従来から実施しているリーフレット等による広報だけでなく、新聞やインターネットバナー等、人の目に触れる機会の多い媒体を使用した、より多角的・効果的な広報を実施する。

④ 肝炎患者支援手帳事業（補助事業）

肝炎ウイルス検査の結果が陽性の者や治療の開始時等に、肝炎治療に関する情報などを記載するための肝炎患者支援手帳を配布する。

⑤ 地域肝炎治療コーディネーター養成事業（補助事業）

肝炎に関する検査や治療方法、感染経路等の知識を有するコーディネーター（市町村保健師や産業保健に従事する者等）を養成する。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

肝炎は、我が国最大級の感染症であり、B型・C型合わせて300万人を超える持続感染者がいると推計されており、また、適切な治療を行わないまま放置すれば、肝硬変・肝がんといったより重篤な疾患へ移行することから、その対策は急務とされている。したがって、早期発見・早期治療に資する取組は国や地方自治体を中心となって推進する必要がある。なお、一部の事業については、民間団体への委託を行う。

② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

全国的な肝疾患診療体制の整備により地域偏在をなくし、肝炎医療の均てん化を図るためには、国が主導となって取り組む必要がある。

③ 民営化・外部委託の可否：一部可／否

多角的広報戦略事業については、その実施に当たり民間団体へ委託する。

④ 他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

—

2) 地方自治体に類似の取組はないか

①、③、④、⑤の事業は、一部の自治体における取組事例はある。

3) 他省庁に類似の取組はないか

—

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

① 肝炎検診強化事業（補助事業）

都道府県への補助（投入） → 出前検診の実施（活動） → 労働者の受検者の増（結果） → 未受検者の減（成果）

② 肝炎ウイルス検査クーポンモデル事業（補助事業）

市町村への補助（投入） → モデル事業の実施（活動） → 検査受検者の増（結果）
→未受検者の減（成果）

③ 多角的広報戦略事業（本省費（委託費））

民間団体への委託（投入） → 多角的広報戦略の実施（活動） → 正しい知識の普及（結果） → 肝炎対策の推進（成果）

④ 肝炎患者支援手帳事業（補助事業）

都道府県への補助（投入） → 肝炎患者支援手帳の配布（活動） → 手帳交付者の増（結果） → 未治療者の減（成果）

⑤ 地域肝炎治療コーディネーター養成事業（補助事業）

都道府県への補助（投入） → コーディネーター養成事業の実施（活動） → コーディネーターの増（結果） → 未受療者の減（成果）

（検証）

本事業が実施されることにより、肝炎の早期発見・早期治療が促進され、ウイルス性肝炎に由来する肝硬変・肝がん患者の減少が期待できる。

（3）効率性の評価

これまで、早期発見・適切な治療の促進という観点から、利便性に配慮した検査体制の整備や、肝疾患診療連携拠点病院等の診療体制の整備を中心に行ってきたところであるが、今般、国民や患者に対する個別の検査受検や受診勧奨など、より積極的な介入を行うことにより、早期かつ適切な治療を促進することとし、大切な人財の損失を防ぐものである。

4. 評価の反映

次年度以降は、4の評価を踏まえて所要の予算を要求することとする。

（概算要求額（拡充に係る分）：3, 853百万円）

5. 事後の検証

（指標）

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
出前検診実施件数	900件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標

クーポン券利用件数	1,562 件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標
肝炎患者支援手帳配布件数	10,000 件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標
地域肝炎治療コーディネーター養成人員	50 件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標
（調査名・資料出所、備考等）		

（評価計画）

本事業の効果を測定するために、上記の指標を一定年度にわたり測定し、一定年度後において、事業の評価を検証することとする。

子宮頸がん予防対策強化事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

施策中目標1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

がん対策として、子宮頸がん予防ワクチンとがん検診をセットで実施することにより、子宮頸がん対策の更なる効果が期待されるとともに、現在、自治体において様々な実施方法で行われていることから、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報（副反応等）を収集・分析し、標準化を図る必要があるため、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対し、必要な費用の一部を新たに助成するものである。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業の一部を国が補助することにより、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を国が一元的に収集・分析することができる。

また、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が期待できることから、女性の健康の保持増進という一定の公益性が期待できる。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、市町村の財政負担を緩和するとともに、全国の市町村が子宮頸がん予防ワクチン接種事業を行う契機となることから、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に係る経費の一部を、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、国が民営化・外部委託して実施する事業としてはなじまず、事業の目的達成が困難となる。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

一部の地方自治体において、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用に対する助成を行っているが、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、今後の予防接種のあり方の議論へ反映することを目的として事業を行っているところはない。

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

子宮頸がん予防ワクチンについて、現在、様々な実施方法で行われているワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、効果的、効率的な方法を検討することを目的として補助を行い、将来の予防接種法の議論(公費助成等)へと結びつけ、ひいては、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組に資する。

(検証)

本事業による子宮頸がん予防ワクチン接種者数の増加により、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が期待される。ところ。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果に関する評価

本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、子宮頸がん予防ワクチンの接種者が増加し、子宮頸がんに起因する死亡者が減少することなど、一定の効果が期待される。ところ。

4. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を特別枠にて要望する。

(概算要求額：14,960百万円)

5. 事後の検証

(指標)

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
子宮頸がん予防ワクチン接種事業実施市区町村数	子宮頸がんによる死亡者数の減少（死亡率の20%減／平成43年度）	より多くの市区町村に対して補助することにより、より多くの接種に関する情報（副反応等）を国が一元的に収集・分析することができる。
（調査名・資料出所、備考等） 健康局総務課がん対策推進室調べ		

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を20年間にわたり測定し、平成43年度において、本事業の対象者における死亡率減少効果を検証することとする。

働く世代への大腸がん検診推進事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

施策中目標1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

特定の年齢に達した方に対し、市町村が大腸がん検査キットを対象者に直接自宅に送付することにより、がん検診の重要性等を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図ることを目指し、市町村の当該事業に要する費用の一部を新たに助成するものである。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築するために要する経費の一部を補助することにより、大腸がん検診の受診率向上が図られる。

また、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が期待でき、国民の健康の保持増進に寄与することから、本事業には一定の公益性がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、市区町村の財政負担を一律に緩和し、地域差なく大腸がん検診を行う契機となることから、大腸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図るために要する経費に対して、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、民営化・外部委託になじまない。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

本事業において、より多くの方々の大腸がんの早期発見を行うことにより、早期治療へと結びつけ、ひいては大腸がんによる死亡者数の減少が図られる。

(検証)

本事業による大腸がん検診受診率の上昇により、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が見込まれる。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、大腸がん検診の受診者数が増加し、大腸がんに起因する死亡数の減少が見込まれることから、一定の効果が期待されるものである。

4. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を特別枠にて要望する。
(概算要求額：5,505百万円)

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
大腸がん検診受診率の上昇	(50%／平成28年度)	本事業による検診体制の確立により、大腸がん検診の受診者数が増加する。
(調査名・資料出所、備考等) 国民生活基礎調査（厚生労働省）		

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を5年間にわたり測定し、平成28年度において、本事業の対象者における受診率の向上効果を検証することとする。

「職場における受動喫煙防止対策」事業（新規）

平成22年8月

労働基準局労働衛生課(鈴木幸雄課長) [主担当]

労働基準局労働衛生課環境改善室(亀澤典子室長) [担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること
- 施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
- 施策小目標2 労働者の健康確保対策の充実を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

厚生労働省（本省）、都道府県労働局、労働基準監督署、受託者（企画競争入札により選定の予定）

(2) 概要

（厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署）

新たな受動喫煙防止対策（事業者の義務による、全面禁煙・喫煙室設置による空間分煙等）について、厚生労働省（本省）において周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局等を通じて周知・啓発を行うとともに、新たな受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、事業者に対して全国の監督署単位で説明会を実施する。また、飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、申請・審査を経て喫煙室設置に係る費用の一部を助成する。

（受託者）

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、まずコンサルタント等専門家による電話対応を一元的に行い、必要に応じて全国各地のコンサルタントが担当区域内の事業場を訪問して指導及び助言を行う。さらに、相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげる。

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

法令に基づく新たな規制の制定であり、規制内容の説明等については、制度を担当する行政機関が行う必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

労働安全衛生法に基づく受動喫煙防止対策の実施に係る事項であり、地方自治体に当該事項を担当する部署が存在しないため、国が実施する必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可／否

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対する専門技能を有する民間のコンサルタント等による指導及び相談対応業務については、民間に委託することとする。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

日本政策金融公庫が行っている融資事業として、喫煙室設置を含めた設備資金に対する生活衛生貸付があるが、経営基盤の脆弱な中小企業に対しては、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する等、更なる支援を行う本事業が必要である。

2) 地方自治体に類似の取組はないか

神奈川県が行っている助成事業として、喫煙室設置を含めた設備資金の融資に対する利子補給事業があるが、神奈川県内の事業場のみが対象であり、経営基盤の脆弱な中小企業における利便性がより高い本事業が必要である。

3) 他省庁に類似の取組はないか

他省庁における類似の取組について、これまでに確認できたものはない。

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

職場における受動喫煙防止対策の周知・啓発、喫煙室の助成、喫煙室設置に係る相談対応

- 職場における全面禁煙、分煙の推進
- 労働者の受動喫煙を受ける機会の減少
- 労働者の健康障害の防止

(検証)

上記の仕組みが機能するためには、事業者に対し受動喫煙防止対策の必要性・重要性を伝え、理解いただき、必要な対策を講じていただく必要がある。都道府県労働局、労働基準監督署が要となって機能し、事業者に対し、身近なところでの周知・啓発活動を丁寧を実施すること、また、民間に委託して行う喫煙室設置等に係る相談対応事業についても、当該事業の存在を事業者幅広く伝え活用いただくことや、事業者において質の高い相談対応が実施されるよう、事業の実施状況を把握し、適宜必要な取組を行うことが必要である。

効果の発現には、喫煙室の設置等事業者側に負担が生じる対策もあり、事業者側の準備等も必要であることから、一定程度の期間がかかると考えられる。なお、新成長戦略において、2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」を掲げている。

(3) 効率性の評価

本事業では、指導、助言を行うに当たって実際に事業場を訪問する必要がある場合には、全国各地のコンサルタントが担当する事業場を訪問することとしており、コンサルタントの移動コスト低減を図ることができることに加え、既に専門技能を有するコンサルタントを活用することにより行政が専門家を養成するコストを省くことができる点で効率的である。さらに、相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげることであり、高い効率性が発揮されることが期待される。

(4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

喫煙室設置に係る技術的相談対応については、地域の偏重なく全国すべての事業場からの問い合わせに対応できる体制を考えており公平性は確保されている。また、顧客が喫煙するために、直ちに全面禁煙等の有効な対策を講じることが困難な職場で働く労働者にも、本事業による喫煙室設置を促進することにより、一般の事務所の労働者と同様に公平に受動喫煙を受けずに働く環境が整備されることが期待される。

4. 評価の反映

4(2) 有効性の評価において、指摘した工夫を事業内容に盛り込むこととした上で、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。（概算要求額：432百万円）

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
「事業所全体を禁煙にしている」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙にしている」といった有効な対策を講じている事業所の割合（※1）	H19年調査より増加／H24年	あり
喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合	H19年調査より減少／H24年	あり
職場で受動喫煙を受けている労働者の割合	H19年調査より減少／H24年	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（H24年予定）（※1は同調査より算出）		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
監督署における説明会開催率	100％／H23年度	あり
（調査名・資料出所、備考等）		

（評価計画）

本事業の長期的な効果を測定するために、平成24年以降の労働者健康状況調査を活用し、アウトカム指標から事業の効果を検証することとする。

「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業（一部新規）

平成22年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木幸雄課長）[主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること
- 施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
- 施策大目標2 労働者の健康確保対策の充実を図ること

2. 事業の概要

（1）実施主体

受託者（企画競争入札により選定の予定）

（2）概要

○メンタルヘルス対策支援センター事業

地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。平成23年度は、事業場における職場復帰の体制づくりに対する支援について拡充する予定。

○メンタルヘルス・ポータルサイト事業

厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は33.6%に留まっている（関連指標2）。また、取り組んでいない事業場においては、「専門スタッフがいない（約44%）」、「取り組み方が分からない（約42%）」などを理由として取組が進んでおらず、特に中小規模事業場における取組の促進が課題となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」）。

メンタルヘルス対策を促進させるためには、専門スタッフの確保や、取組方法の教示が必要であるが、中小規模事業場においては、経営基盤が脆弱であること等から、独自の専門家の確保や外部機関による取組支援を受けることは極めて困難であり、民間企業の自主的な取組による対策の促進には限界がある。

このため、特に、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の促進に関し、専門家の確保や取組方法の教示について行政が積極的に関与することが必要である。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

地方自治体では、個々の地域住民を対象とした健康確保対策を進めている。

国は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し労働者の健康管理を行う義務を課しており、労働基準監督署を通じ、事業者に対して職場における体制整備等に関して指導を行っている。

職場におけるメンタルヘルス対策は、全国の事業場に一律の基準として、メンタルヘルスの取組計画の作成や、担当者の選任、教育研修の実施、職場環境の改善等、職場内の体制整備を行うことにより、労働者の健康確保を進めるものであり、地方自治体が個々の住民を対象に実施する対策とは根本的に異なるものである。

また、職場のメンタルヘルス対策を促進するためには、長時間労働の削減や精神障害等による労災認定等と一体的に実施するとともに、労働基準監督署における指導と組み合わせて行うことが必要かつ効果的であり、これらを実施している国が実施すべきものである。

③民営化・外部委託の可否：可／否

上記理由により、職場におけるメンタルヘルス対策は、国が行っているが、本事業は、職場にメンタルヘルス対策のうち自主的に取組を行うことが困難な事業場に対し支援を行うものであり、労務管理・医学的分野の専門家の協力が不可欠であるため、民間に委託している。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

なし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

なし

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 1 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実
- 2 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供
→メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加
→労働者の健康障害の防止

(検証)

1 メンタルヘルス対策支援センター事業

上記の仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業

上記の仕組みが機能するためには、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供が必要である。このため、本事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行っている。

事業場への個別訪問支援の実施や、ポータルサイトを通じた情報提供により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自立的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。

なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。

(3) 効率性の評価

1 メンタルヘルス対策支援センター事業

労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらに取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援につなげるなど、指導と支援を組み合わせ実施し効率性を高めている。

2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業

メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場に対し、ニーズにあった情報提供を行うため、利用者に対するアンケート及び利用者からの意見に基づき、ニーズを把握し、適宜ホームページの内容見直しを行い、効率性を高めている。

4. 評価の反映

メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見、適切な対応、休職者の円滑な職場復帰等、メンタルヘルス対策の充実・強化を図るため、平成23年度予算概算要求において、メンタルヘルス対策支援センターの予算増額を要求することとする。（概算要求額：661百万円）

5. 事後の検証

（指標）

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合	50%／H24年 100%／H32年	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数	20,000件／H23年度	あり
事業者等からのメンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数	100,000回／H23年度	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省労働基準局安全衛生部調べによる。		

（評価計画）

本事業の長期的な効果を測定するために、厚生労働省が実施する「労働者健康状況調査」を活用し、アウトカム指標から事業の効果を検証することとする。

就職活動準備事業(新規)

平成22年8月

職業安定局企画課(土屋 喜久課長)

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 施策大目標3 労働者の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
- 施策中目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- 施策小目標4 就職困難者等の円滑な就職等を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県労働局、ハローワーク、委託事業者

(2) 概要

就職に対する準備不足等から職業訓練の受講により効果が得にくい者を対象に、民間事業者に委託して、個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上や職業紹介を実施する。

(3) 目的

個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上を図り、職業訓練への円滑な移行や就職促進を目的とする。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有/無

職業訓練の機会に恵まれなかった人々への支援は重要であるが、そのような人々を円滑に職業訓練受講に結びつけるための支援を実施する民間団体はなく、行政が関与する必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有/無

雇用保険被保険者資格の有無や、ハローワークにおける就職活動の状況、職業訓練の応募状況等を把握した上で、一定の支援を行うことにより、訓練受講による効果が期待できる者を適切に選定し、実施する事業であるから、国が行う必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可 / 否

個別カウンセリングや生活指導等の支援については、民間事業者の持つノウハウを生かすことが効果的であり、当該部分を民間事業者に委託することとする。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

なし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

なし

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 就職活動に対する準備不足等から職業訓練を受講できなかった者に対する支援
→対象者の就業意欲・能力の向上
→職業訓練への円滑な移行等

(検証)

上記の仕組みが機能するためには、民間事業者による支援が、対象者の個々の状況に合わせて、それぞれの意欲・能力の向上に資するものでなければならない。

そのため、民間事業者が、対象者の個々の状況に応じた支援計画を策定するとともに、各都道府県労働局においては随時民間事業者訪問を行い、支援計画に沿った支援が確実に実施されていることを確認することによって、本事業は有効に事業効果を発揮し、その後の職業訓練への円滑な移行や、本事業による就職促進が期待される。

なお、本事業による支援期間は3か月となっており、支援修了以降、随時効果が出てくるものと考えられる。

(3) 効率性の評価

本事業では、委託先民間事業者を一般競争入札により選定する予定であり、効率性は高いものと期待される。

4. 評価の反映

3 (2) 有効性の評価において、指摘した工夫を事業内容に盛り込むことを検討することとした上で、平成 23 年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。

(概算要求額：1, 106 百万円)

5. 事後の検証

(指標)

○アウトカム指標

指標名	目標値 (達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
支援修了から 3 か月以内に職業訓練等へ移行した者の割合 (%)	(50% / 平成 23 年度)	本事業の主目的の達成度合いを把握する。
(調査名・資料出所、備考等) ・職業安定局調べによる予定。		

○アウトプット指標

指標名	目標値 (達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
支援開始者数 (人)	(7000 人 / 平成 23 年度)	本事業のニーズを把握する。
(調査名・資料出所、備考等) ・職業安定局調べによる予定。		

○参考統計

指標名	事業と指標の関連
支援修了から 3 か月以内に職業訓練等へ移行した者のうち、訓練修了後 3 か月以内に就職した者の割合 (%)	本事業の主目的の更に上位の目的である職業訓練修了者の就職率を把握する。
(調査名・資料出所、備考等) ・職業安定局調べによる予定。	

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、上記の指標を毎月集計し、事業年度ごとに効果を検証することとする。

また、平成 24 年度実績評価書 (平成 23 年度の実績の評価) にて評価を行う。

「実践的な職業能力開発支援の実施」事業

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策中目標1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策小目標3 職業能力開発を充実すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対し、民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練として「日本版デュアルシステム」を民間教育訓練機関等に委託して実施する委託訓練活用型デュアルシステム。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有 無

公共職業訓練は、国及び都道府県が実施主体であるため

② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有 無

本事業は、都道府県が実施する予定

② 民営化・外部委託の可否 可 否

本事業の訓練は、民間に委託して行うもの

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

日本版デュアルシステム

2) 地方自治体に類似の取組はないか

不明

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

求職者が職業訓練を行う

→訓練実施後に就職活動を実施

→就職

(検証)

効果の発現には、訓練を実施するという要因から、4ヶ月程度かかると考えられる。

(3) 効率性の評価

本事業では、座学のほか企業実習を行っており、訓練の効率性は高いと考えられる。

4. 評価の反映

平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する

(概算要求額：3,103百万円)

6. 事後の検証

(指標)

○アウトカム指標

指標名	目標値 (達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
委託訓練活用型デュアルシステム修了者による就職率 (%)	65%	
(調査名・資料出所、備考等)		
厚生労働省職業能力開発局調べ。訓練修了後3ヶ月後の就職率。		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
委託訓練活用 型デュアルシ ステムの受講 者数		
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省職業能力開発局調べ。		

（評価計画）

本事業の効果を測定するために、上記の指標を年度終了後集計し、効果を検証することとする。

両立支援に関する雇用管理改善事業 （新規）

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課(塚崎裕子課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生き育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策中目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策小目標2 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

2. 事業の概要

（1）実施主体

厚生労働省、都道府県労働局、その他（受託業者）

（2）概要

企業に対し、両立支援に関する情報提供を効果的・効率的に行うとともに、雇用管理の改善指導等を行う事業を実施することにより、企業における両立支援制度を利用しやすい環境整備の取組等を支援する。

- （1）短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等（賃金・賞与の取扱い、代替要員の配置等）についての先進企業の取組などベストプラクティスを収集し雇用管理のノウハウを抽出・普及するとともに、期間雇用者の育児休業取得にかかるノウハウをまとめたマニュアルの普及や、両立支援アドバイザー（仮称）による雇用管理改善指導の実施等により、全ての労働者が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図る。
- （2）これまで一元化されていなかった両立支援に関するウェブサイトを整理・統合し、両立支援総合サイトとして一本化する。
- （3）「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、男性の育児休業の取得促進を図る（継続）

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有/無

育児・介護休業法第30条では、国は、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続を図るため、事業主等に対して、雇用管理その他の措置についての相談及び助言その他必要な援助を行うことができるとされており、当該規定に基づき、行政機関（国）が関与する必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有/無

両立支援に関する雇用管理改善に関する問題は、育児・介護休業法に係る施行业務等と密接に関わり、国が行う労働行政と不可分であるため、労働行政の一環として、国が直接取り組む必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可/否

短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等についてのベストプラクティスの普及、両立支援総合サイトの管理・運営、「イクメンプロジェクト」の実施については、民間企業（シンクタンク等）に委託することとしている。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等についてのベストプラクティスやノウハウの収集・普及、期間雇用者の育児休業取得に係るマニュアルの普及、両立支援アドバイザーによる雇用管理改善指導の実施、両立支援総合サイトによる情報提供
 - 企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりのための具体的方法等の情報を入手、活用
 - 企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備。
 - 労働者の仕事と家庭を両立を実現。
- 「イクメンプロジェクト」の実施
 - 男性の育児参加について社会的気運の高まり
 - 各企業において、男性も両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備
 - 労働者の仕事と家庭の両立を実現

(検証)

本事業は、各企業単独では入手にくい両立支援に関するベストプラクティスやノウハウの収集・普及を国の事業として行い、企業に対し効果的・効率的に情報提供するとともに、雇用管理の改善指導等を行うものであり、仕事と家庭の両立の実現に資するため、有効であると評価できる。

また、イクメンプロジェクトについては、個人、企業、団体、自治体等の参加を得て実施することにより、男性の育児休業取得についての社会的気運を高めるものであり、仕事と家庭の両立の実現に資するため、有効であると評価できる。

(3) 効率性の評価

本事業では、①短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスやノウハウの収集・普及や両立支援総合サイト等両立支援に関する情報提供を、シンクタンク等民間企業に委託することによりそのノウハウを活用して効果的・効率的に行い、②雇用管理に関するアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）として、都道府県労働局雇用均等室に社会保険労務士等企業の雇用管理に精通した非常勤職員を配置することにより、収集した両立支援に関するベストプラクティスやノウハウをサイト等により広く普及・周知するとともに、雇用管理の改善指導によって、個別の企業に浸透させ、また、③雇用管理改善指導の過程で得た事例等を集約して、両立支援総合サイト等で情報提供する等、各事業間で有機的に連携して、事業展開を図ることにより効率的・効果的に実施することとしている。

このため、本事業は、効率性は高いものと期待される。

4. 評価の反映

平成 23 年度予算概算要求において、所用の予算を要求することとする。

(概算要求額：348百万円)

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
第1子出産前後の女性の継続就業率	45%以上／平成24年（※1）	仕事と家庭の両立の実現により、第1子出産前後の女性の継続就業率の上昇が見込まれる
	55%以上／平成29年（※1）	
	55%以上／平成32年（※2）	
男性の育児休業取得率	前年以上／毎年	仕事と家庭の両立の実現により、男性の育児休業取得率の上昇が見込まれる
	5%以上／平成24年（※1）	
	10%以上／平成29年（※1）	
	13%以上／平成32年（※2）	
（調査名・資料出所、備考等） ・国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」（平成17年）、雇用均等・児童家庭局の「雇用均等基本調査」による ・※1 子ども・子育てビジョン（参考指標）より ・※2 新成長戦略より		

○参考統計

指標名	事業と指標の関連
育児休業を就業規則等に規定している事業所の割合	育児休業制度の規定率により、企業の両立支援制度の整備状況を確認できる
育児のための短時間勤務制度を就業規則に規定している事業所の割合	育児のための短時間勤務制度の規定率により、企業の両立支援制度の整備状況を確認できる
（調査名・資料出所、備考等） ・雇用均等・児童家庭局の「雇用均等基本調査」による	

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、3年後の平成25年度において、事業の効果を検証することとする。

在宅緩和ケア対策推進事業

平成22年8月

医政局政策医療課在宅医療推進室（山本要室長）〔主担当〕

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標Ⅰ-Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標Ⅰ 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

2. 事業の概要

（1）実施主体

都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者

（2）概要

緩和ケア、終末期医療を含む在宅医療を推進し、在宅療養患者及びその家族のQOL（quality of life（生活の質））の向上に資するため、在宅緩和ケア支援センター（機能）の設置、在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置、在宅緩和ケアに関する従事者研修について財政支援を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

- 在宅緩和ケア支援センターを設置することで、患者・家族の療養上、日常生活上の悩みや不安の解消を図ったり、医療福祉関係者への情報提供、相談支援に寄与することが出来た。また、普及啓発の講演会等を通じて、地域住民の在宅看取りの関心が高まった。
- 在宅緩和ケア連絡協議会を通じて、在宅緩和ケアネットワークが構築され、在宅緩和ケアに携わる関係者同士で顔の見える関係が構築され、連携が強まった。
- 在宅緩和ケア従事者研修を通じて、先進的に取り組む施設からの事例提示があり実践的な学びが得られた。

（2）効率性の評価

地域において在宅緩和ケア支援センターや連絡協議会を設置することで、患者・家族、医療福祉従事者間の連携が促進されるため、各地域の実情に応じた効率的な在宅緩和ケアの推進が期待できる。

(3) 政策等への反映の方向性

全国どの地域においても、患者・家族が希望する場合に在宅医療を選択することができる体制を整備し、それに各地域の実情に応じた取り組みを取り入れることは今後も重要である。しかし、平成21年度において、在宅緩和ケア推進支援センター事業8カ所、在宅緩和ケア推進連絡協議会11カ所、在宅緩和ケア医療従事者研修26カ所と当事業が全国的な普及につながっていないのが現状である。

今後は、がんのみならずすべての疾患に対象を広げ、在宅療養を支える取り組みにしていくと同時に、地域の既存の資源も活かしながら活動を展開出来るような仕組みを模索していくために、平成23年度予算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額(拡充に係る分): 235百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	在宅緩和ケアに関する従事者研修の受講人数	—	—	4,671	3,889	4,156
達成率		—%	—%	—%	83.3%	106.9%
【調査名・資料出所、備考等】 都道府県からの実績報告による。						

5. 特記事項

(1) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- ・医療法(平成18年6月21日法律84号)
- ・「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(平成16年7月)
※平成20年3月に行われた終末期医療に関する調査の報告書については現在、作成しているところ。

へき地巡回診療ヘリ運営事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
- 施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
- 施策小目標6 へき地保健医療対策を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会福祉事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者。

(2) 概要

離島地域の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行う者に対し巡回診療ヘリコプターの運営に必要な経費について補助を行う。

ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受ける場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

事業が実施されている鹿児島県三島村・十島村（トカラ列島）の場合、内科以外の医療機関（耳鼻咽喉科等）を受診する場合はフェリーで鹿児島市に出るまでに最大1日を要し、しかも宿泊が必要になる。

このため、往復のフェリー代と宿泊費だけで約3万円程度の出費を強いられる他、丸2日の行程を要することになる。

外海離島の住民は日常的な医療を受診する場合においてもこのように多額の費用と少なからぬ時間を必要とする場合が多く、本事業のように巡回診療の形で現地に出向いて医療を提供することは有効と考えられる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

本事業は国庫補助 1 / 2、都道府県補助 1 / 2 にて実施するものであり、都道府県の財政状況に左右される側面を有する。

(2) 効率性の評価

(手段の適正性)

鹿児島県のように、離れて点在する離島などに対する巡回診療においては、ヘリコプターの活用により、船などを活用した場合に比べ移動に係る時間を大幅に短縮することが可能になる。

(費用と効果の関係に関する評価)

ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受ける場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。

(3) 政策等への反映の方向性

予算の効率的な活用を行うため、平成 23 年度予算要求より巡回診療車、巡回診療船の運営事業と統合し、より都道府県の判断を尊重する仕組みとする。

(概算要求額：63 百万円)

4. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	巡回診療ヘリ実施件数	—	—	3	3	0
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標 1 について：医療施設等運営費補助金事業実績報告書						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	医師のいない島の数（か所）	135	138	128	調査中	調査中
2	医師のいない島の人口（人）	18,072	16,767	13,208	調査中	調査中
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標 1 及び 2 について：離島統計年報（財団法人日本離島センター）より作成						

5. 特記事項

(2) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

第11次へき地保健医療対策検討会報告書において、「地理的要件によっては、海上交通の選択肢しかない場所もあり、距離が遠い離島地域についてはジェット機等の活用も検討されるべきとの意見があった。」とされており、引き続き外海離島の住民への医療提供に対する配慮が求められている。

(3) その他

離島振興法（昭和28年法律第72号）については、平成24年度末において失効する予定となっているが、その延長に向けた議論が今後開始される見込みである。

小児救急電話相談事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標4 小児医療体制を整備すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県（委託を含む。）

(2) 概要

都道府県が主体となり、地域の小児科医等による夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制の整備を行っている。当該整備に必要な経費について都道府県に対し補助を行う。

（電話相談は全国同一短縮番号（#8000）等により地域の小児科医等へ相談する。）

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

当該事業については、平成22年7月より全都道府県において実施されるなど、都道府県に実施の必要性が認識されており、また、平成20年、平成21年の8月～11月の4ヶ月間の相談件数についても、全都道府県でそれぞれ85,223件、150,435件に達している（「小児救急電話相談の実施体制及び相談対応の充実に関する研究」（平成21年度厚生労働科学研究費補助事業））。

このように小児救急電話相談の体制整備は着実に進展しているものと評価できる。

(2) 効率性の評価

当該事業の実施により、時間外の小児の軽症患者について、病院にかかることなく電話相談のみで対応できた事例も多く、また、費用についても、電話対応のための人件費、電話回線料等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、病院勤務の小児科医の負担が軽減されていることから、効率的であると考えられる。

(3) 政策等への反映の方向性

小児救急電話相談については着実に整備が進み、平成22年7月より、全都道府県において実施されることとなったが、各都道府県ごとの電話相談対応の均一性及び質の確保を図る観点から、平成23年度予算概算要求において、小児救急電話相談対応者に対する研修経費を要求する。
(概算要求額：238百万円)

4. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	電話相談事業実施都道府県数 (電話相談事業実施都道府県数/全都道府県)	26 都道府県	33 都道府県	43 都道府県	45 都道府県	46 都道府県
達成率		55.3%	70.2%	91.5%	95.7%	97.9%
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1については、医政局指導課調べによる。						

5. 特記事項

(4) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年6月13日参議院厚生労働委員会）において、小児救急電話相談事業の充実について努めるよう明記されている。

② 具体的記載

(5) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議）
「平成16年度より実施し、現在31都道府県で展開されている小児救急電話相談事業の更なる普及を図るため、①全ての都道府県で実施すること。②携帯電話においても短縮ダイヤル#8000が利用できるようにすること。③地域の実情に応じて深夜帯の電話相談体制を実施すること。を推進する。」

医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

平成22年8月

医政局政策医療課(山本要室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進する

2. 事業の概要

(1) 実施主体

相互互換性の検証が出来る団体

(2) 概要

各種医療情報システムの相互運用性を確保することで、互換性の確保及び医療機関におけるマルチベンダ化による費用負担の軽減に資するものである。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

異なるベンダ間の各部門系システムをコンポーネント化することができ、医療機関内の各システムの普及を阻害する要因である導入費用の削減効果が見込まれる。また、各ベンダにおいても自社で製造したシステムが信頼できるシステムとして一般に公表されるため、医療機関側からの信頼を得ることが出来る。

(2) 効率性の評価

医療情報システムの相互運用性を検証し、ユーザーとなる医療機関等にその結果を公表することにより、医療機関において時間的・費用的に効率的な医療情報システム調達の実施が図られている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。
(概算要求額：109百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	相互運用性が検証されたシステム数（単位：件）	—	—	84	81	86
達成率		—%	—%	—%	—%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・有限責任中間法人 日本IHE協会調べによる。						

5. 特記事項

(6) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「重点計画2006」（平成18年7月IT戦略本部決定）

医療情報システムのための医療知識基盤 データベース研究開発事業

平成22年8月

医政局政策医療課(山本要室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進する

2. 事業の概要

(1) 実施主体

医療分野のデータベースの充実を図ることができる民間企業等

(2) 概要

医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報には様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理が困難となっている。そのため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフト開発を行うものである。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

相互に意味論理的に関係づけたオントロジによる医療知識基盤データベースを研究開発することにより、蓄積された医療データの解析可用性を飛躍的に向上させることが可能となる。

(2) 効率性の評価

諸外国のオントロジーデータベースを導入するには、①外国語から日本語への翻訳作業が生じること、②単なる日本語訳版では、意味概念や我が国の医療現場の慣例などに必ずしも合致しないことの問題がある。我が国独自のオントロジーデータベースの開発により、より我が国に沿った、効率的で利用性の高い医療知識基盤データベースとなっている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。
(概算要求額：161百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)		平成21年度までに完成				
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1		—	—	—	—	—
達成率		—%	—%	—%	—%	—%
【調査名・資料出所、備考等】 開発中機関であったために定量的評価は困難。						

5. 特記事項

(7) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「重点計画2006」(平成18年7月IT戦略本部決定)

病原体等管理体制整備事業

平成22年8月

健康局結核感染症課(亀井美登里課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保する

施策中目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

施策小目標1 感染症対策の充実を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働省（本省、地方厚生局）

(2) 概要

平成16年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）にて策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案を第164回通常国会に提出し、継続審議となったが、第165回臨時国会で可決成立した（施行は平成19年6月1日から）。

この行動計画等に伴い、特定病原体等の所持者・輸入者からの許可申請書から認可までの審査過程において、認可発行状況の管理、立入検査等の監督業務の支援、蓄積された情報の統計分析などを可能とする「病原体等管理システム」の整備を図るものである。

病原体等管理システム：特定病原体等を所持・輸入しようとする者が、インターネット上で申請書・届出書をダウンロードし、申請・届け出内容を入力したファイルを厚生労働省へ提出することができ、かつ、これを受け取った厚生労働省（担当者）において、届出書データ、許可申請書データの格納・閲覧を可能とするシステム

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（１）有効性の評価

構築した病原体管理システムにおいて、全ての病原体所持施設のデータベース化が完了し、変更事項等は随時更新され、病原体等の保管場所等が把握されている。

なお、現在までのところ、本システムを活用する原因不明の感染症発生事例は確認されていない。

（２）効率性の評価

病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報把握・管理することは必要不可欠である。

病原体管理システムにおいては、オンライン化により、随時更新される病原体等所持施設の情報について厚生労働省と各地方厚生局とが共有でき、効率的な監督業務ができています。一方で、本システムは、厚生労働本省と地方厚生局とを専用回線で接続し、高度なセキュリティ対策を構築している。そのための費用は、生物テロに使用されるおそれのある病原体等を所持する施設の情報漏洩、病原体等の盗取を防止し、安全を確保するためには、必要なものと考えます。

（３）政策等への反映の方向性

病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報把握・管理することは必要不可欠であることから、平成23年度予算概算要求においても所要の予算を要求する。

（概算要求額：75百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）					
アウトプット指標					
	H17	H18	H19	H20	H21
病原体データベースのデータ登録件数	—	—	402	586	721
達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】					
データは、「病原体等管理システム」によるものである（毎年度）。					
データ登録件数は、当該年度末時点で登録等されたデータの件数である（データベースの履歴機能に基づく）。					

5. 特記事項

(8) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

- ① ・無 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 18 年 11 月 10 日衆議院厚生労働委員会、平成 18 年 11 月 30 日参議院厚生労働委員会）

 - ② 具体的記載 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないよう万全を期すこと。
-

過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業

平成22年8月

労働基準局監督課(吉松課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

中央労働災害防止協会

(2) 概要

総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

過去の事業実施年度のいずれにおいても、本事業の参加事業場の90%以上に対して過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施しており、さらに、80%以上の事業主集団で過重労働による健康障害防止対策の改善が図られていたことから、一定の効果があつたものと評価できる。他方、本事業に参加しない事業場や改善に至らなかった事業場における健康障害防止対策をどうするかが課題。

※ 実績（助言・指導実施事業場数／参加事業場数）

・平成19年度：約90%（1,399／1,555）

・平成20年度：約91%（1,291／1,418）

・平成21年度：約92%（1,177／1,280）

※ 実績（改善した事業主集団数／参加事業主集団数）

・平成19年度：約87%（55／63）

・平成20年度：約94%（58／62）

・平成21年度：約82%（50／61）

(2) 効率性の評価

事業主集団を捉えて助言指導等を行っており、より多くの事業場に対して改善を促すという点では、個別に行うよりも効率性が高いものと評価できる。他方、改善意欲の低い事業場等については、集団的に行う手法では効果的な改善を促すことは困難という課題がある。

(3) 政策等への反映の方向性

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、中央労働災害防止協会における本事業を含めた労働者の健康づくり対策支援業務について事業の廃止という評価があったことも踏まえ、今後は、労働基準監督官による監督指導等を通じた過重労働対策を実施する中で、本事業で課題となった改善意欲の低い事業場等に対して、個別に改善を求めることとし、来年度の予算要求は行わない。

(概算要求額：0百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	事業の活用により改善を実施した事業主集団数			55	58	50
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会調べ						
本事業は、事業主集団を捉えて行う事業であるため、事業内容の評価については、当該集団を対象とした指標を用いて評価した。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	事業を活用した事業場数			1,399	1,291	1,177
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会における集計を基にした労働基準局監督課調べ						

ハローワークにおける 正社員就職増大対策の推進

平成22年6月

職業安定局首席職業指導官室(北條憲一首席) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること。

2. 事業の概要

(1) 実施主体

公共職業安定所（ハローワーク）

(2) 概要

正社員として就職する機会を増大させるため、キャリアサポーターを配置し、事業主に対する正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人の提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

正社員求人数については、公共職業安定所において、事業主に対して、正社員雇用のメリットを求人開拓の実施等の機会において周知を行ってきたが、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、減少している。しかしながら、非常に厳しい雇用失業情勢により求人の総量が減少する中において、平成21年度の正社員求人割合（44.3%）は雇用失業情勢が悪化する以前よりも高い実績（平成18年度比+0.5%、平成19年度比+0.2%）となっている。

また、正社員求人の充足率、常用求人の充足率も年々増加しているところであり、非常に厳しい雇用失業情勢の中、本事業は有効だったと評価できる。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

経済状況の動向による求職者数等の変動が、正社員求人の充足率及び有効求人倍率に影響することに留意する必要がある。

（2）効率性の評価

本事業は、求人者、求職者の双方に対して、それぞれ助言・勧奨等を行うものであり、手段として適正であった。

また、本事業は、求職者が正社員として就職する機会を増大させるものであり、多数の労働者の安定雇用を実現することから、当該事業を実施しなかった場合と比較して、将来の社会的コストを削減することが期待できる。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

経済状況の動向による求職者数等の変動が、正社員求人の充足率及び有効求人倍率に影響することに留意する必要がある。

（3）政策等への反映の方向性

貧困対策等の観点から、非正規労働者の正社員化が社会的に求められているところであり、非正規労働者数の推移の状況等を勘案し、引き続き正社員就職増大を図る必要がある。本事業の実施方法については、求人開拓業務の効率化を図るため、本事業の主な業務である正社員求人の確保について、平成23年度から求人全般の開拓を行う求人開拓事業に統合する予定。

（概算要求額：一百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	正社員求人の充足率 （前年度実績以上／平成19年度）	23.2%	23.5%	24.2%	26.6%	32.4%
達成率		－%	－%	103%	－%	－%
2	正社員求人割合 （44%以上／平成20年度） （47%以上／平成21年度）	45.2%	43.8%	44.1%	46.2%	44.3%
達成率		－%	－%	－%	105%	94%
3	常用求人の充足率 （22%以上／平成20年度） （27%以上／平成21年度）	20.5%	20.3%	21.1%	24.6%	32.5%
達成率		－%	－%	－%	112%	120%

【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：平成 19 年度においては本事業の目標設定を「正社員求人の充足率」としていた。						
指標 2、3						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：平成 20 年度以降は本事業の目標設定を「正社員求人割合」、「常用求人の充足率」としている。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	正社員求人数	4,417,851 人	4,370,447 人	4,038,005 人	3,408,698 人	2,579,090 人
	達成率	－%	－%	－%	－%	－%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 4						
資料出所：職業安定局調べによる。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	有効求人倍率	0.94 倍	1.02 倍	0.97 倍	0.73 倍	0.42 倍
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1						
資料出所：職業安定局調べによる。						

5. 特記事項

(9) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 22 年 1 月 22 日）において、本事業の平成 20 年度目標として、「雇用形態が正規労働者（正社員）である求人割合：44%以上」及び「公共職業安定所の常用求人の充足割合：22%以上」を掲げている。しかし、この指標は本事業のみならず、平成 20 年度地方行政運営方針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省）によれば、職業安定行政の重点施策の全体の目標数値として設定されているものであり、また本事業に設置されている職業相談員（キャリアサポーター）に関する指標が設定されていないなど、目標設定が不十分なものとなっている

との指摘を受けた。

これを受け、平成 22 年度の雇用保険二事業の目標設定において、職業相談員（キャリアサポーター）に関する目標を設定したところ。

マザーズハローワーク事業

平成22年8月

職業安定局首席職業指導官室[主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標 IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。

施策大目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標 1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること。

施策小目標 1 公共職業安定所における需給調整機能を強化すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

ハローワーク(マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナー)

(2) 概要

平成18年度より全国12か所にマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市にマザーズサロンを、さらに事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域の支援拠点として、平成20年度60か所、平成21年度40か所、平成22年度15か所のハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国163か所の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供など、子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施している。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

アウトカム指標(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率)において、平成18年度～21年度の実績は順調に推移していることから、本事業における子育て女性等の再就職支援は着実に効果を発揮していると評価できる。

(2) 効率性の評価

マザーズハローワーク事業において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供などのサービスをワンストップで実施することにより、求職活動に必要な情報、ノウハウを短期間で提供することができるため、効率的かつ効果的な事業であると評価できる。

(3) 政策等への反映の方向性

本事業における子育て女性等に対する再就職支援は着実に進展しているものの、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあること、本格的な人口減少社会が到来しつつある現在、女性の就業率の向上が喫緊の課題であることから、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額(拡充に係る分)：45百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率		66.1	76.3	78.7	80.8
達成率		—	132%	109%	112%	112%
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者		4,580	14,744	25,261	39,483
達成率		—	153%	147%	149%	141%

5. 特記事項

(10) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

マザーズハローワーク事業の各拠点における担当者1人当たりの相談件数に関して、較差が見られることについての指摘がなされ、業務指導等必要な対応を図っているところである。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/23629_2.html

「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト

平成22年8月

職業安定局 高齢者雇用対策課(土田 浩史課長)

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策小目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

事業主団体

(2) 概要

「70歳まで働ける企業」の普及・促進に向けて、各地域で開催するシンポジウムや広報活動等を通じて先進事例の提供や気運の醸成を図るとともに、70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組み、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組みを一体的に行う事業を事業主団体等に委託して実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

平成21年度の本事業の実施により、委託先事業主団体の傘下において、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は事業開始時と比べ事業終了時には14.5ポイント増加、「70歳まで働ける企業」の割合は事業開始時と比べ事業終了時には11.8ポイント増加した。

平成21年度の高年齢者雇用状況報告によると、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は前年比1.4ポイントの増加、「70歳まで働ける企業」の割合は前年比2.8ポイントの増加であり、本事業の取り組みには十分な効果が見られる。

このように、本事業により、70歳まで働ける雇用機会の確保に向けた環境整備を推進することが可能となるとともに、その基盤となる60歳代前半層の安定した雇用の確保が促進された。

また、これらにより、高齢者が意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく社会の支え手として活躍し続けることができる環境の整備を進めることができた。

(2) 効率性の評価

本事業の実施により、新たに「70歳まで働ける企業」となる企業を創出するために、平成19年度においては1件あたり1,131千円、平成20年度においては1,116千円かかったのに対し、平成21年度においては1件あたり549千円となって、徐々に事業の効率化が図られている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所定の予算を要求する。

(概算要求額：一百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	セミナー等の参加企業から「70歳までの雇用や高齢者雇用確保措置の充実等の具体的な検討に役立つ」と回答を得た割合（目標は80%以上）	—	—	88.6%	94.7%	—
達成率		—	—	110.8%	118.4%	—
2	事業終了時において、事業実施企業のうち70歳まで働ける場を確保する企業の割合（目標はH19年度15%、H20年度18%、H21年度20%）	—	—	23.6%	27.2%	22.4%
達成率		—	—	157.3%	151.1%	112.0%
3	事業終了時において、事業実施企業のうち65歳以上定年企業等の割合（目標は50%）	—	—	—	—	49.0%
達成率		—	—	—	—	98%
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	セミナー開催回数 (計画数 141回)	—	—	168回	136回	—
達成率		—	—	119.1%	96.5%	—

5	H21はセミナー実施回数(目標は全国平均年4回)	—	—	—	—	年間4.6回(全国平均)
達成率		—	—	—	—	115.0%
参考統計(再掲)						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	60～64歳就業率	52.0%	52.6%	55.5%	57.2%	57.0%
2	65～69歳就業率	33.8%	34.6%	35.8%	36.2%	36.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
・労働力調査基本集計(総務省)						

5. 特記事項

(11) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「高齢社会対策基本法」(平成7年11月15日法律第129号)第9条第1項において、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保することができるよう必要な施策を講ずることが国の責務とされている。

「再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)」(平成18年5月30日再チャレンジ推進会議)において「誰もが意欲と能力を活かして働ける全員参加型社会の実現を図るため、本年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法に基づき、65歳まで働ける労働市場の整備を早期に実現することに加え、企業の事例収集、相談援助、情報提供を行うことにより、「70歳まで働ける企業」の普及促進を進め、最終的には定年制のない「いくつになっても働ける社会」を目指す。」とされている。

「高年齢者等職業安定基本方針」(平成21年4月1日厚生労働省告示第252号)において、平成22年度末を目途に65歳以上定年企業等の割合を50%、「70歳まで働ける企業」の割合を20%にするとされている。

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」(平成22年6月18日閣議決定)中の「雇用・人材戦略」において、2020年までの目標を「60～64歳までの就業率：63%」とする成果目標が示され、当該目標を達成するための具体的な取組として、別表成長戦略実行計画(工程表)において、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるようにするための施策の在り方の検討等を行うことが示された。

(12) その他

2010年6月28日に実施された厚生労働省省内事業仕分け(雇用管理等指導業務)において、当該事業について更に大幅に削減してもより効果を上げる方法がある等の指摘を受け、都道府県労働局が直接実施する施策との連携を緊密化すること等により効率的・効果的に実施することとした。

ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職 支援事業

平成22年8月

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室(田中 佐智子室長)

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策小目標3 若年者の雇用の安定・促進を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、労働局（公共職業安定所）、その他（民間機関等）

(2) 概要

都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称：ジョブカフェ）を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業を民間機関等に委託して実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

事業開始から6年が経過し、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。

特に、平成20年度秋以降の急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、正社員になることができず、フリーターとなる者が増加している中、ジョブカフェでは、ジョブカフェ相互の連携や併設ハ

ローワークとの連携により、一人ひとりのニーズを見極めながら支援を展開している。例えば、ただちに職業紹介が難しい若者に対しては、カウンセリングや各種セミナー等、就職支援を希望する若者に対しては職業紹介・合同面接会、就職後の支援を希望する若者に対しては職場定着講習会等を実施している。

これらの取組により、平成 21 年度のサービス利用者数は 1,926,550 人と対前年度比 16%増、就職者数は 90,380 人と対前年度比 6%増となっており（職業安定局調べ）、フリーターの正規雇用化に向けて一定の成果を上げており、効果的な就職支援サービスを提供できており、手段として有効である。

（2）効率性の評価

ジョブカフェにおいて、若年者の職業意識形成支援や就職支援と一体となった若者の相互交流・講習など職場定着支援の実施、同一経済圏において、産業構造等の異なる各地域のジョブカフェによるそれぞれの特性を活かしたサービスの提供等により、平成 21 年度のジョブカフェにおける就職者数は 9.0 万人と対前年度比 6%増となっており、若年者の就職の実現を図るとともに、フリーターとなることを防止するために、適正な手法であると評価できる。

（3）政策等への反映の方向性

フリーターの数については、平成 15 年の 217 万人をピークに 5 年連続で減少したものの、平成 21 年には 6 年ぶりに増加している中、未来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

このため、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、若者一人ひとりの課題に応じたきめ細かな対応を実施する本事業について、有効性及び効率性が認められるという評価結果を踏まえ、平成 23 年度概算要求において所要の予算を要求する。

（概算要求額：一百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職者数（万人） （8.2 万人以上／平成 21 年度）	8.9	9.3	8.8	8.5	9.0
達成率		114%	99%	101%	101%	110%
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	利用者数（万人）	163.3	167.3	159.1	166.7	192.6

	(148.8 万人以上／平成 21 年度)					
	達成率	132%	107%	108%	116%	129%
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：職業安定局調べによる。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1						
2						
【調査名・資料出所、備考等】						

5. 特記事項

(13) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

「「経済・産業・雇用」に関する調査報告（中間報告）」（平成17年6月、参議院経済・産業・雇用に関する調査会）での提言において、「若年者の就職支援活動を行う通称「ジョブカフェ」・・・の設置を一層拡大するとともに、その周知徹底、施策の充実を図る」ことが盛り込まれている。

(14) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新成長戦略」（平成22年6月18日 閣議決定）において、2020年までの目標として、「若者フリーター124万人」が盛り込まれている。

(15) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果報告書（平成22年1月 行政評価局）において、各機関に分散して行うよりもワンストップで行うことが効率的・効果的と考えられる事例として、学生職業センター等とジョブカフェについて挙げられている。
なお、学生職業センター等とジョブカフェについて、実施場所の一本化は措置済み。

若年コミュニケーション能力要支援者 就職プログラムの実施事業

平成22年8月

職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
- 施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- 施策小目標2 障害者に対するきめ細やかな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

2. 事業の概要

（1）実施主体

国、労働局及びハローワーク

（2）概要

ハローワークの一般相談窓口に就職チューターを配置し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、担当者制により、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門機関を希望しない者については、就職チューターによりカウンセリングや対人技能トレーニングなど専門的な相談・支援を実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

当該事業は、平成19年度5局20名の就職チューターから開始し、平成21年度は10局25名に拡大して実施した。これにより、平成21年度の実績値445人から約2.6倍の1,153人と順調に実績を上げている。背景には、ハローワークで求職登録を行った発達障害者を含む「その他の障害者」の新規求職登録者数の増加や、就職チューターによる各地域の専門支援機関（地域障害者職業センターや発達障害者支援センター及び地域若者サポートステーション等）とのネットワークの構築・連携~~一~~等が挙げられる。

また、就職チューターが個別支援を実施した対象者の就職率は平成21年度32.7%となっており、ハローワークに求職登録を行った発達障害者の就職率（25.7%）と比較しても高く、効果を上げて

いる。さらに、平成19年度から平成21年度のそれぞれの就職率をみると、経済不況などの影響からハローワークに求職登録を行った発達障害者全体の就職率は減少しているものの、就職チューターにより個別支援を実施した対象者の就職率は増加していることから、就職チューターによる支援が有効的に活用されていることがわかる。

【参考】

- ・地域障害者職業センター <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha/05.html>
- ・発達障害者支援センター http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages_view_main
- ・地域若者サポートステーション <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/01/03.html>

		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職チューター対象者の就職率	—	—	28.5	35.5	32.7
2	ハローワークに求職登録した発達障害者の就職率	—	—	27.2	27.2	25.8
(調査名・資料出所、備考等) 各都道府県労働局からの報告						

(2) 効率性の評価

精神保健福祉士や臨床心理士、産業カウンセラー等の経験を有する就職チューターによる地域における専門支援機関とのネットワークの構築・連携により、専門支援が必要である者については専門的なノウハウを有する支援機関への適切な誘導と、専門的な支援機関による支援を希望しない者については専門知識を有する就職チューターによる個別支援がなされており、それぞれの支援機関のノウハウや特性を活かした効率的な運営が実施されている。また、相談・支援数1件当たりの費用は、年々低下しているところであり、効率的な事業の実施となっている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
(概算要求額：280百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職チューターによる相談・支援件数	—	—	445	780	1,153
目標件数				400	375	500
達成率		—	—	111%	208%	231%
【調査名・資料出所、備考等】 ○労働局からの報告						

「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業

平成22年8月

職業安定局障害者雇用対策課(山田 雅彦課長)

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
- 施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- 施策小目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

国(労働局、ハローワーク)

(2) 概要

ハローワークに求職登録している障害者に対して、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者の雇用促進を図る。また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携を一層強化し、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるため、就労支援セミナーの実施、事業所見学会の実施、職場実習のための事業所面接会の実施、障害者就労アドバイザーによる助言を実施している。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

経済不況などの影響から平成19年から平成21年のハローワーク全体の障害者の就職件数が減少しているにもかかわらず、同時期内のチーム支援による就職者数は増加し、ハローワークにおける障害者の就職者数に占めるチーム支援による就職者数は年々増加していることから、チーム支援等の取組が福祉施設等を利用する障害者の就職に対し有効であると評価できる。

(2) 効率性の評価

障害者の求職者に対して、地域の関係機関が連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行うことにより、障害者個々の障害特性に応じたきめ細かな支援を段階的・計画的に実施することができ、マッチング機能がより効果的に発揮されることから、障害者の雇用促進を図る効率性は高いものと期待される。

また、福祉施設等の利用者以外の障害者も対象とした平成20年度以降は、支援対象者1人当たりの費用及び就職者1人件当たりの費用が低下しているところであり、効率的な事業となっている。

(3) 政策等への反映の方向性

チーム支援の推進により、障害者の雇用促進は着実に進展しているもの、障害者の社会参加が進展する中、障害者の就業に対するニーズが高まってきており、新規求職者数、有効求職者数は依然として高い水準にあり、障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施するため、引き続き本事業を継続する必要があることから平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額：547百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	「チーム支援」による障害者の就職者数			1,778	5,202	6,354
チーム支援による就職率		—	—	49.8%	49.8%	46.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
各都道府県労働局からの報告						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	「チーム支援」支援対象者数	—	—	3,568	10,442	13,801
ハローワークにおける有効求職者数に占めるチーム支援対象者数		—	—	2.5%	7.3%	8.7%

5. 特記事項

(16) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 重点施策実施5カ年計画「ハローワークを通じた障害者の就職件数24万件(20～24度の累計)」
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf
- 障害者雇用対策基本方針「本人の意欲・能力に応じた一般雇用への以降を図るほか、特別支援学との卒業生の雇用を促進するため、公共職業安定所を中心とした『チーム支援』を推進する」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/gaiyo/02.html>
- 福祉から雇用へ推進5カ年計画「ハローワークと福祉施設等関係機関により編成された障害者就労支援チームによる、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou2/dai4/siryoushu.pdf>

(17) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

- 第10回福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会
「ハローワークにおいてチーム支援を行うためには、コーディネート力を高めることが必要である。地域の各支援機関の機能に応じた役割の調整を行い、一貫した効果的な支援となるためのコーディネート力を高めることが必要である。」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html>
- 第9回福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会
「ハローワークの業務として、チーム支援を行っているが、そうしたチーム支援を着実に展開することが重要であり、そのためのコーディネート力を高めることが必要である」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html>

年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策中目標1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策小目標3 職業能力開発を充実させること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

訓練コースの開発については、独立行政法人雇用・能力開発機構が行っており、職業訓練の実施については、独立行政法人雇用・能力開発機構が民間教育訓練機関等へ訓練を委託して実施している。

(2) 概要

年長フリーター等を対象に各種業界団体や民間教育訓練機関等と共同で開発した訓練カリキュラム等を活用し、常用雇用の実現に有効とされる資格等必要な職業能力を習得するための職業訓練コースを実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

厳しい雇用失業情勢の影響を受け、平成21年度における就職率（指標1）については、前年度を若干下回ったものの、依然として60%以上の就職を実現している。また、訓練受講者数（指標2）についても、年々着実に増加してきたところである。

これは、業界団体等の協力を得ながら年長フリーター等の非正規労働者向けの訓練カリキュラムを開発することにより、業界のニーズに合致した適切な職業能力開発を実施している成果が現れているものと考えられ、このことから、年長フリーター等の非正規労働者に対する職業能力開発支援として、本事業は有効であると評価できる。

(2) 効率性の評価

職業能力開発に関する豊富なノウハウを有する独立行政法人雇用・能力開発機構が、業界団体等の協力を得ながら業界で有用とされる資格等必要な職業能力等を踏まえた訓練カリキュラムを開発することにより、より求人ニーズに合致した職業訓練を実施できる。加えて、職業訓練の実施に当たっては、民間教育訓練機関等を活用している。このことから、費用対効果が高く、手段として効率的であると評価できる。

(3) 政策等への反映の方向性

再チャレンジコースについては、平成 19 年度より各種業界団体や民間教育訓練機関等と共同して訓練カリキュラムの開発を行うとともに、これらを委託訓練において実施することにより検証を重ねてきたが、一定の訓練効果が確認されたことから、平成 22 年度においては、新たな訓練カリキュラムの開発は行わず、これまでに開発した訓練カリキュラム等を活用して委託訓練を実施することとした。他方、訓練期間については、常用雇用の実現に有効とされる資格等必要な職業能力を習得するためには必ずしも十分ではないことが判明したため、平成 22 年度においては、期間を拡充して職業訓練を実施することとしたところである。

なお、再チャレンジコースについては、年長フリーター等に特化した支援策として実施してきたところであるが、非正規労働者等を中心に、離職者の再就職の実現に活用できるものであることから、平成 23 年度においては、年長フリーター等のみならず、離職者訓練の 1 つのメニューとして広く離職者全般を対象として実施していくこととしている（平成 23 年度要求については、平成 22 年度国庫債務負担行為の平成 23 年度歳出化額のみ（平成 22 年度訓練開始で訓練期間が平成 23 年度にまたぐもの）で、新規実施分に係る予算要求はなし。）。

（概算要求額：187百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の修了者における就職率	—	—	68.1	67.4	62.5 (速報値)
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
		2	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の受講者数	—	—	3,520
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標は職業能力開発局調べ。						

短時間労働者均衡待遇推進等助成金事業

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課(吉永 和生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策中目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策小目標3 パートタイム労働者と正社員の均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働大臣が指定する者（短時間労働援助センター：(財)21世紀職業財団）

(2) 概要

事業主及び中小企業事業主団体を対象に、パートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した評価・資格制度や正社員への転換制度等を導入し、制度の利用者が出た場合に助成金を支給すること等により、パートタイム労働者の公正な待遇の確保を推進する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

中企業事業主団体向け助成金については、「2回目の事業の終了時点において、均衡待遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所が80%以上となること」及び事業主向け助成金については、「当該事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が80%以上となること」の両指標において、ともに目標数値を上回っていることから、企業においてパートタイム労働者の均衡待遇が推進され、公正な待遇の確保が着実に図られているものと評価できる。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

中小企業事業主団体向け助成金については、アウトプット指標の達成状況等を踏まえ、平成22年度限りで廃止することとした。

（2）効率性の評価

助成金の支給を通じてパートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組に対して経済的支援が行われることにより、企業に対しては、パートタイム労働者の均衡待遇への取組を誘発する効果を有するとともに、特に中小企業については、経済的負担も軽減されるため、同措置により円滑かつ効率的にパートタイム労働者の公正な待遇の確保を図ることができるものと評価できる。

（3）政策等への反映の方向性

平成20年4月より施行された改正パートタイム労働法の着実な施行や助成金の支給等により、パートタイム労働者の公正な待遇の確保は着実に進んでいるものの、経済情勢が厳しい中で、パートタイム労働者や有期契約労働者等の非正規労働者の公正な待遇の確保が重要な課題となっており、引き続き事業主への支援が必要である。

平成23年度予算概算要求においては、省内事業仕分けの結果等を踏まえ、短時間労働者均衡待遇推進等助成金を中小企業雇用安定化奨励金と整理・統合してパートタイム労働者と有期契約労働者の雇用管理改善に関する支援を一体的に推進することとし、メニューの見直しや支給要件の緩和等を行った上で「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」として所要の予算を要求した。

（概算要求額：726百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	中企業事業主団体向け助成金：2回目の事業の終了時点において、均衡待遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所が80%以上となること。	—	—	—	76.5%	95.5%
達成率		—	—	—	95.6%	119.4%
2	事業主向け助成金：当該事業所における導入した制度に該当			92.9%	100%	94.7%

	する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が80%以上となること。					
	達成率	—	—	116.1%	125.0%	118.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	助成金支給団体数	—	—	8	18	19
	達成率	—	—	53.3%	60.0%	67.9%
4	助成金支給事業所数	—	—	213	1,368	1,340
	達成率	—	—	18.7%	120.0%	99.5%
【調査名・資料出所、備考等】						

5. 特記事項

(18) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月24日参議院厚生労働委員会）
 - 一 本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・均衡待遇の確保のためにとるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとって公正な運用が行われるよう十分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たって必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。
- 第174回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(平成22年6月11日)

(略) 少子高齢化に伴う少子高齢化に伴う労働人口の減少という制約を跳ね返すため、若者や女性、高齢者の就業率向上を目指します。さらに、非正規労働者の正規雇用化を含めた雇用の安定確保、……デーセント・ワーク、すなわち、人間らしい働きがいのある仕事の実現を目指します。女性の能力を発揮する機会を増やす環境を抜本的に整備し、(以下略)

① 有・無

② 具体的記載

・「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

・ 非正規雇用対策（正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等）や若者の就労支援の実施（キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーターの就労支援）を推進します。

（施策の具体的内容）

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

《若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む》

□非正規雇用対策の推進

・ 意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ

（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

・ 男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生き育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇を推進します。

（施策の具体的内容）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

《長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る》

□ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

・ 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など、多様な働き方を選択できる条件を整備します。

- ・「雇用戦略対話合意」（平成 22 年 6 月 3 日）

「『2020 年までの目標』と達成に向けた施策」

2 国民参加と「新しい公共」の支援

雇用の多様性に配慮しつつ、各施策を通じて、均等・均衡待遇の推進に取り組むとともに、正社員就職の支援、正社員転換の支援に取り組み、希望しても正社員になれない非正規労働者の数を減少させる。

4 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現

【同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進等】

- ・ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家による相談・援助やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換等を行う事業主に対する助成措置等を充実する。

- ・ 有期契約労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進等

有期労働契約に関する施策の有期労働契約に関する施策の在り方について、有期労働契約研究会での研究を踏まえ、必要な施策の在り方を検討し、必要な対応を行う。

【労働時間短縮の促進】

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

- ・「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

（6）雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

（地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現）

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPOや社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

また、雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長へとつながる。そこで、「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」の実現に向けて、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇の推進、給付付き税額控除の検討、最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）に取り組む。

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）

＜仕事と生活の調和憲章＞

(多様な働き方の模索)

・・・仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

＜仕事と生活の調和推進のための行動指針＞

2 「仕事と生活の調和が実現した社会」に必要とされる諸条件

① 就労による経済的自立が可能な社会

- ・意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へと移行できること。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されること。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

- ・子育て中の親、働く意欲のある女性や高齢者などが、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様で柔軟な働き方が可能となる制度があり、実際に利用できること。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されること。

3 各主体の取組

(1) 企業、働く者の取組

(就労による経済的自立)

- ・パート労働者等については正規雇用へ移行しうる制度作り等を行う。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

(多様な働き方の選択)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。

(3) 国の取組

(総論)

- ・労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図るとともに、法令遵守のための監督及び指導を強化する。

(多様な働き方の選択)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。

【数値目標】

短時間勤務を選択できる事業所の割合

(短時間正社員制度等)

2020年 29%

※「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より1週間の所定労働時間が短い正社員をいい、①フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、②正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。

【現状】

◇2007年 (参考：8.6%以下)

(平成17年度民間企業の勤務条件制度等の調査結果について 人事院)

・「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日子ども・若者育成支援本部決定)

第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

(2) 大人社会の在り方の見直し

(雇用・労働の在り方の見直し)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

・第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(平成22年7月23日男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会答申)

第2部第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

II 今後の目標

2・・・また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているとの問題もある。

このため、非正規雇用の雇用環境の整備に向けた一層の取組が必要であり、また、公務部門における非正規雇用についても同様である。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

2 非正規雇用における雇用環境の整備

(1) 施策の基本的方向

労働者が、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題である。

このため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者と「通常の労働者」の均等・均衡のとれた待遇を推進する。
- ② 同一価値労働同一賃金の実現に向けて、法整備も含めて具体的な取組方法を検討する。
- ⑤ 短時間正社員制度など公正な待遇が図られた多様な働き方の普及を推進するほか、フルタイムの正規雇用とこうした多様な働き方との間の双方向の転換が図りやすい環境を整備する。
- ⑦ 非正規労働者に対する均衡処遇等について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など各労働者間で施策において合理的でない差が生じることのないよう、正規労働者との待遇の処遇等の問題を検討する中で対策を講ずる。

5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

(2) 具体的な取組

- ② 短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業等の仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方について、マニュアルやガイドライン等により就業条件の適正化を図りつつ普及促進を図る。

(20) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

「有期労働契約研究会 中間とりまとめ」（平成 22 年 3 月 17 日）（抄）

第 5 均衡待遇、正社員への転換等

1 基本的な考え方

（略）パートタイム労働法も踏まえて、有期契約労働者と正社員との間の均衡のとれた待遇を推進するとともに、有期契約労働者の雇用の安定及び職業能力形成の促進という観点から、有期労働契約の無期化や正社員転換を推進するという施策が考えられる。

「雇用政策研究会報告書」（平成 22 年 7 月 14 日）（抄）

第 2 章 我が国労働市場の現状と変化

(非正規労働者の諸問題)

②職業キャリアの形成が十分でないこと

非正規労働者は、正規労働者と比較して、OJT、OFF-JTといった企業内における能力開発機会が不足している。職業キャリア形成初期において能力開発機会が与えられないことにより、技能の蓄積等において問題が生じている。また、非正規労働者として勤続を重ねても、職務が比較的単純であることから、職業能力が高まらない傾向にある。そのため、職業キャリアが十分に形成されず、希望の仕事につくことが難しくなっており、職業キャリアの形成に向けた対応が必要となっている。

(21) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

雇用保険二事業に関する行政評価・監視（平成22年1月）

② 具体的状況

- ・助成金支出に関する業務を財団法人が実施しているものについては、助成金支出に付随する運営費の実態を明らかにするとともに、運営費、事業費及び管理費が助成金支出に比して過大となっているものは、その実態を踏まえ、予算を縮減する等の措置を講じること。
- ・自己評価を行うに当たっては、合理的な事業目標を設定するとともに、合理的・客観的データをを用いて評価・検証すること。

(22) その他

行政刷新会議「事業仕分け」（平成21年11月13日）

- ・評価結果：見直し
- ・とりまとめコメント：21世紀職業財団の活用を廃止。指定法人のあり方について法改正を含めて対応をお願いしたい。ご議論いただいたとおり、外形的なことから言うと国民の目から見ると財団ありきでこの仕事が財団に流れているのではないかという疑念はぬぐえない。指定法人の指定をはずした上で一般競争入札や、労働局、地方自治体に移すことを考えていただきたい。その上でどうしても受ける場所がないという場合はまた考えていただきたい。以上、業務の発注の仕方の見直しをしていただきたい。

厚生労働省「省内事業仕分け」改革案（平成22年6月）

- ・「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」と「中小企業雇用安定化奨励金」については、「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」として整理・統合する。

育児・介護雇用安定等助成金 （両立支援レベルアップ助成金）

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課(塚崎裕子課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策中目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策小目標2 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

2. 事業の概要

（1）実施主体

厚生労働大臣が指定する者（（財）21世紀職業財団）

（2）概要

働き続けながら育児又は家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、助成金を支給する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

育児休業取得率について、女性は、平成17年度72.3%が平成21年度には85.6%となり、平成24年に「80%以上」という目標は既に達成された。なお、平成21年度は前年度より低下しているが、景気の低迷を背景にして、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因ではないかと考えられる。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。しかし、依然として低い水準にとどまっており、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立

の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要である。

また、中小企業についても、女性の育児休業取得率が、平成 15 年度は企業規模 300 人未満で 60% 台であったが平成 21 年度には事業所規模 30 人以上 100 人未満で 91.4% となる等着実に改善がみられる。一方で、育児のための短時間勤務制度の導入状況をみると、事業所規模が 500 人以上で 83.6% であるのに対し、30 人以上 100 人未満で 64.6% と、事業所規模による格差が見られ、更なる改善が必要である。

(2) 効率性の評価

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、財団法人 21 世紀職業財団では労働者の雇用管理等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し相談等の援助を実施しているところであり、あわせて助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な運営に努めている。

これらの結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

昨年の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、助成金業務や相談・援助業務等の実施において、財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止し、内容を見直した上で、都道府県労働局で実施予定。

(3) 政策等への反映の方向性

「新成長戦略」において、「女性の M 字カーブ解消」について 2020 年までの具体的目標を設定することや、「出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰」が 2017 年までの目標とされるなど、女性の労働力の活用は大きな政策の柱の一つとなっている。

このような目標を達成するためには、法制度のみならず、その内容が企業において規定化され、育児休業・短時間勤務制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備されることが必要である。

両立支援の取組状況は、企業によってさまざまであることから、企業の実情に即した実効性ある支援を効率的に行うことが引き続き必要であり、本助成金については、昨年の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止し、取組の遅れている中小企業の底上げを図る助成金にさらに特化する等の再編を行い、都道府県労働局で実施予定。

(概算要求額：572 百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	育児休業取得率（男性）（％） （前年以上／毎年、5％以上／平成24年、10％以上／平成29年）	0.50	0.57	1.56	1.23	1.72
達成率		89.2%	129.5%	312.0%	78.8%	139.8%
2	育児休業取得率（女性）（％） （80％以上／平成24年、80％以上／平成29年）	72.3	88.5	89.7	90.6	85.6
達成率		-	-	-	-	-
3	第1子出産前後の女性の継続就業率（％）（45％以上／平成24年、55％以上／平成29年）	38	-	-	-	-
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1、2は、雇用均等・児童家庭局の「雇用均等基本調査」（平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」）による。平成16年度、平成17年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模企業調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と、平成21年度は平成20年度と比較した数値である。 指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」（平成17年）による。当該数値（38％）は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。 						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	職場風土改革コースの支給件数	-	-	289	566	571
達成率		-	-	-	-	-
5	職場風土改革コースの支給額（百万円）	-	-	145	373	378
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
雇用均等・児童家庭局調べによる。						

5. 特記事項

(1) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

※「両立支援レベルアップ助成金」について

子ども・子育てビジョン（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）

第 4 目指すべき社会への政策 4 本柱と 12 の主要施策

4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

- ・両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるとともに、法に定める最低基準を上回る制度の導入を促進するため、事業主に対する助言や助成等の支援を進めます。

(2) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

※「両立支援レベルアップ助成金」について

助成金支出に関する業務を財団法人が実施しているものについては、助成金支出に付随する運営費の実態を明らかにするとともに、運営費、事業費及び管理費が助成金支出に比して過大となっているものは、その実態を踏まえ、予算を縮減する等の措置を講じること、との指摘を受けた。

これを受けて、財団法人 21 世紀職業財団が支給している両立支援レベルアップ助成金については、事業費及び管理費を見直し、22 年度予算において前年度比 36.0% 減の 29 億円に縮減した。

(3) その他

平成 21 年、行政刷新会議による「事業仕分け」により、

両立支援レベルアップ助成金について、財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止する等の指摘を受けた。これを受けて、平成 23 年 10 月から財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止し、以降は都道府県労働局で支給する予定である。

養育費相談支援センター事業

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（竹林 悟史室長）

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること
- 施策中目標6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

2. 事業の概要

（1）実施主体

企画競争を実施し、契約候補者を選定（民間団体等）

（2）概要

養育費の取り決め等に関する相談対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

（1）養育費相談支援事業

- ・全国の母子家庭等を対象に電話・電子メール等による養育費相談を実施
- ・都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち困難事例に対し、電話等による相談支援を実施

（2）研修事業

- ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等、地域において養育費に係る業務に従事している者を対象とする研修

（3）情報提供事業

- ・ホームページ、パンフレット等による、養育費の支払いや手続き等の情報提供や周知啓発等の実施

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

養育費相談支援センターの相談件数の指標をみると、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込める。

(2) 効率性の評価

養育費相談支援センターにおいて母子家庭等を対象に養育費相談を実施するとともに、都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち、困難事例に対し電話等による相談支援を実施することにより、全国的な養育費相談対応が実施でき、効率性が高いものと期待されている。

(3) 政策等への反映の方向性

養育費相談支援センターの相談件数は増加しているが、養育費の取り決めをしている者及び現在も養育費を受けている者の水準は低いことから、平成23年度予算概算要求において、所用の予算を要求する。

(概算要求額：60百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	養育費の取り決めをしている割合 (H15 34.0%)	—	38.8%	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
2	現在も養育費を受けている割合 (H15 17.7%)	—	19.0%	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
3	養育費相談支援センターの相談件数		—	1,540件 (10月～)	3,193件	5,162件
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
○1. 2については、「全国母子家庭等調査」（家庭福祉課調べ）						
○3. については、養育費相談支援センター調べ						

5. 特記事項

(4) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」（第173回国会内閣提出第29号）

○衆議院：児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

4. 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第48号）における父の所得による支給制限措置に係る改正規定については、ひとり親家庭の生活の安定及びひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長に資するよう、今後、養育費相談支援センターをはじめとする養育費の確保に係る取組を一層推進するとともに、その取組みの効果等を踏まえ、当該規定の在り方について検討すること。

(5) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

□養育費の確保

- ・養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長)

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策大目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策中目標1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県社会福祉協議会

(2) 概要

要保護者に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

- これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められるため（平成19年度：135件、平成20年度367件）、引き続き本事業を実施していく。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

貸付限度額は、担保に供される不動産の評価価額から求められることから、個々のケースにおける生活保護費の抑制額は、当該不動産の評価価額によっても変動することに留意する必要がある。

(2) 効率性の評価

・手段の適正性

本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的不公平の是正に資するものであることから、手段として適正であるため、引き続き本事業を実施していく。

・費用と効果の関係に関する評価

要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度にいう最低生活費程度の額を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

本貸付制度の要件を満たす被生活保護世帯については、生活保護における他法他施策活用の観点から、適切に利用へつなげていく必要がある。

(3) 政策等への反映の方向性

制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められ、生活保護費の抑制に資すると見込まれるため、所要の予算を要求していく

(概算要求額：未定)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	貸付決定件数(件) (前年度以上/毎年度)	—	—	135	367	集計中
	達成率	—%	—%	—%	271.9%	—%
2	貸付決定金額(円) (前年度以上/毎年度)	—	—	1,007,589	2,494,636	集計中
	達成率	—%	—%	—%	247.6%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考資料「生活福祉資金貸付実施状況等調査（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）」						

工賃倍増計画支援事業費補助金

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 施策小目標2 障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は低く、障害者が自立して生活するためには、工賃を引き上げる必要がある。本事業は、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画（工賃倍増計画）を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して、国が補助を行うものである。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

近年の厳しい経済情勢の中において、平成19年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃月額が平成20年度に増額（13,664円→14,438円）となっており、障害者の工賃水準が向上している。

(2) 効率性の評価

平成 23 年度までの 5 か年を計画期間として、各都道府県において「工賃倍増 5 か年計画」が策定され、工賃水準の引き上げのための事業が実施されているところであり、これを支援することで、全国的に障害者の工賃水準の引き上げが期待されることから、効率性は高いものと期待される。

(3) 政策等への反映の方向性

経営コンサルタントを受け入れた事業等について、工賃の引き上げにつながった好事例も出ているところであるが、さらに効果的に事業を実施するため、国庫負担のあり方などを見直し、平成 23 年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額：598 百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	「工賃倍増 5 か年計画の策定」 事業実施都道府県数	—	—	41	46	47
達成率		—	—	87.2%	97.9%	100%
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるもの。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	平成 19 年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃月額	—	—	13,664	14,438	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるもの。平成 21 年度分については、10 月頃を目途に公表予定である。						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	就労移行支援の利用者数（単位：人日分）（60.5 万人日分以上／平成 23 年度）	—	62,255	190,924	298,000	集計中
2	就労継続支援の利用者数（単位：人日分）（267.1 万人日分／平成 23 年度）	—	194,519	608,490	1,031,000	集計中

【調査名・資料出所、備考等】

平成19年度及び平成20年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものである。

5. 特記事項

(6) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

障害者基本法に基づく重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）

○ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

発達障害者支援開発事業

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 施策小目標1 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、指定都市（市町村、社会福祉法人等への委託可）

(2) 概要

国に発達障害者施策検討委員会、地方公共団体（全国20箇所）に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児（者）、その家族、関係者（以下「発達障害児（者）等」という。）への有効な支援手法を開発・確立する。

支援手法の開発は、発達障害児（者）等に対する支援方策をモデル事業として実施し、それを評価・分析することにより行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

支援体制の整備や支援手法の開発を行う地方自治体が、着実に増加する等発達障害者の支援の充実や手法の開発・確立に本事業は有効に活用されていると考えられる。

(2) 効率性の評価

発達障害者の支援手法の開発・確立を国が支援することにより、当該支援手法の普及が全国的に展開されることが期待され、全国的な支援体制の充実等を行っていく上で、効率性は高いものと期待される。

(3) 政策等への反映の方向性

発達障害者に対する社会的な理解が依然として他の障害者と比べて十分ではなく、また、取組は緒についたばかりであり、引き続き、事業を推進する必要があるため、平成23年度予算概算要求におい、所要の予算を要求する。

(概算要求額：295百万円)

4. 評価指標等

特になし

がん検診実施体制強化モデル事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

がんの早期発見・早期治療に向けた効果的な手法について評価・検討するために、特定の市町村をモデル市町村として選定し、以下のがん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業に対し、国が補助を行う。

○がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業

- ・要精検者の状況把握及び医療機関への受診勧奨
- ・当該市町村における受診率、要精検率、陽性反応適中度等の指標の検証
- ・精度管理のための検討会の設置及び本事業の効果の分析・評価
- ・以上についてのデータ管理等

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業をモデル市町村において適切に実施することにより、精密検査の精度が向上した。

(2) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、がん検診受診後のフォローアップや事業評価など、地方公共団体単独、とりわけ市町村単独では解決できない課題について、国が側面から支援を行うものであり、効率的で適正な手段であった。

■費用と効果の関係に関する評価

がん検診受診者のフォローアップにより、がん検診によるがん発見率の向上に繋がった。

また、がん検診の精度管理による適切ながん検診の運営が可能となり、がん検診にかかる費用の効率化に繋がった。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

(3) 政策等への反映の方向性

平成20年度限り

(概算要求額：0百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	胃がん検診受診率	12.4	12.1	11.8		
	達成率					
2	肺がん検診受診率	22.3	22.4	21.6		
	達成率					
3	大腸がん検診受診率	18.1	18.6	18.8		
	達成率					
4	子宮がん検診受診率	18.9	18.6	18.8		
	達成率					
5	乳がん検診受診率	17.6	12.9	14.2		
	達成率					
6	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度）	92.4	90.0	88.5	87.2	集計中
	達成率	102.6%	102.6%	101.7%	101.5%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 指標1～5：地域保健・老人保健事業報告						

- ・ 指標6：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。

また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。

5. 特記事項

(7) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① ・ 無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

(8) 各種計画等政府決定等の該当

① ・ 無

② 具体的記載

がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。

マンモグラフィ検診従事者研修事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、公益法人等

(2) 概要

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成するための研修事業に対して、国が補助を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療のために有効であった。

(2) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段であった。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的であった。

また、本事業を通じた当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られた。

さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療の推進に関して、費用に見合った一定の効果があったと考えられる。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を計上する。

(概算要求額：42百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	乳がん検診受診率	17.6	12.9	14.2		
達成率						
2	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度）	92.4	90.0	88.5	87.2	集計中
達成率		102.6%	102.6%	101.7%	101.5%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1：地域保健・老人保健事業報告 指標2：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。 <p>また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。</p>						

5. 特記事項

(9) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

(10) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。

要介護認定適正化事業

平成22年8月

老健局老人保健課(宇都宮啓課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
- 施策小目標 1 介護保険制度の適切な運営を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働省（ただし、事業の一部を、事業実施を適切に行うことができると認められる団体に委託することができる。）

(2) 概要

厚生労働省が各自治体からの要請に応じ介護認定審査会を訪問し、審査における基本的な考え方や判定手順などについて技術的助言を行い、その結果を取りまとめて全国の自治体に対して情報提供を行う。さらに、平成22年度は、これまで得られた知見等をもとに、要介護認定にかかる業務改善のための研修材料等を開発し、各自治体への普及を目的とした研修会を実施することとしている。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

本事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域差が是正されている。

(2) 効率性の評価

各地域の介護認定審査会に対して、より適正な審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く情報提供している。さらに今年度は、これまでに得られた知見等をもとに、各地域の介護認定審査会が自律的に適正化を推進するための研修材料等を作成・提供することとしている。取組を通じ、事業の対象でない自治体の介護認定審査会においても、要介護認定の適正化が期待されるため、効率性は高い。

(3) 政策等への反映の方向性

各自治体における要介護認定の状況に係る地域差は改善しているものの、今後も引き続き本事業により要介護認定の適正化を図っていく必要があることから、平成 23 年度予算要求において、所要の予算を要求する。

なお、審査における基本的な考え方や判定手順などを広く普及させるために、本事業の実施によりこれまで得られた知見を元に、今年度は、研修材料等を開発することとしている。

(概算要求額：171百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
達成率		—	—	-1.5p	1.2p	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
要介護認定等に係る認定調査結果等報告（老健局老人保健課調べ）						
平成 21 年度の数値については、平成 22 年 9 月頃公表予定						
達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率（地域差を縮小／毎年度）						

厚生労働省ネットワーク (共通システム) 最適化事業

平成22年8月

大臣官房統計情報部企画課情報企画室(佐々木裕介室長) [主担当]

全部局 [関連]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、地方厚生局、都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所、均等室)、検疫所

(2) 概要

「共通見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。

※参考：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

(3) 事業計画期間

平成17年度 ～ 平成24年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

中核的LANシステムの更改時（平成17年7月）に、これまで個々に調達していたインターネット回線を含めて調達を行うことにより、年間22,800千円の経費を削減し、また、中核的LANシステムの更改により、運用担当職員に係る業務処理時間を年間2,250時間削減し、最適化計画の目標値を達成した。なお、平成21年度も年間22,800千円の経費を削減したが、新たにセキュリティ対策の強化等を行う必要が生じたことから、206,805千円の経費の増加となった。今後は、最適化計画の見直しを平成25年度までを目途に行う。

また、WAN回線の統合等については、「共通見直し方針」を遵守し、平成20年4月から運用を開始しており、各個別システムの段階的な接続についても計画通り進められている。

今後、これらのシステム及びネットワークが更改時期を迎えるため、安定的な運用を維持するとともに、円滑な移行を着実に実施するための取り組みが重要となる。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為の活用による複数年の一括契約により、同一事業者による継続的な開発・運用が可能となり、単年度で事業者が変更される場合と比較して、業務引継に要する期間の削減や契約に係る事務の簡素化が図られた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

(4) 政策等への反映の方向性

中核的LANシステムについては、平成25年度に更改時期を迎えることから、最適化計画を見直しつつ、次期中核的LANシステムの更改準備を行う。

WAN回線については、平成24年度に更改時期を迎えることから、平成22年度には更改に向けた要件定義書の作成を行う。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成16年6月14日一部改定各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）

第2 施策の基本方針

II IT化に対応した業務改革

3 共通システムの最適化

共通システムの見直し方針に基づき、霞が関WAN（電子文書交換システムを含む。）及び政府認証基盤については、行政情報システム関係課長連絡会議における検討を踏まえ、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、2004年度末（平成16年度末）までに、また、府省内ネットワークについては、各府省において、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。（掲載場所：IT戦略本部ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

職業安定行政関係業務の業務・ システム最適化事業

平成22年8月

職業安定局労働市場センター業務室（櫻井眞一室長）

職業安定局総務課（宮川晃課長）

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるITを推進すること

政策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

（1）実施主体

都道府県労働局（公共職業安定所）

（2）概要

職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。

【実施施策（主なもの）】

- 1 利用者（国民、事業主）の利便性の向上
事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。
- 2 業務の処理の効率化・合理化
職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。
- 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し
これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、「職業安定行政関係システム（仮称）」として一体化する。
- 4 安全性・信頼性の確保

職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。

5 調達における透明性の確保

システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。

6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備

IT ガバナンスの強化と PDCA サイクルの確立

(3) 事業計画期間

平成18年度～平成22年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

6. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減計画

平成21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

2 削減業務処理時間

平成21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

3 オンライン申請利用率

電子申請の利便性向上のため、各種届出の添付書類の簡素化等を行い、オンライン申請利用率の向上に努めたが、目標率達成には至らなかった。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為による複数年度に渡る一括契約で、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステムの設計・開発に係る確認・引継期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。

繰越明許費により、システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、最適化計画開始後、その事態には至らなかった。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1 調達や最適化実施検討において、重要事項を外部委員や CIO 補佐官（オブザーバ）の参加する「最適化計画実施評価委員会」に諮り、適正性、公平性の確保に努めたことは評価できる。

2 職業安定局、支援事業者、設計・開発事業者間で「プロジェクト進捗会議」を設け、進捗管理、課題等について、原因を追及し、適切な対応を行っていることは評価できる。

- 3 オンライン利用促進については、現場職員への周知・徹底や国民への効果的な利用促進策の検討により、利用率向上に向けた一層の取組が求められる。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年(平成16年)2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告会）掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など該当システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。

⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

労災保険給付業務の業務・システム 最適化事業

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災保険業務課（植松課長）〔主担当〕

労働基準局総務課（前田課長）〔最適化計画の総合調整関連〕

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

（1）実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署

（2）概要

- 1 労災保険給付における本省払いへの集約化
労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。
- 2 システム化による業務効率化
次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。
 - ①労災保険特別加入に係る承認・給付業務、
 - ②第三者行為災害における求償業務
 - ③義肢等の支給業務
 - ④各種統計の集計業務
 - ⑤認定等の支援業務
- 3 メインフレームのオープン化

メインフレームを廃止してオープン化（※）するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。

（※）個々の業者や独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。）

4 他のシステムとの連携強化

他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。

◆参考：厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

（3）事業計画期間

平成 18 年度 ～ 平成 22 年度

（4）予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

（1）総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減経費

平成 21（2009）年度に最適化の効果が発現する削減経費については、目標値の 28 億円を下回ったが、年間 25 億円の削減を達成することができた。

2 削減業務処理時間

平成 21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

3 オンライン申請

特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）の利用件数が平成 20 年度の 679 件に比べ、平成 21 年度は 990 件と約 45%増加したが、その他の労災給付業務に係る手続については、利用件数、利用率とも大幅な向上にはつながらなかった。

（2）予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。

さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することが

できた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

最適化実施に係る他システムとの連携事項の検討については、取り決めた連携の実施内容の着実な実施について見守る必要がある。

労災保険給付業務に係る手続は、被災労働者等が行う手続が大部分を占めており、また、そのような手続のための公的個人認証の普及等の問題があることから、利用率は大幅に向上しなかった。

(4) 政策等への反映の方向性

平成23年度予算については、所要の予算を要求する。

オンライン利用促進については、窓口で利用勧奨を行う等、引き続き利用促進策を推進する。

7. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。

平成16年6月14日一部改定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用の可能性について検討する。

- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

(参考) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

監督・安全衛生等業務の 業務・システム最適化事業

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災保険業務課(植松課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [最適化計画の総合調整関係]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署

(2) 概要

1 相談業務効率化のための対応

(1) 相談支援システムを構築する。

(2) 録音音声等に対応する機能及びホームページの画面案内(FAQの掲載等)により24時間、365日稼働するシステムを構築する。

2 労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化等

免許管理業務の集中化を行い、免許証の印刷から加工までの処理を自動化する。

3 手作業業務のシステム化による業務効率化

申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務、安全衛生業務指導計画作成支援などの手作業業務をシステム化する。

※参考：厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

(3) 事業計画期間

平成18年度 ～ 平成22年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

4. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減経費

最適化を実施することにより年間27億円の経費削減を達成し、目標値の年間19億円を上回ることができた。

2 削減業務処理時間

平成21（2009）年度に最適化の効果が発現する削減業務処理時間については、目標値の11,992時間（1,499人日）を下回ったが、年間11,539時間（1,442人日）の削減を達成することができた。

3 オンライン申請

前年度に比べて、概ね利用率は向上したが、事業主が必要に応じ随時行う手続が大部分を占めており、また、そのような手続のための電子証明書の取得に係る費用や手間等の問題があることから、大幅な利用率の向上にはつながらなかった。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。

さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することができた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

平成23年度予算については、所要の予算を要求する。

オンライン申請の利用促進については、窓口での利用勧奨を行う等、引き続き利用促進策を推進する。

5. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
平成16年6月14日一部改定）

第2 施策の基本方針

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

（2）個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。

⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

（参考）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

労働保険適用徴収業務の 業務・システム最適化事業

平成22年8月

労働基準局労働保険徴収課(美濃課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [予算関連]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること。

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所である。

(2) 概要

労働保険適用徴収業務は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険徴収法)に基づく、労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険の総称)の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関する業務である。

労働保険適用徴収業務においては、労働保険料の申告や納付等の事務に係る大量のデータを処理しており、特に毎年6月1日から7月10日までを労働保険料の概算・確定保険料の申告期間(年度更新期間)としていることから、この期間に毎年約160万件の申告書が提出されている。

労働保険適用徴収業務の円滑な運営の支援を行うのが労働保険適用徴収システムであり、本事業を実施することにより、下記1から6に示すとおり業務処理の集中化、業務処理の合理化、国民サービスの向上、及びシステム運用業務の効率化等を図るものである。

下記1から6の概要については、労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>)を参照すること。

1. 労働・社会保険関係手続のワンストップ化

労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。

2. 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化

都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。

3. 申告書等の書類管理のシステム化

年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。

4. 問い合わせ対応業務等の外部委託化

従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う。

5. 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進

府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov（電子政府の総合窓口）に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化（多様なオペレーティングシステムが利用可能となる）、Web化（プログラムのダウンロード等が不要となる）、仕様の公開（事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる）及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。

また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。

6. メインフレームのオープン化

再構築によりメインフレームをオープン化（個々の業者の独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。）することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。

(3) 事業計画期間

平成18年度 ～ 平成24年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

削減経費及び削減業務処理時間について、平成21年度においては、最適化の効果は発現しない。オンライン申請について、利用促進策を推進した結果、目標値の達成には至らなかったものの、利用率が前年度に比べ向上した。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、平成18年度～平成21年度の4年間の一括契約により、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステム設計・開発に係る確認期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1. 平成20年度の最適化計画以降、PMO（最適化計画に係る省全体管理組織）、PJMO（各部局において策定している、業務・システム最適化計画ごとに設置される個別管理組織）、設計・開発事業者の三者による定例の報告会を毎月実施し、最適化計画を着実に実施している。
2. 最適化実施に係る他システムとの連携事項について、関係部局と検討を重ね、報告書等を取りまとめている。今後、この方針に沿って、関係部局と連携し着実に取り組む必要がある。
3. 最適化計画改定後の新たなスケジュールに沿って、一般競争入札によるハードウェア等の調達を実施したことや、運用・保守の調達について、一般競争による分離調達手続を行った。
4. オンライン利用促進については、電子申請体験コーナーの試行的実施など、周知・広報等の取組の結果、目標達成には至っていないことから、周知・広報等の方法の再検討も含め、利用率の向上へ向けて取り組んでいく必要がある。

(4) 政策等への反映の方向性

1. 平成23年度予算については、所要の予算を要求する。
2. オンライン申請の利用促進については、平成22年1月に、電子申請の窓口機能を総務省の電子政府総合窓口（e-Gov）に統合した。
平成22年度において電子申請の体験コーナーを全国の労働局に設置した。今後、体験コーナーの実施結果を踏まえた更なる対策を検討する。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
平成16年6月14日一部改定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

（2）個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

- ① 刷新可能性調査を通じ、
 - ・汎用パッケージソフトウェアの利用
 - ・オープンシステム化
 - ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
 - ・随意契約から競争入札への移行
 - ・データ通信サービス契約の見直し
 - ・国庫債務負担行為の活用
の可能性について検討する。
- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

租税特別措置に係る政策評価書一覧

別添5

租税特別措置等の名称	政策体系における位置付け
○ 事前評価書	
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	I-1-1
医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	I-1-1
グリーン投資減税	I-1-1
地震防災対策用資産の取得に関する特例措置(所得税・法人税)	I-1-1
平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長	I-1-1
医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	I-3-2
新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長	I-5-1
試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充	I-9-1
共同利用施設の特別償却制度の延長	II-5-1
公害防止用設備の特別償却制度の延長	II-5-1
産業活力再生特別措置法に係る税制上の特別措置の拡充	II-5-1
産業活力再生特別措置法に係る税制上の特別措置の延長	II-5-1
事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長(国税)	II-5-1
事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長(地方税)	II-5-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特別措置の適用期限の延長(国税)	II-5-1 VII-2-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特別措置の適用期限の延長(地方税)	II-5-1 VII-2-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長(国税)	II-5-1 VII-2-1
生活衛生同組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長(地方税)	II-5-1 VII-2-1
障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置	IV-3-1 VIII-1-2
中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)	V-1-1
譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充	VIII-1-1
事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	IX-1-3 IX-1-4
企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	IX-1-3 IX-1-4 III-4-2
サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制	IX-3-2
療養病床の転換に係る特別償却制度	IX-3-2
中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)の延長	X II-2-2
○ 事後評価書	
社会保険診療報酬の所得計算の特例	I-1-1

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限（最長3年間）を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>（1）移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた投資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>（2）相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等をした場合に残存投資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存投資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存投資者は、猶予税額及び利子税（年3.6%）を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人（※）について、移行期間中に、投資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存投資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>（課税判定時期等について）</p> <p>残存投資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存投資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課

4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことなく地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の 47.1%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.2%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。 ※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 22 年 6 月 日本医師会・四病院団体実施)速報値(今後、数値は変更されることがある)。以下「アンケート結果」という場合は同じ。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 (分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年) 持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、出資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。	

			<p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等により残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときは、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納付した場合は、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>
		②: 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																									
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成23年度以降も延長すること。 （租税特別措置法第12条の2第1項第1号、第45条の2第1項第1号、第68条の29第1項第1号）																																																									
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																									
4	評価実施時期	平成22年8月																																																									
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降償却率・取得価格を見直しながら2年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年（創設）</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成21年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のものに限定。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年（創設）	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																									
昭和54年（創設）	25%	800 千円																																																									
昭和56年	20%	1,100 千円																																																									
昭和58年	18%	1,400 千円																																																									
昭和60年	16%	同上 千円																																																									
昭和62年	同上	1,600 千円																																																									
平成元年	15%	同上 千円																																																									
平成3年	同上	1,800 千円																																																									
平成4年	同上	2,000 千円																																																									
平成5年	同上	2,200 千円																																																									
平成6年	14%	同上 千円																																																									
平成7年	12%	2,400 千円																																																									
平成9年	14%	4,000 千円																																																									
平成11年	同上	同上 千円																																																									
平成13年	同上	同上 千円																																																									
平成15年	同上	5,000 千円																																																									
平成17年	同上	同上 千円																																																									
平成19年	同上	同上 千円																																																									
平成21年 ※	同上	同上 千円																																																									
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで																																																									
7	必要性等	<p>① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>																																																									

		け	施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 近代的な医療用機器の普及により、良質な医療を提供できる。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成 23 年度) 高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。
		② 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要がある、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要がある、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額の要件を満たす高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グリーン投資減税
2	要望の内容	<p>(1)制度のコンセプト エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。 こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2)対象者 青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を実施した者</p> <p>(3)対象設備 エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、 ①個々の設備ごとに i)エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は ii)使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、 ②当該設備を本税制措置の対象とすること により、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。 また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4)措置の内容 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。 ①普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却 ②中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5)措置期間 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課

4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度(新設)
6	適用又は延長期間	平成 23 年度～平成 25 年度(3 年間)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>○ エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源CO2は、2030 年に 90 年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減 (産業部門) 1990 年 : 487 百万トン→2030 年 : 350 百万トン (▲27%) (運輸部門) 1990 年 : 217 百万トン→2030 年 : 154 百万トン (▲29%) (業務部門) 1990 年 : 164 百万トン→2030 年 : 104 百万トン (▲37%) ・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。 <p>○ 新成長戦略(平成 22 年 6 月)</p> <p>(2020 年までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 兆円超の環境関連新規市場 ・140 万人の環境分野の新規雇用 ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当) <p>こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー起源CO2排出量削減効果： (産業部門)12.2 百万トン (運輸部門)1.1 百万トン (業務部門)2.8 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・エネルギー起源CO2排出量削減量 ・再生可能エネルギー導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果> (産業部門)12.2 百万トン ※2030 年には 90 年比 27%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 (運輸部門)1.1 百万トン ※2030 年には 90 年比 29%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当。 (業務部門)2.8 百万トン ※2030 年には 90 年比 37%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当。 <平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み> 1.5 百万 kl(原油換算) ※08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数値は、以下のように限定的となる見込み。 エネルギー起源CO2排出量削減効果： (産業部門)2.0 百万トン (運輸部門)0.3 百万トン (業務部門)0.8 百万トン 再生可能エネルギー導入拡大効果:0.3kl(原油換算)
		② 税込減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) 上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。 本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化す

			<p>ることとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p>
--	--	--	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
2	要望の内容	<p>地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。</p> <p>①対象地域 ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>②対象者 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>③対象資産：緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>④特別償却率：100分の20</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>（内閣府要望経緯）</p> <p>昭和58年度 創設 昭和60年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 昭和62年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成元年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成3年度 適用期限2年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ 平成5年度 適用期限2年延長 平成7年度 適用期限2年延長 平成8年度 対象地域の拡充 平成9年度 適用期限2年延長 平成11年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成12年度 特別償却率の引き下げ 平成13年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定 平成14年度 特別償却率の引き下げ 平成15年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成17年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成19年度 適用期限2年延長 平成21年度 適用期限2年延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。

7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税制適用対象地域における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 対象資産の普及状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該税制適用地域対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	（分析対象期間：平成23年度～平成26年度） 緊急地震速報受信装置の導入により、主要動到達前の避難経路確保や製造機械の停止などの措置をとることができたケースが、平成20年の岩手・宮城内陸地震などで見られた。本租税特別措置が延長されない場合、緊急地震速報受信装置の普及が遅れ、近く発生する可能性のある東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合の被害の発生、拡大を抑制することができず、地震防災戦略の目標を達成できない恐れがある。
		② 税収減を是認するような効果の有無	（分析対象期間：平成23年度～平成26年度） 緊急地震速報の利活用の実態として、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成22年3月14日の福島県沖の地震の際に、デパートや小売店で館内放送を行い客の誘導に生かされたケースや、工場や倉庫において従業員の安全確保、機械の停止による被害防止策が取られたケースなどがあつた。今後、より普及が進むことでこういった予防策がとられやすくなり、被害拡大の防止に資するものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成19年3月の中央防災会議で内閣総理大臣より「緊急地震速報を政府一体となって、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようお願いしたい」とのご発言があつたことを踏まえ、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」が設置された。同会議を中心に政府一体となった取組を展開しているところであるが、一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要と

			<p>されており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで租税特別措置というインセンティブを与えることにより、地震防災対策用資産の取得時コストを軽減し、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、法的規制や義務付けについては以下の考え方により行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 政策誘導により自発的意思による設置・取得を促すことが、「自助・共助」の取組を喚起するという考え方に沿うものであり、法的規制はその次のステップであること。・ 緊急地震速報の一般向けの提供開始から日が浅く、利活用の実態として被害防止策が取られた事例があるものの、義務付けに至るまでの十分な事例が蓄積されておらず、当面はインセンティブを与えての普及促進に努めるのが適当であること。
--	--	--	--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
2	要望の内容	平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、取得初年度に基準取得価格（取得価格の1/2）の15%を割増償却できるが、この制度を平成23年度以降も延長すること。（租税特別措置法第12条の3、第45条の2第3項、第68条の29第3項）
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 2年延長 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで。
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 療養環境の改善に対する国民の要請に応え、良質で適切な医療を提供する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物への建替えを促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物が増えることにより、療養環境が改善し、良質な医療を提供できる。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 (分析対象期間:平成23年度) 改正後の構造設備基準を満たさない医療機関が減らないことにより、療養環境が改善しない。

		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>病院の建替えに係る費用は膨大で、医療機関の負担は大きいことから、本特例措置による税負担の軽減は有効な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新基準に基づく医療機関への建替えについては、税制上の本特例措置の他に政策融資等の支援策がとられている。</p> <p>本特例措置により建替えに向けたインセンティブを与え、建替えに係る費用負担の軽減を図るとともに、建替えのための具体的な資金調達手段として、政策融資による財政上の手段を与えている。</p> <p>このように両者は平成12年改正の政策目標を達成するための両輪であり、双方の支援措置により順次建替えが進んでいると評価できる。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	要望の内容	<p>医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間延長する要望を行うもの。</p> <p>○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台 (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度及び平成21年度に2年毎の適用期限の延長を行った。</p> <p>○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台</p> <p>○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外)</p> <p>○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ)</p> <p>○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 利用者視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること 施策中目標2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療安全に資する医療機器等の国内販売台数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成19年度～平成21年度) 医療機関の経営に多大な影響が生じることから、医療安全に資する機器等の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。
		② 税込減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成19年度～平成21年度) 医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。 また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
2	要望の内容	<p>近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ(H5N1)が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、国民に大きな健康被害を発生させ、最大2500万人が罹患、15～64万人が死亡すると想定されている。こうした中、1日の入院患者が最大10万1千人見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、平成21年度税制改正において、本税制を措置したところ(適用期間2年間)。</p> <p>このような状況の中で、平成21年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、医療提供体制については、新型インフルエンザ患者入院医療機関に係る補助等の措置を講じて対応。</p> <p>現在のところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行は沈静化しているところであるが、今後再流行が生じる可能性もあり、また今回とは違った型の新型インフルエンザが発生するおそれもある。</p> <p>また、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(平成22年6月10日)においても、医療体制について、以下のような提言がなされているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国は、これに対する必要な支援を行うべきである。 ・具体的には医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受入れる専門の医療機関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な財政支援を行う必要がある。 <p>以上の点を踏まえると、医療提供体制については引き続きその充実が求められるところであり、本税制については継続して措置することとしている。</p>
3	担当部局	健康局結核感染症課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年4月1日より2年間の措置として創設(平成23年3月31日まで)</p> <p>平成23年4月1日より2年間の延長措置を要望中</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型インフルエンザ発生時、初期対応を行う感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき都道府県等が病床確保を要請した医療機関)における医療提供体制を確保する必要がある。また、新型インフルエンザ発生後、多数見込まれる入院患者に対処するには、感染症指定医療機関等の感染症病床のみでは不足するため、臨時に開設する病床における感染防止のため、簡易陰圧装置の設置が必要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)</p> <p>安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5)</p> <p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標1)</p> <p>感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>パンデミック期において最大10万1千人と見込まれる入院患者に対応できるだけの簡易陰圧装置を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>感染症指定医療機関等(約4,060カ所、約4,060台)に簡易陰圧装置を設置</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>この租税特別措置等により、政策目的である簡易陰圧装置の必要数の確保を図る。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	—
		② 税収減を是認するような効果の有無	—
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新型インフルエンザは、感染力が強く、全国的に急速に拡大するおそれがあるため、不足が見込まれる入院施設の確保を容易にする簡易陰圧装置を、全国各地に幅広く設置を促すためには、設置補助に加え税制を活用することは着実に進めるためには有効である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充	
2	要望の内容	試験研究費の総額に関する税額控除制度について、控除上限の10%引上げ等	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和42年度:増加型(増加試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・昭和60年度:中小企業技術基盤強化税制創設 ・平成5年度:特別共同試験研究に関する税額控除制度創設 ・平成15年度:総額型(試験研究費の総額に関する税額控除制度)創設 ・平成20年度:高水準型(平均売上高の10%を超える試験研究費に関する税額控除制度)創設 ・平成21年度:(経済対策)総額型拡充 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に関する税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分: <ul style="list-style-type: none"> ①総額型控除上限20%→30%については平成22年度末まで ②繰越期間は最長平成24年度末まで 	
7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行うことで、革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引産業へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)</p> <p>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策目標9)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>(施策目標9-1)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>現行の試験研究税制は、活用実績が高く、特に医薬品産業においては控除限度額まで活用されるなどにより、試験研究費は年々増加してきており、医薬品・医療機器産業の研究開発活動を有効に支援してきたといえる。</p>
		② 税收減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成16年度～平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の研究開発費の推移 平成16年度: 8,485億円 平成17年度: 9,541億円 平成18年度: 10,497億円 平成19年度: 12,198億円 平成20年度: 14,136億円 平成21年度: 13,271億円 <p>(出典:各社決算短信)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	共同利用施設の特別償却制度の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成21年度)
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	① 政策目的
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設の拡大を通じた経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p>

			<p>生活衛生同業組合等は国の施策に沿った事業を実施しており、営利事業を行うものではないため、余剰金による積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的インセンティブを講ずることで、共同利用施設の取得を促進することが可能となる。さらに資金力の脆弱な組合に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に共同利用施設を取得するための財源確保が行えるよう措置する必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、デフレの影響、円高による国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備の特別償却制度の延長
2	要望の内容	公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着回収装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレンを使用しているが、テトラクロロエチレンは健康被害及び環境汚染を引き起こすことから、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により環境規制が行われており、活性炭吸着回収装置の導入により当該環境基準を満たし、公害防止対策の円滑な推進を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境基準超過施設割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（平成20年度環境基準超過施設割合＝6.0%（廃液）、3.3%（排気） 厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。 健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。

			さらに資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による潤沢な資金供給を行うことで、円滑に本装置の導入が図られるよう措置を講じていく必要がある。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見過ごすこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。
		② 税収減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月) テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要がある、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充																																																					
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。）に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>産活法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号 (括弧書きの部分)</td> <td>合併 (資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>3号 (括弧書きの部分)</td> <td>分割 (資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>0.8%</td> <td>0.2%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>現在、産活法の一部改正を検討中。改正後も税制面の取扱いについて従来と差が生じることのないよう、所要の税制改正を行う。</p>	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号 (括弧書きの部分)	合併 (資本金が増加する場合の合併)	0.15%	0.1%	0.05%	3号 (括弧書きの部分)	分割 (資本金が増加する場合の分割)	0.15%	0.1%	0.05%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率																																																			
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																			
2号 (括弧書きの部分)	合併 (資本金が増加する場合の合併)	0.15%	0.1%	0.05%																																																			
3号 (括弧書きの部分)	分割 (資本金が増加する場合の分割)	0.15%	0.1%	0.05%																																																			
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																		
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																		
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																			
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																		
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																		
	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%																																																		
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																		
3	担当部局	健康局生活衛生課																																																					
4	評価実施時期	平成22年8月																																																					
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成11年度 創設</p> <p>平成12年度 税率の引き下げ</p> <p>平成13年度 2年間延長</p> <p>平成15年度 5年間延長</p> <p>平成18年度 2年間延長</p> <p>平成20年度 2年間延長</p> <p>平成21年度 1年間延長、拡充</p> <p>平成22年度 2年間延長</p>																																																					
6	適用又は延長期間	平成22年4月～平成24年3月																																																					
7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p>																																																				
		② 政策体系における政策目的の位置付	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等に</p>																																																				

		け	より、生活衛生の向上、推進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標 (ROE、ROA:平成 22 年度値+2%) を上回ることを目指す。 また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3 年間でエネルギー生産性の 6% 以上向上又は炭素生産性の 7% 以上向上を実現することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画 (3 年以内) の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする 【事業再構築計画、経営資源再活用計画】 ➢ ROE\geq2%ポイント (経営資源再活用計画では ROA) ➢ 有形固定資産回転率\geq5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq6% 【経営資源融合計画】 ➢ 修正 ROA\geq3%ポイント ➢ 有形固定資産回転率\geq10% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq12% 【資源生産性革新計画】 ➢ エネルギー生産性:+4% (平成 23 年度以降に開始する計画は+6%) ➢ 炭素生産性:+5% (平成 23 年度以降に開始する計画は+7%)</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 24 年 3 月) 分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、約 9 割が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。 また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。現在、これらの企業行動を政策的に支援するための産活法改正を検討しているところだが、既存で措置されている現行産活法に基づく企業再編・事業再編行為に伴う登録免許税の軽減措置についても必要不可欠であり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 24 年 3 月) これまで本措置を活用した計画のうち、約 9 割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も、本措置活用により、企業の実産性向上と計画終了後の利益確保 (税収の増大) に寄与。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p>
---	-----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長
2	要望の内容	<p><制度概要> 産活法に基づく認定事業再構築、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる事業の譲渡及び一定の要件を満たす資産譲渡に伴い不動産を取得し、かつ、当該認定計画に係る事業の用に供したときは当該不動産に係る不動産取得税について、本則(土地、住宅3%、住宅以外の家屋4%)の1/6を軽減する。</p> <p><要望の内容> 再生局面にあるなど雇用の維持に一定の効果があるものに適用対象を見直した上で、措置の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成11年10月 創設</p> <p>平成13年4月 2年間の延長</p> <p>平成15年4月 2年間の延長、拡充</p> <p>平成17年4月 2年間の延長</p> <p>平成19年4月 2年間の延長、拡充</p> <p>平成21年4月 2年間の延長、拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月～平成25年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。 また、構造的な資源価格の高騰・変動に耐えうる新たな経済産業構造の構築のため、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 時々の経済状況により目標の達成が困難となる場合があるが、産活法の認定を受けた計画は生産性の向上を全て達成することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。 【事業再構築計画、経営資源再活用計画】 ➤ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有形固定資産回転率$\geq 5\%$ ➤ 従業員一人当たり付加価値額$\geq 6\%$ <p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 修正 ROA$\geq 3\%$ポイント ➤ 有形固定資産回転率$\geq 10\%$ ➤ 従業員一人当たり付加価値額$\geq 12\%$ <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ エネルギー生産性: +4% (平成 23 年度以降に開始する計画は+6%) 炭素生産性: +5% (平成 23 年度以降に開始する計画は+7%)
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p> <p>本措置は、債務超過であったり、利益が確保できていないなど、企業経営が厳しい局面で利用されるケースが多いが、軽減額と同額の利益を確保するには軽減額の数十倍の売上増が必要なケースもあるなど、厳しい局面での本措置の活用が企業経営に与える影響は相当程度大きく、目標達成への寄与度も高い。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月)</p> <p>本措置の活用計画では、事業の譲渡企業が民事再生中の案件や債務超過の状況に陥っているなど、再生局面で行われる事業譲渡が9割以上であり、仮に本措置が延長されなかった場合には、こうした再生局面における事業譲渡が行われにくくなり、事業の継続やそれに伴う従業員の雇用の確保等が難しくなることが想定される。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成しており、全体として税収の増大、雇用が確保されている。特に雇用維持効果のインパクトは大きく、本措置を契機とした事業譲渡により本来であれば失われていた経営資源が有効されることで、数百名単位の雇用が維持されたケースもあり、税収減額に比してその効果は高いと言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業が行う行為には様々なものがあり得るが、本措置は、極めて限定した抜本的な行為に着目し支援を講じている。これらの行為の重要性は、業種、企業規模によらず等しいものであり、また、経済環境など様々な要因によりその件数は変化しうるものであるために、補助金よりも税制支援が適している。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長						
2	要望の内容	<p>生活衛生関係業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12 租税特別措置法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 租税特別措置法施行規則第5条の9、第20条の3</p>						
3	担当部局	健康局生活衛生課						
4	評価実施時期	平成22年8月						
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p style="text-align: center;">昭和62年 創設</p> <p style="text-align: center;">平成21年度 国税において延長</p>						
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)						
7	必要性等	<p>① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生関係業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本目標Ⅱ</td> <td>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策大目標5</td> <td>生活衛生の向上・推進を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策中目標1</td> <td>生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</td> </tr> </table> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生関係業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p style="text-align: center;">設備取得額</p>	基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること	施策中目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
基本目標Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること							
施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること							
施策中目標1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること							

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係事業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の事業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係事業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	要望の内容	<p>生活衛生関係業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42の7、第68条の12 同法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 同法施行規則第5条の9、第20条の3、第22条の25 地方税法第23条、第51条、第72条の23第1項、第292条第1項第3号、第314条の4</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年 創設</p> <p>平成21年度 国税において延長</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生関係業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生関係業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備取得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係事業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の事業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係事業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	①	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		②	<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融资による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の116%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第57条の10）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を行うこと 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行って

			<p>おり、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>	
		<p>② 税収減を是認するような効果の有無</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>	
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要がある、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の116%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第57条の10）	
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）	
7	必要性等	① 政策目的等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じることが必要。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 16%割増繰入限度額

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があり、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長	
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の32%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第61条）	
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和39年 期限切れごとに延長要望（直近は、平成21年度）	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化による安定した事業運営の確保及び健全な育成・発展。 ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 留保所得額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。

			<p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要がある、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要がある、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得の特別控除制度（留保金額の32%相当額）の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 （租税特別措置法第61条）
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年 地方税において創設 平成21年度 地方税において延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[生活衛生関係事業者等]</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p> <p>[消費生活協同組合等]</p> <p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策中目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化による安定した事業運営の確保及び健全な育成・発展。</p> <p>ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となる必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 留保所得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生同業組合等が、共同事業、資金の斡旋に係る事業等を行っており、組合事業と組合員の事業は極めて密接に関係している。組合事業の健全性が確保されない場合、組合員の事業活動にも連鎖し、重大な影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 318万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。消費生活協同組合等は多くの組合員や国民の生活に多大な影響を与えており、このため、消費生活協同組合等の財政基盤の悪化は、国民生活への影響につながるものである。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤は未だ十分な水準になく、また営利性のある事業を行っていないため、余剰金が発生しにくいことに鑑み、適切な内部留保水準に引き上げるためには、引き続き、租税特別措置法に基づく本政策措置を適用することにより、財政基盤の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであることから、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があり、引き続き、株式会社日本政策金融公庫の融資とともに本政策措置を講ずることは不可欠である（消費生活協同組合等は融資制度対象外）。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に内部留保促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による国内民需の低下、デフレの影響等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p> <p>② 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置では</p>

		ない。
--	--	-----

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 （所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） 障害者を雇用し、かつ雇用割合が50%以上（雇用障害者数が20人以上の場合は25%以上）の場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%（工場用建物32%）の割増償却ができる。</p> <p>○ 不動産取得税の減額措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成元年4月1日から平成23年3月31日までの間に、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成2年1月2日から平成23年3月31日までの間に、助成金の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。 当該特例措置の適用期限については、平成23年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度）、昭和49年度（不動産取得税の減額措置）及び昭和51年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設以来、各措置についてそれぞれ平成22年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	2年間の延長

7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成 21 年 6 月現在 1.63%と前年度比 0.04 ポイント上昇しているものの、法定雇用率 1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所（※ 1）の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※ 1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者を雇用し、かつ雇用割合（※ 2）が 50%以上（雇用障害者数が 20 人（※ 2）以上の場合は 25%以上）の事業所。また、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合（※ 2）が 50%以上かつ 20 人（※ 2）以上障害者を雇用している事業所。以下同じ。</p> <p>※ 2 短時間労働者を除く重度障害者は 1 人を 2 人として、重度以外の障害者である短時間労働者は 1 人を 0.5 人として計算。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標 3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策中目標 1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標 2：障害者の雇用を促進すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率 1.8%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年 1 回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の改善が鈍化することが見込まれる。</p>

		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日)</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、本措置が、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者多数雇用事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できる。</p> <p>また、平成 19 年に出された労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)	
2	要望の内容	適用期限を延長する。(2年間)	
3	担当部局	厚生労働省職業能力開発局育成支援課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度 創設 平成20年度 対象を中小企業等に限定、総額型を導入 平成21年度 2年間の延長	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)	
7	必要性等	③ 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が行う人材育成を含めた取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の生産性を向上させ、中小企業の活性化・健全な発展を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を提供すること 施策中目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の実産性の向上や、経営環境の変化への対応を実現し、わが国の中小企業の実産性の増加、競争力の強化を図ることを目的とする。 特に中小企業の実産性は低水準で推移しており、大企業との比較では約2倍の格差が存在する。また、主要国と比較しても低い水準にとどまっており、全体的に底上げを図っていく必要があることから、中小企業の実産性割合を大企業並み(0.42%程度)とすることを目標とする。 ＜参考＞ 実産性(従業員(注)一人あたり付加価値額)の推移 平成17年度 514万円(中小企業)、1,060万円(大企業) 平成18年度 523万円(中小企業)、1,105万円(大企業) 平成19年度 529万円(中小企業)、1,090万円(大企業) 平成20年度 509万円(中小企業)、924万円(大企業) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 今回の延長によって、平成24年度における中小企業の実産性割合(労務費に占める実産性割合)を0.30%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成22年度に実施したアンケート調査(1,917社回答)において、約98.2%の企業が実産性向上のためには従業員に対する実産性訓練は必要であると回答した。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されな	(分析対象期間:平成17年度～平成24年度) 中小企業の実産性投資が低い水準にとどまることとなり、大企業と中小企業との実産性実産性の格差は依然大きいままとなることが懸念される。(平成20年度法人企業統計(実産性):大企業924万円、中小企業504万円)、また、諸外国と比較しても我が国全体の実産性投資比率は低水準で

		<p>かった場合の影響</p>	<p>あるあることから、生産性向上に資する教育訓練投資の停滞により企業の生産性及び競争力の劣後、それに伴うさらなる人材の質の低下という悪循環に陥る状況が懸念される。</p> <p>なお、平成22年度に実施したアンケート調査(1,917社回答)においても、約98.2%の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要であると回答している。</p>
		<p>④ 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成17年度～平成24年度)</p> <p>中小企業が積極的な教育訓練を実施するインセンティブとして、本税制は非常に効果的。企業にとって生産性向上に寄与する教育訓練について、本税制の活用によって当該教育訓練を増加させている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり、人材育成が困難な状況にある。特に資金繰りが厳しい状況下では、人材育成への支出を抑制しがちな中小企業に対して、一定水準以上の教育訓練費の支出を促し、中小企業が自らの経営事情に応じて継続的に人材投資を実施することに対してインセンティブを与える本税制は政策手段としての的確である。また、対象者が限定的となる補助金等の予算措置とは異なり、一定の要件を満たした中小企業を広く対象とすることが可能となる税制措置による支援が効果的である。</p> <p>また、教育訓練費割合の達成状況を勘案し、対象とする水準を0.15%以上から0.25%以上に引き上げるなど、適切な見直しを図っている。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充	
2	要望の内容	<p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した者が、一定の手続により5,000万円まで特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和33年大令第15号）第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p>	
3	担当部局	障害保健福祉部	
4	評価実施時期	—	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 障害者の地域生活への移行を促進させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成17年度入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上を地域生活へ移行させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備することで、障害者の地域生活への移行が促進される。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されな	地域生活への移行のための基盤整備が不十分となる可能性があり、障害者の地域生活への移行が進まないおそれがある。

		かった場合の影響 ② 税込減を是認するような効果の有無	本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、(特に遊休の)民間資産の有効活用につながることを期待でき、これによりサービス提供体制の整備が図られ、障害者の地域移行が進むと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	
2	要望の内容	<p>適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。</p> <p>このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。</p>	
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望のため該当なし。	
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。	
7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標ⅠX：高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-3：企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>施策目標1-4：企業年金等の適正な運営を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進し、企業年金等の健全な育成をことにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>また、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避（適用者数） ・適格退職年金から企業年金等への移行件数

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、移行しない場合の不利益が明確になり、適格退職年金から企業年金等への移行が一層促進される。</p> <p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保が図ることができる。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p>
		② 税収減を是認するような効果の有無	<p>(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。	
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 1年間の延長 平成16年度 1年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長	
6	適用又は延長期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間の課税凍結)	
7	必要性等	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏えると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅠX: 高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策中目標3: 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標4: 企業年金等の適正な運営を図ること 基本目標Ⅲ: 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4: 勤労者生活の充実を図ること 施策中目標2: 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を

			<p>図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響</p>	<p>(分析対象期間:平成17年4月～平成21年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2010年8月16日時点の長期金利は0.955%。直近の10年間でも1.5%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。 ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約7割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定給付企業年金、確定拠出年金は平成13年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。
		<p>② 税収減を是認するような効果の有無</p>	<p>(分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果(※)、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ※NPO法人確定拠出年金教育協会(2007年) ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実は、人材確保に資する。 ・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改革により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けて、新築された同法第34条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.0割増（耐用年数35年以上のものについては2.8割増）で償却することができる。</p> <p>また、生活支援施設付き高齢者向け優良住宅の場合は、5年間4.0割増（耐用年数35年以上のものについては5.5割増）で償却することができる。</p> <p><要望内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記制度の対象を改正予定の高齢者住まい法に規定するサービス付き高齢者住宅(仮称)とする。 ・併せて適用要件の拡充を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 床面積の要件を35㎡から30㎡に引き下げる。 ② 床面積の要件に、共同住宅にあつては、各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を、各独立部分の床面積の割合により配分して算入する。 ③ 補助受給要件を廃止し、代わってバリアフリー構造等の基準を設ける。
3	担当部局	老健局高齢者支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成13年度 創設</p> <p>平成15年度 延長・縮減</p> <p>平成17年度 延長</p> <p>平成19年度 延長・縮減</p> <p>平成21年度 延長・拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成25年3月31日まで2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者住宅の整備促進を図る。</p>
	① 政策目的	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅹ</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること。</p> <p>施策中目標2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること。</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 サービス付き高齢者住宅（仮称）の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	<p>（分析対象期間：平成23年度～平成24年度） 租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者住宅（仮称）の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p>
		② 税込減を是認するような効果の有無	<p>（分析対象期間：平成19年度～平成24年度） 今後急増する単身高齢者や要介護高齢者（※）に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考 単身高齢者は約1.5倍（2005年→2015年） 要介護高齢者は約1.7倍（2005年→2025年） 要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成12年と平成19年を比較すると約2.3倍に増加</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	療養病床の転換に係る特別償却制度
2	要望の内容	<p>療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度（※1）の適用期限を、介護療養病床の廃止期限（※2）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※1 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格（取得価額の50%）の15%の特別償却を行うことができる制度。</p> <p>※2 介護療養病床の廃止については、平成24年3月31日を期限としていたが施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている。</p>
3	担当部局	老人保健課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度税制改正要望により創設。（2年間） 平成21年度税制改正要望により延長。（2年間）
6	適用又は延長期間	<p>介護療養病床の廃止期限（※）を踏まえ延長を要望する。</p> <p>※ 介護療養病床の廃止については、施設の転換意向や患者の状態像の調査結果を踏まえ、今後の方針を決定することとしている</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>療養病床の再編成においては、医療の必要性の低い患者の受け皿として療養病床を老人保健施設等に転換することとしており、当該転換に係る特別償却制度を延長することにより、円滑な転換を図る。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策中目標2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を推進すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>療養病床の転換について特別償却制度が適用された場合、転換に要した費用に応じて負担の軽減が効果的に発揮されるため、介護施設等へ転換するインセンティブとなる。</p>

8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響	平成23年4月以降に転換を考えていた施設が老人保健施設等へ転換しなくなる可能性がある。
		② 租税減を是認するような効果の有無	<p>介護療養病床の老人保健施設等への転換は、いわゆる社会的入院を解消し</p> <p>① 高齢者の状態に即した適切なサービスの提供</p> <p>② 医療保険や介護保険の財源の効率的な活用</p> <p>③ 医師、看護師など限られた人材の効率的な活用</p> <p>を目的として進めているものであり、租税減に足る効果が認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>療養病床の再編成に当たっては様々な意見があることから、その推進に当たっては支援を充実させることが必要であり、当該制度や予算措置によって少しずつ進んできたところ。しかしながら、多くの介護療養病床においては、期限直前での転換を検討していたことや、国会での発言などにより、転換が進んでいない状況である。したがって、仮に、廃止期限を延長した場合、その期間に併せて円滑な転換を推進するため当該制度を存置する必要がある。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)の延長
2	要望の内容	・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	保険局総務課保険システム高度化推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)
7	必要性等	⑤ 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅻ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること 施策中目標2 レセプトオンライン化のための取り組みを推進すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの50%以上とする。 また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を2020年度までに40%に引き上げる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成24年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合26%を達成する。
8	有効性等	① 租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 (分析対象期間:平成23年4月～平成25年3月) ・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上IT投資額が減少することが見込まれる。
		⑥ 税収減を是認するような効果 (分析対象期間:平成20年4月～平成21年3月) ○経済波及効果 ・本税制による経済効果として、IT投資の押し上げ効果を試算すると、



		の有無	減税額 1 に対し、約 1.57 倍の効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none">・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選択することが出来る制度設計が可能な、税制による資金面での支援が最適である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書【要旨】

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例										
2	租税特別措置等の内容	<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であって、その金額が 5,000 万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,000 万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 4,000 万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超 5,000 万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500 万円以下の部分	72%	2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%	3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%	4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%
収入金額	控除率											
2,500 万円以下の部分	72%											
2,500 万円超 3,000 万円以下の部分	70%											
3,000 万円超 4,000 万円以下の部分	62%											
4,000 万円超 5,000 万円以下の部分	57%											
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課										
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年創設 昭和 54 年見直し (一律 72%としてした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和 63 年見直し (5,000 万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)</p>										
6	適用期間	期限なし										
7	必要性等	① 政策目的	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p>									
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>									
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはかれるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。</p>									
8	有効性等	<p>① 租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況</p> <p>(分析対象期間:平成20年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関(白色申告者)の割合は平成 17 年では 81.8%であったのに対し、直近(平成 20 年)では 85.2%となり、80%を超える高い水準で増加傾向にある。</p>										

		況	
		② 税込減を是認するような効果の有無	(分析対象期間:平成20年) 特例対象者とその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が5,000万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。